

第2部 日本における有機農業

第4章 日本における有機農業の発展過程

1. 本章の目的及び構成

市場の失敗に対処する方法はラベルと領域性のふたつがある。ラベルは有機農業では認証制度として応用される。一方の領域性は、物理的空間としての「地域」という身近な空間を活用した「地域密着」と、抽象的空間として同じ意識を持つ生産者と消費者をつなぐ「産消提携」が応用形態である。この時の「産消提携」は、必ずしも地理的な近さを必要としない。

日本の有機農業は、以上のようなラベルと領域性の両方の発展過程を持つ。その流れは次のようである。日本では、まず、1970年代に領域性の中でも「産消提携」という形態から有機農業が運動として発展してきた。「安全な食」を介して地方の生産者と都市の消費者が直接出会う場として「産消提携」が用いられたのである。80年代、有機農産物は全国的に拡大することになり、90年代初めには政府による認証制度が整備されることになる。この時期から日本の有機農業は領域性からラベルの方に転換することになる。しかし、このような認証制度の導入以降、日本有機農業はラベルを使う代わりに、「産消提携」やより地域の生産者と消費者の密着した形としての「地域密着」という領域性が強化される方向とにいる。

本章では、このようなラベルと領域性の形成過程を日本における有機農業の発展過程から確認することを目的とする。次節では、日本における有機農業の始まりを見る。第3節では、日本における有機農産物認証制度の導入について見る。

2. 日本における有機農業の始まりと産消提携

有機農業運動が登場してくる背景として、1956年に始まる有機水銀系農薬の残留問題（表4-1参照）、1968年に始まる有機塩素系農薬の残留問題（表4-2参照）、そして1960年代の公害問題などの環境汚染問題があった。

表4-1 有機水銀系農薬の残留問題

1956年	農業技術研究所の富沢氏によって日本植物病理学会で有機水銀系農薬が稲わらや籾中に残留していることが分かった。
1960年7月	「コメの中の水銀」という特集が「科学読売」で扱われる。
1962年	水俣病の原因の物質がメチル水銀であることが熊本大学の研究班によって明らかになる。
1964年	新潟県阿賀野川流域で新潟水俣病が発生、有機水銀の危険性が広がる。
1966年3月	衆議院科学技術振興対策特別委員会で「農薬の残留毒性の科学的究明及び対策樹立に関する件」が決議される。
1967年	農林省「農薬残留の緊急対策に関する調査研究」開始
1968年3月	第1回目の農薬残留基準の告示がリンゴ、ブドウ、キュウリ、トマトの4つの作物におけるBHC、DDT、パラチオン、砒素、鉛の5つの農薬で行われた。

出所：筆者作成

表4-2 有機塩素系農薬の残留問題

1968年10月	福岡県大牟田市を中心に発生したPCB中毒事件、カネミ・ライスオイル事件で有機塩素剤（PCB）の危険性が発見される。
1969年	アメリカ・ミシガン湖産のサーモン（Coho Salmon）からDDTが検出される。
1970年	BHC、DDTなどの有機塩素剤が使用禁止される。
1970年11月	農薬取締法改正（1970年12月8日成立、1971年1月14日公布、1971年4月1日施行）

出所：筆者作成

このような「農薬被害」から健康と「食の安全」を守るために、生産者と消費者が市場を介さず、直接取引することになった。「共同購入活動」「産直」「消費者自給農場³¹」などの形態が生まれた。生産者と消費者が信頼関係を醸成するためには、そのような形態が必要であった。これらの形態に共通する考え方が「産消提携」であった（久保田 2005, p.251）。「産消提携」は、安全な食べものを介して消費者と生産者が直接出会う手段である³²。つ

³¹ 70年代初め、東京の消費者グループが作った「たまごの会」が代表的な例であり、消費者たちが自給のために実践する農場を指す。

³² 産消提携に関しては、国民生活センター（1981）と榊瀧・久保田（1992）があり、消費者集団に注目した研究を行った。地域自給経済に着目した研究としては、国民生活センター（1987）がある。波多野（1998）は、兵庫県の事例を用い具体的な提携の特徴を明ら

まり、消費者は、「食の安全」と環境にやさしい農産物を求め、一方、生産者は農薬や化学肥料を大量に使用する近代農業が環境負荷や健康被害をもたらしたことへの反省として有機農業を模索していた。両者は市場の取引を通しては相手を見つけられず、信頼できる相手を直接探すことになった³³。

このような「提携」を中心にした有機農業運動は1978年11月、日本有機農業研究会が開いた第4回全国有機農業大会において「生産者と消費者の提携の方法」（提携十カ条）として、その性格と内容が明らかになり（久保田 2005、p.257）、産消提携を基本とする有機農業運動が全国に広がっていった。

提携は3つの段階を経て展開してきた。すなわち、①開始期：70年代に高島町（山形県）、市島町（現・丹波市、兵庫県）、三芳村（現・南房総市、千葉県）などの生産者が、それぞれ消費者グループとの出会いをきっかけとして活動を開始し、現在の運営形態の基となるモデルを模索した時期、②拡大期：80年代、大都市だけではなく地方の都市でも有機農産物を求める消費者の団体が生まれ、それぞれの地域で生産者と結びつくことで提携運動が地域的に拡大した時期、③多様化期：90年代、そうした試行錯誤の結果、地域や参加者に合った提携形態や運営方法が多様化し、消費者の離合集散によって活動が展開し始めた時期である（波多野 2004、p.58）。

多様に変化する産消提携のなかで、産消提携の主体の変化に着目すると、「生産者」に関しては、生産者団体から個人生産者まで多様な形で実践されてきた。波多野は、兵庫県下において有機農業に関する消費者団体・生産者団体を発足年度順に整理し、活動地域、団体の性格、提携先、参加者数を示した（波多野 1998、p.12）。それによると、1990年までは提携の成立によって拡大はしてきたものの、規模は縮小している。また組織の変化を見ると、70年代には消費者団体と生産者団体が提携を結ぶ形態（組織型）が中心であった。だが、80年代前半には、消費者団体が組織を形成しない複数の生産者と提携する形態（未組織型）が、さらに80年代後半には、消費者は団体を形成しているものの提携先の生産者は一個人である形態（個人型）が現れ、こうした3形態が並存する特徴があるとしている。

産消提携に関して消費者集団に注目した研究に、国民生活センター（1981）と榎瀧・久保田（1992）がある。前者は、有機農業生産者との提携運動の組織化過程を主体によって三つの類型に分け、A型＝消費者集団主導型、B型＝消費者集団と生産者集団の提携（集

かにした。久保田（2005）は、日本の有機農業運動で中心的存在であった日本有機農業研究会を中心に産消提携の展開を示している。岸田（2003）は、生産者と消費者の信頼関係を重視する有機農業を論じている。富田（2001）は、農協が主体になって、提携を中心とした有機農業によって地域の活性化を目指す岡山県の高松地区の事例を紹介している。高橋（2005）は、提携を有機農業経営論の視点から論じている。保田（1983）は、地域再生の視点から有機農業の提携の役割について論じている。榎瀧（2008）は、有機農業運動の展開過程の特徴として提携という運動形態に焦点を当て有機農業運動の意義を探っている。³³ 安さを重視する産直活動や、消費者の立場から「よりよいものをより安く」を掲げていた生協運動とは視点が異なっている（榎瀧・久保田 1992、p.153）。

回間提携型)、C型=生産者主導型(国民生活センター1981、p.41)と呼んでいる。後者は、有機農産物の流通が増加するなかで、提携運動の展開を明らかにするために、全国の消費者集団へのアンケート調査を行い、発足時期や規模、会員数の変化、有機農業生産者との提携に何を求めているのかという理念や目的など、消費者集団としての意識や方向性を明らかにした。

現在も、消費者の多様なニーズと生産者の多様な条件から提携は様々な形態を生み出している(金2007、p.186)。生産者も消費者もかつてはグループとして参加していたが、現在では個人として参加する形態も増えている。また、配送されてきた有機農産物の仕分け作業以外に消費者が義務として行っていた援農、全量取引、有機農業の学習、場合によっては災害に備えての基金の積み立てなどの運動的な性格(本城2004、p.44)は、専業主婦の減少やリーダーの不在などの社会的変化によって弱まり、それに代わって配送業務などを行う専従者を置いて労働負担を軽減するグループ、生協に組織替えをするグループ、配送だけを宅配便で行うグループ、店舗を開くグループなども現れている(久保田2005、p.267)³⁴。

このように変化してきているものの、産消提携は日本の有機農業運動の基礎であり、「生産者」と「消費者」との信頼を基にした人間関係の追求を続けている。

3. 日本における有機農産物認証制度の導入³⁵

日本で有機農業の表示問題が提起されるきっかけとなったのは、1988年の有機農産物の不当表示問題である。1970年代、生産者と消費者が直接出会う「産消提携」として始まった有機農業は、1980年代に入ると、有機農産物が一般消費者に広く知られるようになり、「大地を守る会」、「ポラン広場」など専門流通事業者が有機農産物市場に参入し、拡大していった時期であった。つまり、「有機農産物」であることが付加価値を生み出すキーワードとなることを意味していた³⁶。しかし、それは「有機農産物」と偽装して利益を追求しようとする人たちの参入をももたらし、80年代後半には有機農産物の偽装表示問題が発生

³⁴ 有機農産物の消費・需要側主体は、消費者個人、消費者組織、生活協同組合(生協)、農業協同組合(農協)、有機農産物専門の流通事業者、商業者など、さまざまである(高橋2005、p.240)。これらのすべてが提携に分類される活動を行っているというわけではない。

³⁵ 日本の認証制度に関しては、久保田(2001、2003a、2003b)、本城(2004)、小川(1998)で詳しく論じられている。

³⁶ 左海(1998)が紹介している「ポラン広場」は有機農業をビジネスとして扱い、専門流通業者による大規模化を目指していることから、市場志向型有機農業の代表的な事例として取り上げられている。また、鄭(1998)は政策支援を受けた兵庫県の実例を取り上げ、単作の大規模化した有機農業の可能性を示している。高橋(2002)は有機農業を経営的な面からとらえ、慣行農業と比較した経営分析を行っている。小川・酒井(2007)は、有機農産物のマーケティングに焦点を当てEUとアメリカ、中国や国内の多数の実例を取り上げている。

することになった。顔の見える関係である「提携」が中心になっていた時代には表示そのものが必要ではなかったが、有機農産物が一般的に流通するようになると有機農産物であることを示す表示が必要となり、不当表示問題が発生し始めたのである。1988年9月、公正取引委員会は「無農薬」や「完全有機栽培」と不当に表示している農産物を摘発した。このような有機食品の不当表示問題が起きたことをきっかけに政府は1989年に「有機農業対策室」を設置し、有機農業に関連した環境保全型農業に対して様々な政策を打ち出していった（表4-3参照）。

1992年になって、政府はこのような不当表示問題を解決するために「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を作成した。このガイドラインで「有機等」とされたのは、有機農産物だけでなく、「減農薬」までを含むからであり、このことが「有機農産物」の境界を曖昧にし、有機農業に対する明確な政策が打ち出されたわけではなかった³⁷。その後、1996年になって出された「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」において92年のガイドラインの一部を見直し、「有機農産物」と「特別栽培農産物」のふたつに分類して、明確に定義されることになった。

1999年には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律³⁸」（JAS法）は改正され、「有機」という言葉は第三者による認証を受けなければ使えなくなった。これまでのガイドラインでは、強制力がなく、「有機栽培」の表示に混乱が見られ、改正JAS法には罰則規定が加えるなど、規制の色が強くなった。有機認証を受けるには様々な手続きに時間がかかり、また認定料³⁹や必要な書類を揃えるなどのコストもかかる。大規模農家であればその負担にも耐えることができ、同時に認証によって遠くの大市場をも開拓できるチャンスとなる。

一方、小規模農家はその負担に耐えきれず、有機認証を取ることを断念し、消費者との「提携」を強めるようになる。消費者との間に信頼関係が醸成されていれば、認証は必要ないからである。皮肉にも、「提携」に戻ることで、1970年代の有機農業運動の原点に戻るきっかけとなった。有機JAS認証制度は、有機農業の振興を目指したものであったが、市場志向的な性格を持っていたために、多くの小規模な有機農家には不利になったことが

³⁷ 日本有機農業研究会をはじめとする有機農業団体や消費者団体の反対があったにもかかわらず、施行された。

³⁸ JAS規格（日本農林規格）は、JAS法に基づいて定められた飲食料品や林産物などの製品の基準である。JAS規格を満たしていることが確認（格付）された製品にはJASマークを付けることができる。JAS法の目的は、①日本農林規格（JAS規格）の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理性、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化をはかること。②農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択を資すること。主な内容は、①JAS規格による検査に合格した製本にマークをつけることを認める「JAS規格制度」と②品質表示基準に従って表示を全ての製造業者又は販売業者に義務付ける「品質表示基準制度」で分かれる。

³⁹ 有機農業推進協会では、①個人認定の場合、30a未満50,000円、1ha未満75,000円、3ha未満100,000円、5ha未満120,000円の他、検査員の交通費、宿泊費が実費で徴収される。②グループの場合、上述の調査費に、構成員人数×15,000円が徴収される。

根本的な問題であった。

表4-3 環境保全型農業関連政策の推移

年月日	内容
1989.5.29	農林水産省内に「有機農業対策室」設置
1992.4.15	有機農業対策室を改め「環境保全型農業対策室」
1992.10.1	「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」制定
1994.4.8	農林水産省内に環境保全型農業推進本部設置
1994.4.19	全国環境保全型農業推進会議が発足（H7に第1回コンクール）
1996.12.16	「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に改訂
1997.2.28	「環境保全型農業推進憲章」制定
1997.12.25	「ガイドライン」を改訂（米、麦を追加）
1998.12	農政改革大綱・農政改革プログラム
1999.7.12	食料・農業・農村基本法成立
1999.7.22	JAS法の一部改正（生鮮食品の原産地表示、有機食品の表示等）
1999.7.25	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」成立（同年月日施行）
2000.3.24	食料・農業・農村基本計画が閣議決定
2000.8.10	認定農業者の愛称名「エコファーマー」に決定「行動指針」を策定・翌日公表
2001.3.1	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に改訂（有機を削除）
2002.6	「有機畜産に関する検討会決定」公表
2005.7	「有機農産物の日本農林規格」改定案議決
2005.8	「有機畜産物の日本農林規格」「有機飼料の日本農林規格」制定案及び「有機農産物加工食品の日本農林規格」改定案議決
2005.10	「有機農産物の日本農林規格」「有機農産物加工食品の日本農林規格」全部改正、「有機飼料の日本農林規格」「有機飼料の日本農林規格」制定
2006.12	「有機農業の推進に関する法律」成立

出所：農林水産省

政府による「有機表示」基準作りは、1970年代に始まる日本の「有機農業」で使われてきた有機農業の定義を無視する形で進んでいった（本城 2004）。日本の有機農業を主導してきた日本有機農業研究会が「有機農産物の定義⁴⁰」を公表したのが、表示問題が発生す

⁴⁰ 「有機農産物とは、生産から消費までの過程を通じて化学肥料、農薬等の人工的な化学物質や生物薬剤、放射性物質等をまったく使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたものをいう。」

る1カ月前の1988年8月のことであった。しかし、この有機農産物の定義は、従来の有機農業の定義とずれており、日本有機農業研究会はそのずれを整理するために有機農産物の定義を改めて公表することになったのである。有機農産物表示の混乱に関連して久保田(2001)は、『有機農業』『有機栽培』に対する認識を共通のものにすること、栽培方法・生産方法に適合したものかを確認すること、それがわかりやすい商品表示として表現されることが大切である」と指摘している。しかし、結果的に政府は有機農業研究会の定義を考慮することはなかった。

国際的には、アメリカで1990年に有機農産物の基準・認証を含む農業法(当該部分は「1990年有機食品生産法」と呼ばれる)ができ、EUも1991年に食品に関する規制が作られた。1999年7月にはFAO/WTO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)における有機食品の表示基準の検討が進展し、国際基準として「有機食品の生産・加工・表示・及び販売に係るガイドライン」(国際規格)が採択された⁴¹。国際規格が成立することにより、有機認証を得た農産物の貿易が促進されることになり、有機農産物市場に競争圧力が加わるようになった。

このような有機認証制度を利用する農家はそれほど伸びていない。2003年12月有機認証を受けた農家は、4,451戸であった⁴²が、2008年6月現在は5年前に比べて3,377戸で減っている⁴³。

4. 小括

日本における有機農業は、環境問題が深刻化していた1970年代に、農薬を使わない安全な食材を求める都市消費者と、環境負荷の大きい近代農業を止めて「環境にやさしい」有機農法に転換したいと考えていた農家とが、相互の理解と利益に基づいて「産消提携」の形で始まった。

産消提携は、70年代以降、現在に至るまで、多様な形で変貌してきている。これまでは、生産者側は団体から個人まで多様な形で変化してきたが、消費者側は団体による提携が多かった。これは、産消提携を成り立たせる条件として生産者の立場をよく理解している運動的な性格をもつ消費者に焦点を合わせてきたためである。しかし、このような消費者団体による運動的な性格は専業主婦の減少やリーダーの不在などの社会的変化によって弱まり、それに代わった多様なグループが現れている。さらに現在は、個人として参加する形態も増えている。つまり、産消提携は、消費者の多様なニーズと生産者の多様な条件から様々な形態を生み出していると言える。このように変化はしているものの、産消提携は今でも日本の有機農業の特徴であり、「生産者」と「消費者」との強い信頼を基にして維持されつ

⁴¹ この段階では「有機畜産」は対象から外れる。

⁴² 金(2005)

⁴³ この数字は、登録認証機関から報告による農家戸数であり、実際の農家戸数より少ない。

つある。

一方で、80年代には有機農産物の市場が拡大し、多くの専門流通業者等が参入するようになる。そのことが、有機食品の不当表示問題を引き起こし、それをきっかけにして政府は90年代初めに有機農産物のガイドラインを作成し、有機認証制度を確立する。これによって有機認証を受けて広域的市場に進出する大規模生産者が現れる一方、有機認証を得るためのコストを負担できない小規模生産者は産消提携や地域密着を強化し、有機農業の原点に回帰するという現象が生じた。

前者のタイプの有機農業は、市場志向的であり、認証によって規定される狭義の定義に従うのに対し、後者のタイプは、生産者と消費者の結びつきを重視することから、コミュニティを維持強化するという役割を担うことになる。

第5章 日本における地域密着有機農業：「あしがら農の会」の事例

1. 本章の目的及び構成

前章で確認したように日本の有機農業は「産消提携」という領域性から始まり、「有機認証」というラベルの導入によってラベルを用いるタイプと、再び「産消提携」と「地域密着」という領域性を重視するタイプに分かれている。領域性は、前者は抽象的空間として同じ意識を持つ生産者と消費者をつなぐものであり、地理的に遠くなる場合もある。これに対して後者は物理的空間としての「地域」という身近な空間を活用したものである。

ここでは日本の「地域密着」の事例を見ていくことにする。その事例として、小田原市の「あしがら農の会」（以下、「農の会」と記す）生産者グループと消費者を取り上げ、両者間で見られる「信頼関係」を中心にした具体的な取組みについて検討していく。

「農の会」の活動は、生産者と消費者の出会う場である日本有機農業の典型的な形である「産消提携」とは少し異なり、より地域に密着した形の取組みを行っている。消費者の場合も本来の消費者グループではなく、消費者個人による購買行動を見せている。このような消費者はただ農産物の購入だけではなく、農作業にも関わっている積極的な行動も取っている。その中で、生産者と消費者の間の交流が頻繁に行われ、両者の信頼関係の構築に努力している。本章では、このような地域密着有機農業の様子を見ることにする。

このような地域密着有機農業が所得以外の面で多くの評価すべき成果を上げていることは、ケイパビリティ・アプローチによって評価できることを示す。地域密着有機農業が目指してきた「食の安全」や環境保全の他、生産者と消費者の間の交流などの地域の活性化は、人々の暮らしの良さ（Well-being）を構成する重要な機能である。マーサ・ヌスバウムのケイパビリティのリストには、地域密着の有機農業が目指している機能が多く含まれることを示す。

本章の構成は次の通りである。第2節では、生産者17名を対象に行ったアンケート結果を用い、生産者の有機農業に対する意識を確認する。第3節では「農の会」の生産者から有機農産物を購入している消費者124名に対して行ったアンケート結果を用い、消費者を類型化し、その特徴を明らかにする。第4節では、有機農業を評価する方法としてマルチア・センのケイパビリティ・アプローチについて取り上げる。第5節では、有機農業とケイパビリティについて検討する。

2. 「あしがら農の会」生産者グループ

2. 1. 「あしがら農の会」の活動

「農の会」は、神奈川県小田原市を中心とした足柄地域で「地域・旬・自給」を理念に

1993年に設立され、2004年からはNPO法人として活動している。「農の会」が活動している足柄平野は、富士山東麓や丹沢山地西部、箱根火山北東部を源流部にもつ、流域面積約582km²、幹線流路延長46kmの酒匂川流域の下流部に位置し、奥行き約15km、幅約4.5kmのほぼ長方形の形をした扇状地性の平野である。その中心都市である小田原市は、20万人、7万7千世帯が住む。「農の会」は、地域資源を活用し、地域住民とともに自給可能な「農のある暮らし」を追求している。足柄平野は、生産者と消費者が直接、出会うことのできる「顔の見える関係」が維持できる大きさであり、循環型生活圏を作るのに適した規模であると考えられている。表5-1は、「農の会」が目指す基本的な考え方と活動方針である。

表5-1 「農の会」が目指す考え方と方針

基本的な考え方	①足柄地域の健全な循環型生活圏づくりの一助となる
	②足柄地域にふさわしい、農業と市民生活の混在する風土作りに寄与する
	③市民と地域がお互いに恩恵を受ける新しい暮らし方を提案する
活動の方針	①放棄農地の復興をはかるとともに、その発生を減少に寄与する
	②化石燃料への依存を減らし、自然の力を活用する農法を確立する
	③市民自給型の新しい暮らし方を追求し、提案していく
	④市民農 ⁴⁴ と農家との互恵のしくみをつくる

出所：金（2005）

注1：市民農とは、自らの食料自給のために農作業に参加する地域住民をいう。

図5-1は、「農の会」の活動実態を示したものである。「農の会」は、「生産者」と「消費者」から構成されるが、「農の会」の場合、「消費者」では生産者と別個のグループというイメージを与える恐れがあり、「消費者」も農作業に関わる存在であることを明確にするために「市民」と呼んでいる。2005年11月の時点で「農の会」に参加している農家は21世帯であり⁴⁴、消費者は124世帯である。

両者は、「田んぼ会」や「お茶の会」で共同作業を行っている（表5-2参照）。この共同作業に参加している農家（図のBで示される）も消費者（「市民農」と呼ばれる。図のCで示される）も収穫したものは自分で食べ、販売は行っていないという意味で「自給」している。ここに属する人たちは、消費者の場合には、将来、農業に就きたいと思っている人たちが含まれ、農家の場合には、農業を始めたばかりで販売するほどの収穫をあげて

⁴⁴ 「農の会」の会員のなかには、法律上「農家」になれる「農家資格」をもつ人は5軒しかない。そのため、「農の会」が農地を借り、農業をやりたいと思ってきた人に農地を貸す形になっている。ここでは共同グループ以外、販売及び自給を目的に個別的に農業を行っている家族単位をすべて「農家」と呼ぶことにする。

いない人たちが含まれている。その人たちはやがて販売して収入を得る独立した農家（図では A で示される）となっていく。A、B、C は「農の会」で中核的な役割を果たしている。

農作業に参加しない市民（図の D で示される）も、単に宅配の野菜を購入するだけでなく、「料理の会」、収穫祭⁴⁵、「新規就農者のための研修会」などに参加する機会が開かれている。農業に対する関心が強く、将来、「農の会」に積極的に参加する潜在性を持つ人たちである。

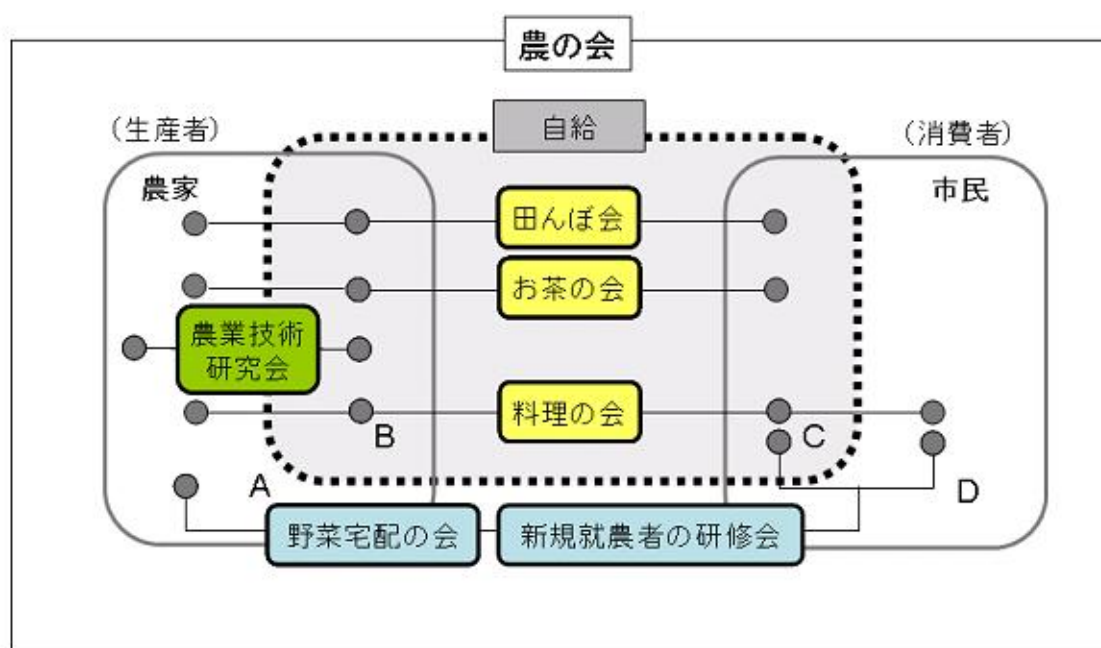


図5-1 「農の会」の活動実態図

出所：金（2005）

「農の会」では6つの個別グループが活動している。まず、「田んぼ会」と「お茶の会」は、農家と市民の共同作業の場であり、自給用に生産している。「料理の会」は農家と市民のすべてを対象に有機農産物の料理を紹介する交流の機会を提供している。「野菜宅配の会」は、生産した有機野菜の宅配を行う生産者とそれを購入する消費者のグループであり、生産者は直接消費者に配達し、消費者との間に密接なコミュニケーションが保たれている。「新規就農者の研修会」は、農業に取り組もうとする市民に対して農家が現場研修を行い、農業を始めるアドバイスをしている。「農業技術研究会」は、米ぬか抑草などの研究や「あしがら農暦」の制作を進めている。このように、「農の会」は、生産者と消費者が密着して

⁴⁵ 「農の会」の収穫祭は、毎年12月に行われ、生産者と消費者の200人近い人数が集まり、交流を深めている。

多様な活動により有機農業を実践している。

表5-2 「農の会」の個別グループ

性格	個別グループ	内容
販売	野菜宅配の会	足柄地域の総面積 5 ha で個別農家による野菜栽培及び週 2 回 120 軒の消費者への宅配
交流	田んぼ会	足柄平野 14 ヶ所、総面積 3 ha、200 家族の自給用田んぼの耕作
	お茶の会	お茶畑 0.25ha、市民共同管理や参加、放棄地の活用
	料理の会	「地域の旬の農産物を畑から」の視点で、料理の紹介
技術開発	農業技術研究会	稲作・野菜・養鶏・養豚でそれぞれ技術研究
教育	新規就農者の研修会	新規就農者希望者向けの体験研修

出所：金（2005）

2. 2. 「農の会」の生産者の目指すもの

2004年12月の収穫祭で行われた「農の会」のマップ作りのワークショップの際に、自由記入方式の生産者アンケート調査を実施した。当時21名の生産者のうち、18名から回答を得ることができた。表5-3は、その結果をまとめたものである。質問の中から「なぜ農業を」「農業への思い」という項目に対する答えを基に生産者の目指すものを検討する⁴⁶。

「なぜ農業を」という問いに対する答えとして最も多かったのは、「農のある望ましい暮らし」であった。これは、「自然の中で生きる暮らし」や「ゆとりのある暮らし」を指している。「農の会」の生産者には、会社勤めを辞めて、農業を始めた人が多く、都会の暮らしに対して不満を抱いていたために、このような答えになったと考えられる。これは広い意味で環境を志向した答えと言える。その次に「安全な食べもの作り」が来ている。

「農業への思い」については、「自然に近い生活」を求めている人がもっとも多く、次いで地域循環であった。農業とは地域の循環を可能にするものであり、環境志向の回答である。その次に人間関係が来ているが、これは農業を通じて人間関係を強めたいと感じているからであり、「農の会」に対する仲間意識の強さの現われである。

その次に「安心で安全な食作り」が来ている。自由回答にしたため、「安心で安全な食作り」と答えた人の数は多くはないが、有機農業を始めた動機は「安心で安全な食作り」であり、その思いはこの数字以上に強いと言える。したがって、有機農業にかかわる生産者にとって環境と「食の安全」は重要な目的である。

⁴⁶ 「農業への思い」には無回答が4名あった。

表5-3 「農の会」の生産者が目指すもの

質問項目	回答数	答え
なぜ農業を	7	農のある望ましい暮らしを求めて
	3	安全な食べもの作り
	2	自給自足
	2	農家出身だから
	1	国際協力、農業に感動、偶然、子供（それぞれ回答1）
農業への思い	6	自然に近い生活
	3	地域循環
	2	人間関係
	2	安心で安全な食作り
	1	地産地消、家庭菜園（それぞれ回答1）

出所：アンケートより作成。

両方の項目から「農の会」の生産者が目指すものは「農のある、自然に近い暮らし」であると言える。これは、「農の会が目指す考え方と方針」（表5-1）の内容とほぼ一致している。「農の会」は、同じものを目指す生産者たちの集まりであり、グループとして共通の活動を実践することは、足柄地域で循環型生活圏作りを目指す原動力となっている。そして、そのことが「農の会」に参加する人たちの間の信頼関係の形成に結びついていると考えられる。では、次節で消費者の意識について見ていくことにする。

3. 有機農業への期待から見る消費者類型：地域環境派と食の安全派⁴⁷

これまでの産消提携の中でも消費者に関する研究は消費者団体に関する分析が中心であったが、その集団に属する消費者個人や、組織化せずに提携に参加している消費者個人に関する研究はこれまで十分に行われて来なかった。1979年の「有機農業生産者実態調査」によると、消費者集団と提携している有機農業生産者は全体の36%（305人中109人）を占め、消費者個人と提携している生産者は約10%（30人）しかない（国民生活センター1981、p.17）。このことが消費者個人に関する研究が遅れている理由と考えられる。

現在では、組織されていない消費者たちと提携を結ぶケースは全国各地で増えつつあると言われている。こうした消費者個人との提携が増えている要因としては、専業主婦が減少したため、提携活動に参加できる時間がとれなくなった人たちが、個人の立場を選ぶよ

⁴⁷ この節は、金氣興「有機農業の産消提携における消費者類型：地域環境派と食の安全派」有機農業研究年報 vol.7、日本有機農業学会、コモンズ、2007年12月8日、pp.185-197（査読付き）の論文を基にしている。

うになったことがあげられる。また、生産者の一方的な価格や量の提示、消費者の仕分け作業の義務化などの負担も要因となっている（波野 2004、pp.62-66）。消費者個人としての提携そのものは新しいわけではないが、消費者個人の行動の分析は、新たな産消提携の可能性を考えるうえでも重要である。

したがって、ここでは、産消提携活動に参加している消費者個人に注目し、有機農業生産者との提携に対してどういう意識を持っているのかによって類型化し、それぞれのグループの特徴を明らかにする。消費者の類型化によって、同じように有機農産物を購入している消費者であっても、環境と「食の安全」というふたつの目的に対する態度の差が明確になる⁴⁸。

3. 1. 研究対象と調査方法

「農の会」の消費者 124 人を対象とするアンケートを 2005 年 11 月に実施した⁴⁹。アンケートは、生産者の協力によって消費者から注文を受けた農産物を宅配する際にアンケート用紙も配ってもらい、翌週の宅配の時に回収してもらった。

消費者を類型化するために、SPSS で主成分分析⁵⁰を行い、得られた主成分得点からさらに SPSS のクラスター分析⁵¹を行い、消費者類型を求めた。

有効回答数は 100 人（81%）である。「農の会」の活動への参加の有無を聞いたところ、参加がもっとも多かったのは年一回行われる収穫祭であり、回答数 97 のうち 28 であった。次いで、料理の会が 19、お茶摘み会が 13、田んぼの会が 12 であった。回答者の 80% 強の人が図 5-1 の D（農作業に参加しない市民）であり、残りの 20% 弱の人が農作業に参加する C に分類される。

3. 2. 消費者の類型化

3. 2. 1. 消費者の属性

消費者の属性は次の通りである。まず、男女別には男性 5 名、女性 93 名である（欠損値 2）。年代は、図 5-2 のように有効回答数 89 人中、40 代と 50 代が約 30% で最も多く、

⁴⁸ 韓国の消費者の満足度に関する研究としては、ノ・チェヨン、アン・ビョンリョル（2005）がある。

⁴⁹ アンケートは吉野馨子・白戸佑希子と 3 人で行った。

⁵⁰ SPSS（Statistical Package for the Social Sciences）は社会科学分析のデータ分析のために使われる統計解析プログラムである。仮説を立ててから観察された変数がどのような潜在的な要因の影響を受けているかを見るためには、因子分析の主因子分析が適当であるが、ここでは求められたアンケートの結果からその関連性を見るために、そのデータの特徴を説明する主成分を抽出する方法である主成分分析を行った。

⁵¹ ある基準に基づいたデータを集団に分けていく解析分析。

30代以下と60代以上がそれぞれ20%であった。職業(有効回答数88人)では主婦が50%で最も多く、成人前の子供がいる消費者は49.4%(有効回答数77人)であった。

農産物の購入期間は図5-3のように、有効回答数87人中、1年以上2年未満が27%で一番多く、1年未満と2年以上3年未満が同じく23%であった。3年以上の長期間の利用者は27%である。

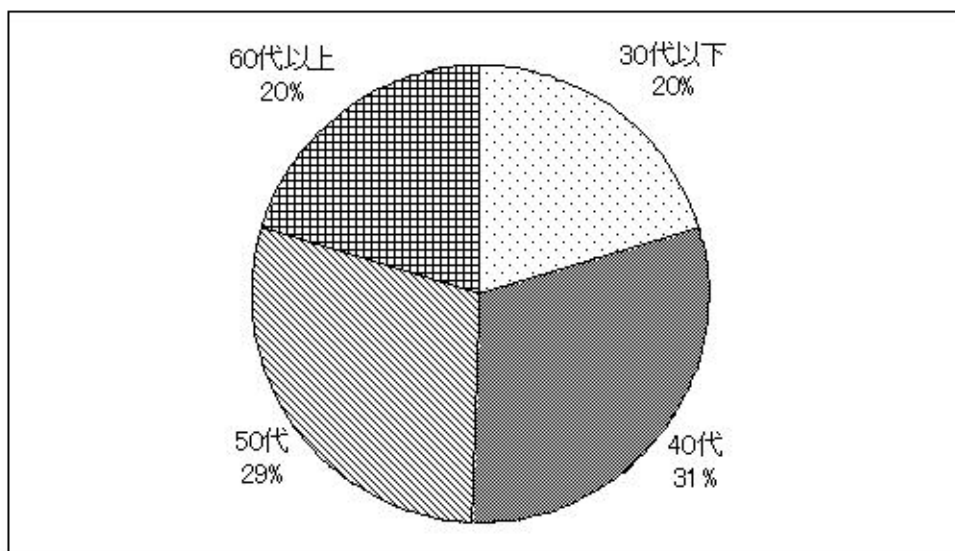


図5-2 消費者の年代

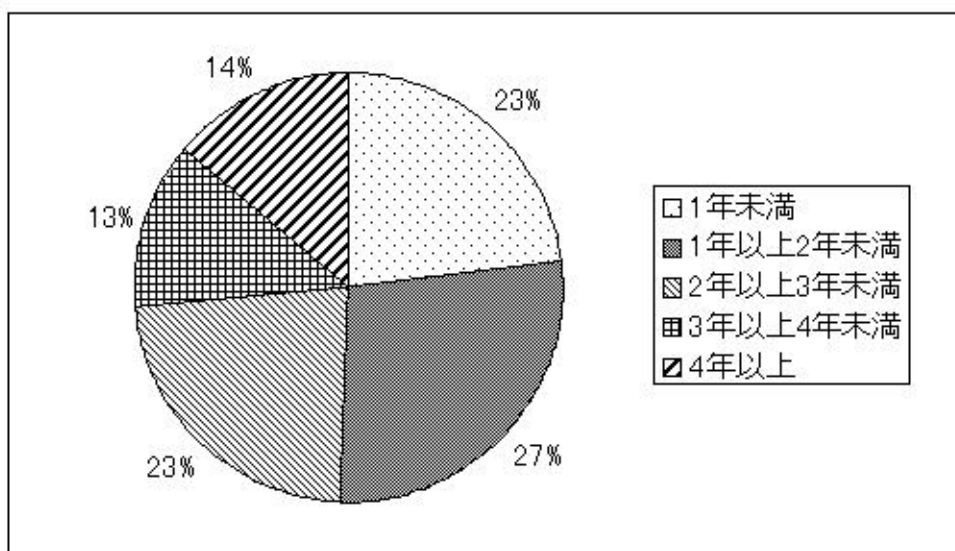


図5-3 購入期間

3. 2. 2. 「農の会」に関する消費者の理解度

「『農の会』についてご存知のものを（次の6つの選択肢から）選んでください」（複数回答）という質問から、「農の会」に対する消費者の理解度をみた（6つの選択肢は表5-4の通りである）。有効回答数は96人、平均回答数は一人当たり4であった。表5-4にはその回答結果も示されている。一番回答数が多かったのは「1. 自然との共生や地域循環を考え、有機農業をおこなっている」で、96人中95人が選んでいる。次いで「6. 農のもつ楽しみや文化を感じられる活動も各種おこなっている」を選んだのは75人であり、「2. あしがら地域での食の地域自給について考えている」と答えたのが73人であった。

表5-4の選択肢はすべて「農の会」の理念や実践の内容を反映しているため、6つ全部を選択した人が一番よく理解していることになる。図5-4は複数回答の数を示している。4つ選択した消費者が一番多く、全体の28%（有効回答数96人）であり、6つ選択した消費者は22%である。1つだけ選択した人は5人だけで、いずれも「1. 自然との共生や地域循環を考え、有機農業をおこなっている」だけを知っていた。

表5-4 「農の会」について知っていること

選択肢	回答数
1 自然との共生や地域循環を考え、有機農業をおこなっている	95
2 あしがら地域での食の地域自給について考えている	73
3 会として決まった作り方はなく個々の生産者の考え方に任せている	44
4 新しく農業に従事した生産者が主なメンバーである	51
5 農業をしたいという全ての人に、土地や技術などの提供を考えている	36
6 農のもつ楽しみや文化を感じられる活動も各種おこなっている	75
合計	374

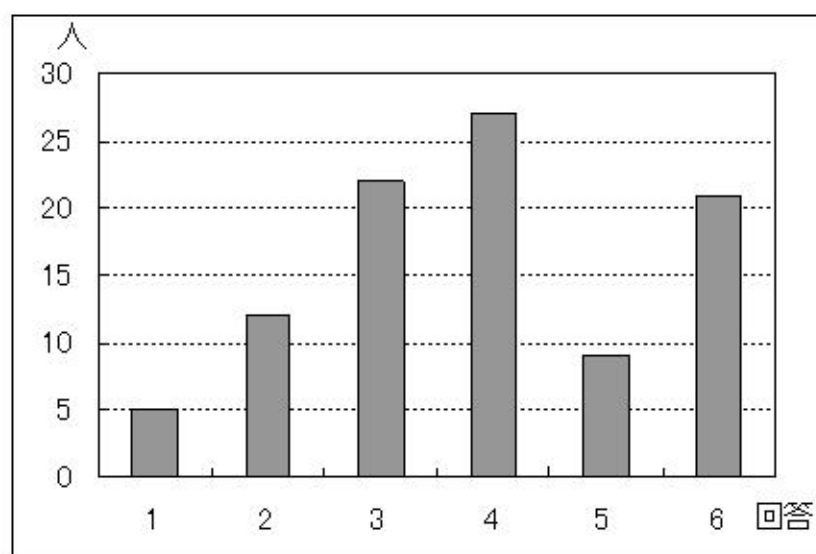


図5-4 複数回答の教

消費者は、「農の会」の活動に共感し、全体的に活動自体をよく理解していた。他のアンケート項目を見てみると、例えば、お茶の会や料理の会などの活動を知らないと答えた人は10%以内であった。しかし、「農の会」が、農業をしたい人に土地や技術を提供していると知っている人は少なかった(96人中36人)。農園を訪問したことがあると答えた人は94人中26人しかなく、見学したことがある人が18人で、農作業を手伝いに行ったことがある人はわずか8人である。

また、これから「農の会」に期待したいことの中で、「農園の見学をしたい」(11人)、「生産の様子を教えてほしい」(12人)、「畑仕事を教えてほしい」(6人)と答えた人は少なかった。アンケートからは理念の支持が伺えるものの、農作業への参加という点では距離が感じられた。

一方、「自分で作っているものがあるか」という質問に対して66%が何かを作っていると答えており、その中には米が5人、野菜22人、果樹17人であった。これは、消費者としては農作業自体への関心が低いとはいえない。

消費者が「農の会」に期待することは、よりおいしくて(57人)、多種多様な(40人)農産物を作ることであった。また、耕作放棄地を回復してほしい(47人)という回答からは、ただ有機農産物を提供するという生産者の役割だけではなく、地域の環境保護のために活動をする団体としての役割をも期待しているということが分かる。さらに、野菜などおいしい料理法、伝承料理などを教えてほしい(35人)、料理法など情報交換の場がほしい(9人)という回答から、農産物の料理を通して、生産者と消費者の交流を期待していることが伺える。

3. 2. 3. 「農の会」の消費者の類型化

「農の会」に関する理解度に基づいて有機農産物を購入している消費者たちを類型化するために、主成分分析を行った。「『農の会』についてご存知のものを（次の6つの選択肢から）選んでください」（複数回答）という質問から、まず、96人中95人が回答した選択肢1は除き、選択肢2から選択肢6の5変数から類似性をもつ変数ごとに分けるために主成分を求めた（有効回答数 91人）。「知っている」と答えた場合に1とし、そうでない場合を0とした。表5-5はその平均値と標準偏差であり、表5-6は主成分分析の結果である。固有値が1より大きな成分は2つあり、分散の説明程度は第1主成分で35.36%、第2主成分で22.15%である。

解析を容易にするために、直交回転方法であるバリマックス法を用いた。その結果が表5-7に示されている。第1主成分は5つの変数がすべて同じベクトル（+）をもっており、有機農業に関する共通の意識を表していることがわかる。一方、第2主成分は、5、6、2が（-）のベクトルをもっており、3と4は（+）のベクトルももっていることから、この2つの選択肢グループによって有機農業に対する考え方が異なっていると推測できる。すなわち、「5. 農業をしたい全ての人に、土地や技術などの提供をすることを考えている」「6. 農のもつ楽しみや文化を感じられる活動も各種おこなっている」「2. あしがら地域での食の地域自給について考えている」がプラスとなる消費者は、環境にやさしい有機農業の技術に関心があり、環境に対する意識が強い人たちであると考えられる。逆に、それらがマイナスとなる消費者は環境よりもむしろ「食の安全」に関心が強くなっていると考えられる。

表5-5 主成分分析による「農の会」に関する理解度の平均値と標準偏差

	平均値	標準偏差	分析 N
2 あしがら地域での食の地域自給について考えている	0.80	0.401	91
3 会として決まった作り方はなく 個々の生産者の考え方に任せている	0.48	0.502	91
4 新しく農業に従事した生産者が主なメンバーである	0.56	0.499	91
5 農業をしたいという全ての人に、土地や技術などの提供をすることを考えている	0.40	0.492	91
6 農のもつ楽しみや文化を感じられる活動も各種おこなっている	0.82	0.383	91

表5-6 「農の会」に関する理解度の主成分分析の結果

説明された分散の合計			
成分	初期の固有値		
	合計	分散の%	累積%
1	1.768	35.358	35.358
2	1.108	22.152	57.511
3	0.940	18.796	76.307
4	0.729	14.574	90.880
5	0.456	9.120	100.000

因子抽出法: 主成分分析

表5-7 ふたつの主成分

	成分行列	
	成分	
	1	2
5 農業をしたいという全ての人に、土地や技術などの提供をすることを考えている	0.830	-0.217
6 農のもつ楽しみや文化を感じられる活動も各種おこなっている	0.511	-0.464
2 あしがら地域での食の地域自給について考えている	0.483	-0.425
4 新しく農業に従事した生産者が主なメンバーである	0.517	0.578
3 会として決まった作り方はなく個々の生産者の考え方に任せている	0.563	0.575

因子抽出法: 主成分分析

3. 2. 4. クラスタ分析

主成分分析から得られた主成分得点から SPSS の階層クラスタ分析 (Ward 法) を行い、三つの消費者グループに分けた。その結果が図 5-5 である。

第 1 グループ (有効回答数 91 人の中 38 人) は、「農業をしたい全ての人に」「地域自給を考える」「農の楽しみや文化を感じられる各種活動」など、上述した主成分分析の結果からも予想できるように、有機農業の実践に関心を持つグループであり、地域の環境を重視しているという意味で「地域環境派」と呼ぶことにする。第 3 グループ (29 人) は、「個々の生産者に任せる」「新規就農者が主メンバー」など有機農業の生産面よりも組織に興味があり、安全な食を求めて有機農産物に関心をもっている人たちという意味で「食の安全派」と呼ぶことにする。第 2 グループ (24 人) は、「農の会」のもつ両方の面をよく分かっている消費者たちである⁵²。

⁵² ここでは、主成分を説明することが目的ではなく、得られた主成分得点からクラスタ分析によってグループを分類することが目的であったために、第 1、第 2 主成分の説明は行っていない。

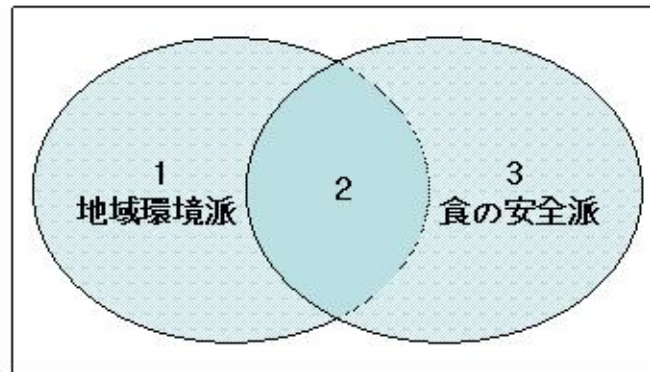


図5-5 「農の会」の消費者の類型

3. 3. 消費者類型別の特徴

本節では、この3つの消費者類型に基づいて「農の会」に関する消費者の特徴を見ていく。まず消費者の年代別に見ると、図5-6に示したように、「地域環境派」には50代が一番多く、「食の安全派」は60代以上が多く、第2グループは40代が多い。

購入期間については図5-7に示したように、3年以上続けている人の割合は、三つのグループとも約30%で差はないが、1年未満の割合は「食の安全派」で約35%あり、購入を始めたばかりの人の割合が高くなっている。「地域環境派」は1年以上2年未満の割合が一番多い。第2グループは、2年以上3年未満の割合が高く、比較的長く続けていることがわかる。「食の安全」から有機農業に関心を持つ消費者は耐えず参入してきているという意味で1年未満が多くなっていると考えられる。同様に、環境派も新規に参入してきた人たちが多くと考えられる。それに対して、両方の要素をもつ第2グループは「食の安全派」や「地域環境派」がそれぞれ他の要素にも関心を持つようになり、形成されてきたものと考えられる。

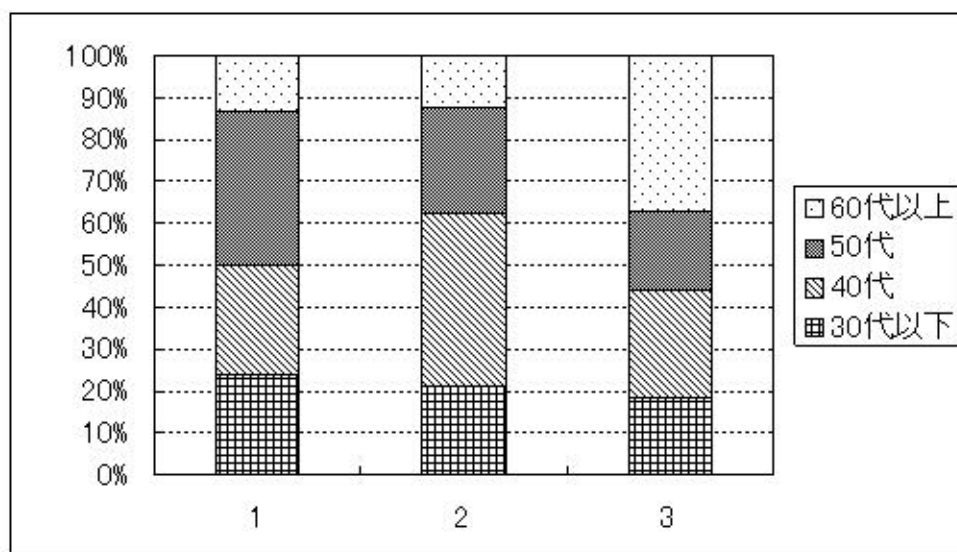


図5-6 グループ別の年代

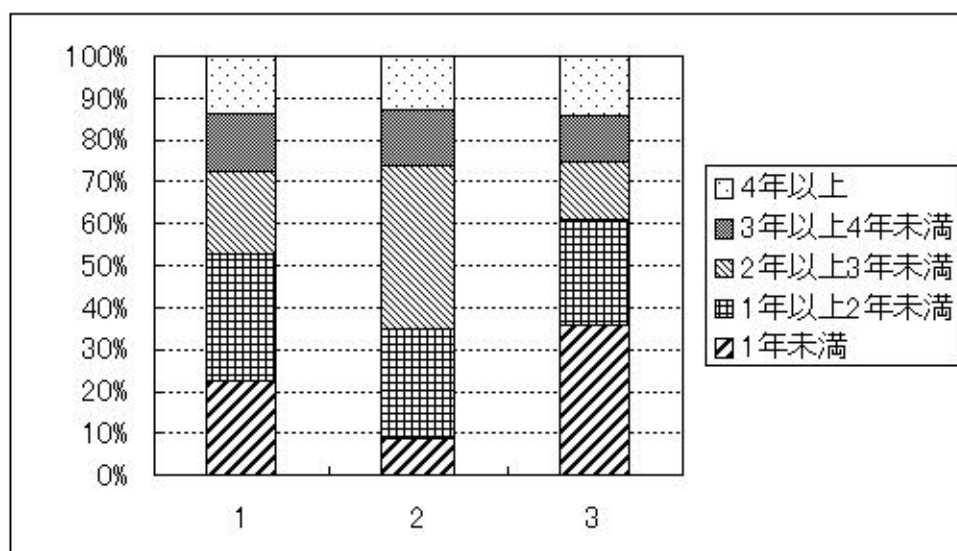


図5-7 グループ別の購入期間

図5-8は「農の会」の活動に対する共感の割合である（有効回答数 91 人）。「食の安全派」は約半数が共感を持たずにいる。それは、このグループが、自分が食べる農産物の安全性に主に興味があり、「農の会」がどのような農業を行っているかにはあまり興味を持っていないからだと考えられる。それに対して、「地域環境派」は「農の会」がどのような農法を用い、環境を守ろうとしているかに強い興味を持つために、共感の程度が高くなると考えられる。第2グループは両方の意識を強く持っているために、約90%が「農の会」の活動に共感していると考えられる。

図5-9は「農の会」の活動のひとつである収穫祭への参加経験（有効回答数 90 人）を示している。先に述べた共感のケースとまったく同様に、「食の安全派」は農作業に対する関心は薄く、したがって収穫祭への参加率も 10%に満たない。さらに、「食の安全派」は 10%以上が収穫祭自体を知らないと答えており、農産物の安全性以外にはあまり興味を示していないことがわかる。それに対して「地域環境派」は参加率も高い。さらに両方に対する意識の強い第2グループは、最も高い約 60%の参加率を示す。

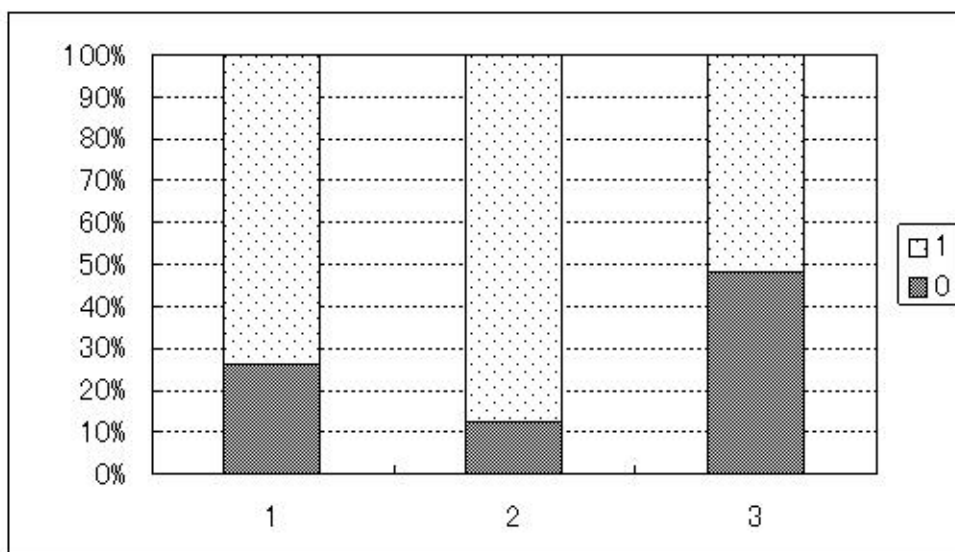


図5-8 グループ別の「農の会」への共感度

（注）1は共感があると答えた人、0はないと答えた人

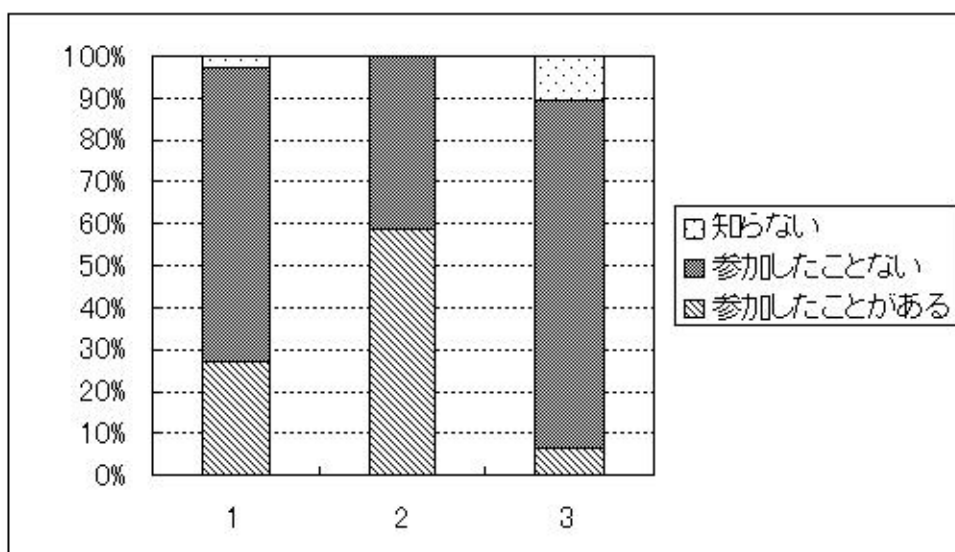


図5-9 グループ別の「農の会」の収穫祭への参加経験

図5-10は、『通信』をどのくらい読んでいるかを尋ねた結果である（有効回答数90人）。「地域環境派」と第2グループは、60%を超える人たちが「必ず、毎号全部」読み、生産者の活動を理解しようとしている。一方、「食の安全派」では「必ず、毎号全部」読んでいると答えたのは30%に満たず、20%は「目にとまった程度」しか読んでいない。このグループの関心度の低さは、上述の結果と一致する。

図5-11に示された「農の会」の農産物に対する総合評価（有効回答数91人）では、「地域環境派」と「食の安全派」では「大満足」と答えたのは10%程度で、「あまり満足してない」がそれぞれ5%、3%ある。それに対して、第2グループは「大満足」が25%に達し、満足度が高いことを示している。

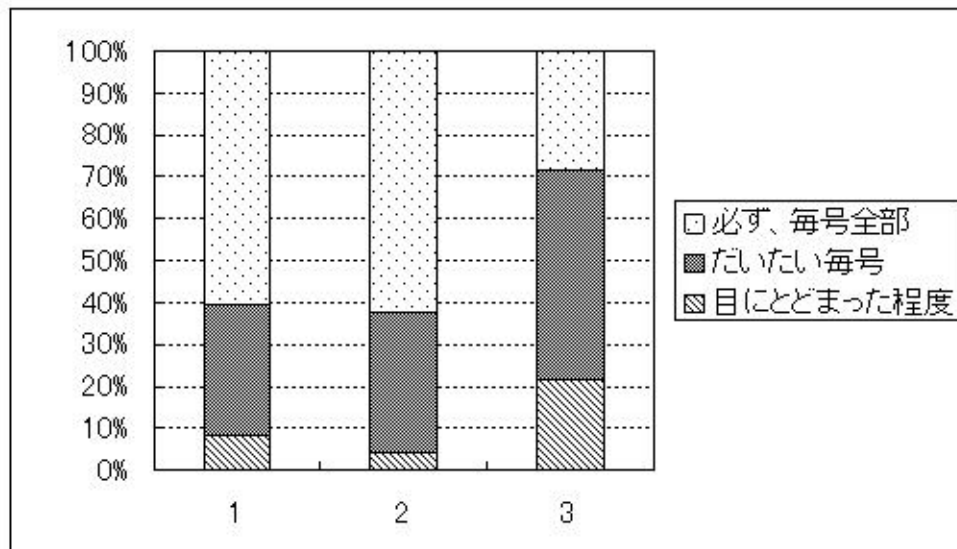


図5-10 『通信』を読む頻度

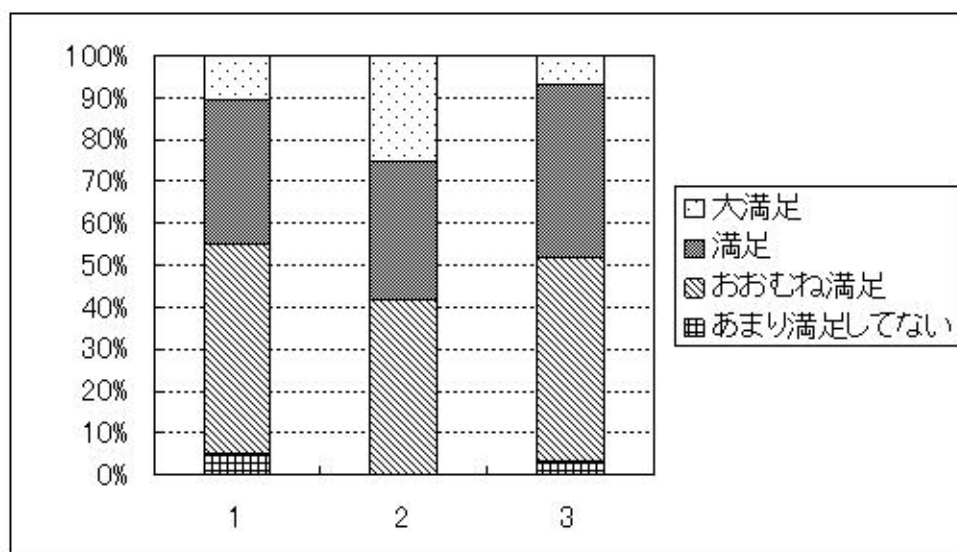


図5-11 「農の会」に関する総合評価

以上で見たように、「地域環境派」と「食の安全派」の間では、提携相手である生産者に対する共感と、その共感を実感できるようなふれあいの機会の程度は異なっており、そのひとつの活動である収穫祭への参加度に大きな差が見られた。しかし、有機農産物の評価に関しては両者の間で差は小さく、「農の会」の活動を良く知り、積極的に参加している第2グループにおいて農産物に対する評価が非常に高い。このことは、第2グループでは、産消提携の本質である「顔と顔が見える関係」という双方向の情報交換による認識の広がり（波多野 2004, p.60）が見られ、有機農法を発展させていく上で消費者からの理解が重要である⁵³ことを再確認することができる。「地域環境派」や「食の安全派」は有機農業への関心の持ち方を示しており、最初はどちらかから入り、やがて活動全般を理解するようになっていくと解釈すれば、いかにして消費者の関心を包括的なものに変えていくかが、産消提携を維持していくための一つの鍵になると考えられる。

4. ケイパビリティ・アプローチ⁵⁴

本論文では、有機農業を所得という数量的手法ではなく、有機農業の役割に焦点を合わせた定性的手法を採用して見ることにした。第3節までに見てきたように、「農の会」の活動もまた所得以外の側面から有機農業を評価していこうとする試みである。このように、有機農業を、所得アプローチでとらなかつたからこそ、有機農業の新しい側面が見えてき

⁵³ 日本有機農業研究会結成趣意書

⁵⁴ 本節は、池本幸生・金氣興「有機農業とケイパビリティ・アプローチ」『国学院経済学』国学院大学、第56巻第3・4号、2008年11月、pp.63-107の共著論文を基にしている。

たと言える。有機農業は、認証制度であれ、領域性であれ、市場における価格情報だけに頼るのではなく、環境や「食の安全」に関する情報を取り入れる仕組みである。この際、定性的手法を評価するための有効的手段が、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチである。適切な政策判断をするために情報的基礎を拡大するというのは、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチが目指したところである。

もともとケイパビリティという概念は、不平等や貧困をどう評価するかという課題に対して、人々の暮らし振りの良さを適切に表すものとしてセンがマーサ・ヌスバウムとともに考え出したものである。「生活の質」(QOL: Quality of Life) もそのような概念である。したがって、環境や「食の安全」もその中に入ってくる。だから、有機農業の評価はケイパビリティ・アプローチによって行うことが望ましい⁵⁵。このことを示すために、本節では、有機農業がケイパビリティ・アプローチによってどのように捉えられるかを示す。まず、ケイパビリティの概念を説明し、それをどう応用していくかを見る。ケイパビリティの内容に関して、センは具体例を示し、ヌスバウムは最低限、満たされるべきものを10項目のリストとして提示している。これを用いて、有機農業がケイパビリティ・アプローチから見てどのように優れているかを示す。

4. 1. ケイパビリティの定義

われわれが所得に関心を寄せるのは、それによって財を購入できるからである。財を購入するのは、それが持っている特性を手に入れるためである。「たとえば、食物を所有することにより、人は飢えをしのぎ、栄養を摂取し、食べる楽しみを得、社交的な集まりを支援するといった、食物がもつ諸特性を入手できる」(セン 1988, p.21)。この財がもっている諸特性を人々は利用して、何かを行おうとする。この「何かを行う」ということを「機能 functioning」と呼ぶ。機能は、人それぞれが持っている属性に依存する。たとえば、自転車が持っている「輸送性」という特性は、その人が実際に自転車を乗りこなすことができるという属性を持っているなら「移動する」という機能に結びつく。逆に、自転車に乗れないなら「移動する」という機能は達成できない。人は、財から直接、効用が得られるのではなく、財を利用した結果、効用が得られる。

ところで、われわれはたったひとつの財だけを持っているのではなく、様々な財を持っている。それは財ベクトルとして表現することができる。その財ベクトルから様々な諸特性が得られ、それを利用して諸機能のベクトルが得られる。そして、そこから効用が生まれる。実際には諸特性のベクトルを利用する方法は様々にあるから機能ベクトルは集合の

⁵⁵ 2006年2月に神奈川県開成町で開催された「あしがら農の会」研究発表会『あしがら農の会から考える農と食と暮らし』において、ケイパビリティと有機農業について報告した。所得ではあまり評価されることのない有機農業が、ケイパビリティの観点からは高く評価できるという内容に対し、有機農業にかかわる人たちから多くの賛同が得られた。

形で表現される。この機能ベクトルの集合をケイパビリティと呼ぶ（図5-12）。

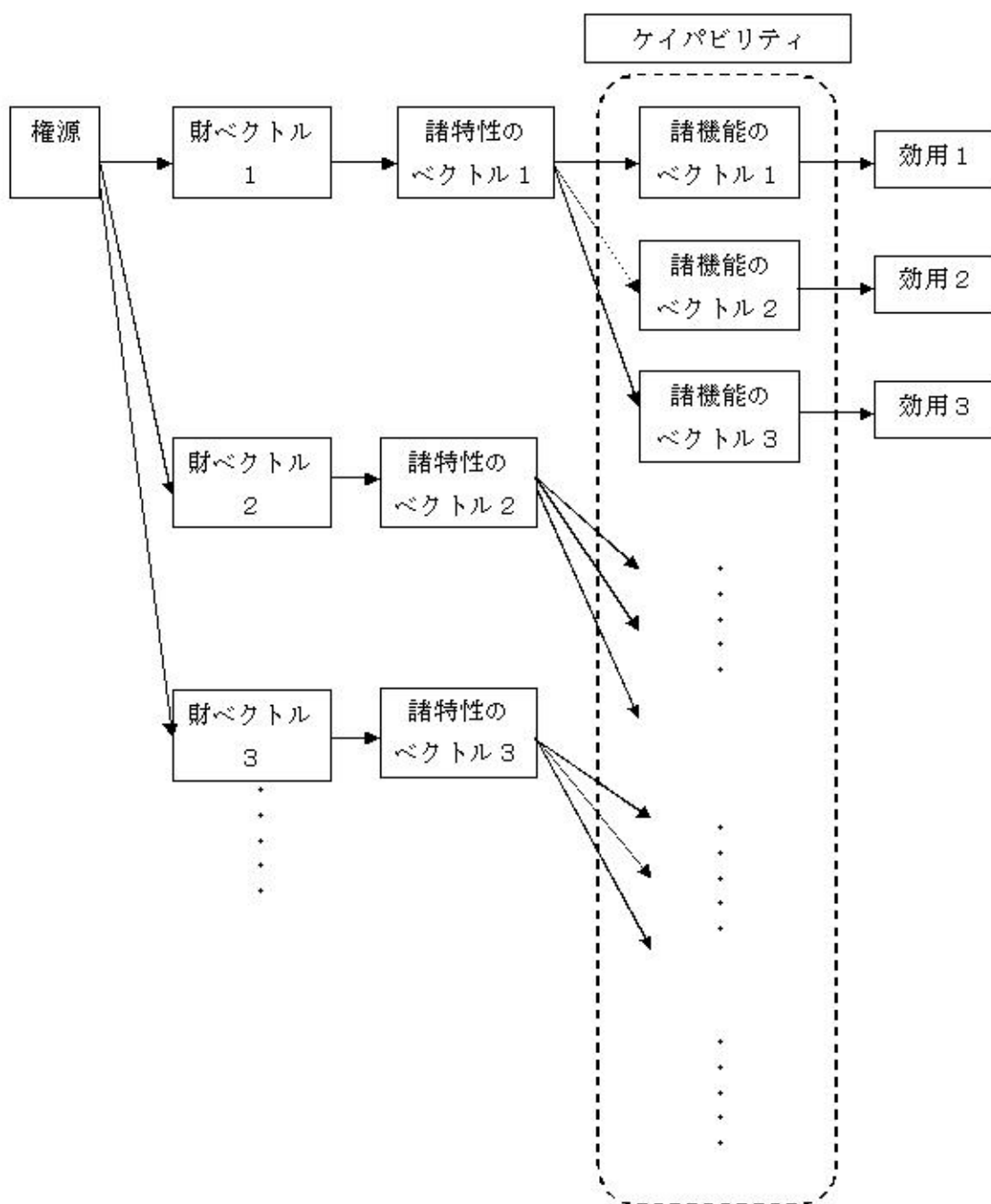


図5-12 ケイパビリティ

出所：筆者作成

つまり、ケイパビリティとは、人が「達成しうる機能のさまざまな組み合わせ」（セン 1988、p.26）のことである。つまり、「何ができるか」（doing）、「どんな状態になれるか」（being）の選択肢の幅を示している。この意味で、ケイパビリティは、人の自由を示している。開発を自由によって捉えるべきだ（Development as Freedom）というのは、様々な選択肢が増えて、人々の暮らしが良くなっていくことを指している。ケイパビリティとは、人々の暮らしぶりの良さを捉えるひとつの方法である⁵⁶。

4. 2. 情報の制限

前節で見たように、ケイパビリティとは人の「できること」（doing）、「なれること」（being）を示している。人のケイパビリティを測ろうとすれば、このような情報量は手におえないほどの膨大なものとなるだろう。しかし、われわれが関心を持っているのは、人々が「人間らしい暮らし」をしているかどうかである。そのための情報は限られたもので済む。「潜在能力アプローチは、評価のための適切な機能を特定することから始まるのであって、評価に用いることが可能なすべての機能が（平等であると言わないまでも）重要でなければならないということを主張しているのではない」（セン 1999、pp.65-66）。

センは、評価に用いるべき機能として次のような「基礎的機能」を挙げる。

【基礎的機能の例】

1. 必要な栄養を摂ること
2. 避けることのできる病気に罹らないこと
3. 早すぎる死を回避すること
4. 必要な教育を受けていること
5. 雨風をしのご住まいがあること

これらは、健康で文化的な生活のために最低限必要なものである。しかし、このような基礎的機能だけで「本当に人間らしい必要最低限の生活」ができるわけではない。「健康で文化的な最低限度の生活」（日本国憲法第 25 条）は、単に健康的であるだけでなく、文化的でもなければならないということである。上述の基礎的機能の例は、強制収容所のようなところで自由を奪われていても達成できるかもしれないが、それは文化的な生活とは程遠い。われわれは奴隷ではないのだから、自律的に生きたいと思う。そのような機能をセンは「複雑な機能」と呼び、その例として次のような機能を挙げている。

⁵⁶ ケイパビリティを潜在能力と理解し、経済開発のためには人々が持っている潜在的な能力を生かすべきだというのは間違った理解である。それはマクロ的な経済開発のための議論であり、個人の生活の向上という視点ではない。

【複雑な機能の例】

1. 社会の活動に参加できること
2. 自尊心を持つこと
3. 知的水準を向上させること
4. 文化的アイデンティティを守ること
5. 幸福であること

ここに示したのは例であり、国によりその内容は異なりうるものである。豊かな暮らしとは、これらの基礎的機能と複雑な機能が満たされた生活である。発展とは、これらの機能が十分に満たされるようになる過程を指す。逆に、貧困とは満たされるべき基礎的機能や複雑な機能のどれかを欠いた状態である。不平等とは、満たされるべき機能が満たされた人と満たされない人との間の格差である。

機能にも重要なものとそうでないものがあり、重要でない機能はどれほど数が増えたとしても人の豊かさにはつながらない⁵⁷。「発展とは選択肢の数が増えることだ」と言うのは、それぞれの機能の重要性を考慮していない表現である。

4. 3. ヌスバウムのケイパビリティのリスト

センは、どのようなものが基礎的機能であり、複雑な機能であるかについてはいくつかの例を挙げるだけである。センはそれで十分と考えている。どの国にも当てはまるようなリストが存在するわけではなく、対象とする問題に応じて取り上げるべき機能の内容も変わってくると考えている。センにとってケイパビリティはアプローチの仕方なのであって、それを操作可能なものにする（Operationalization）には否定的である。批判的で内省的な評価を重視する立場からは、安易なリスト化は批判的で内省的な熟慮を妨げることになる。しかし、センにリストを示してもらいたいと思う人たちも多い。センとともにケイパビリティという概念を作り上げていったマーサ・ヌスバウムは政治学者として政治目標となりうるリストを提示している（表5-8）。本稿では、ヌスバウムのリストを参考に有機農業の評価を行ってみたい。

表5-8 人間の中心的な機能的ケイパビリティ

-
1. 生命：正常な長さの人生を最後まで全うできること。人生が生きるに値しなくなる前に早死にしないこと。

⁵⁷ 同じような機能を持った携帯電話の種類がどんなに増えたとしても、選ぶのに困るだけであって、われわれの生活が豊かになるわけではない。

2. 身体的健康：健康であること（リプロダクティブ・ヘルズを含む）。適切な栄養を摂取できていること。適切な住居に住めること。
3. 身体的保全：自由に移動できること。主権者として扱われる身体的境界を持つこと。つまり性的暴力、子どもに対する性的虐待、家庭内暴力を含む暴力の恐れがないこと。性的満足の機会および生殖に関する事項の選択の機会を持つこと。
4. 感覚・想像力・思考：これらの感覚を使えること。想像し、考え、そして判断が下せること。読み書きや基礎的な数学的科学的訓練を含む（もちろん、これだけに限定されるわけではないが）適切な教育によって養われた“真に人間的な”方法でこれらができること。自己の選択や宗教・文学・音楽などの自己表現の作品や活動を行うに際して想像力と思考力を働かせること。政治や芸術の分野での表現の自由と信仰の自由の保証により護られた形で想像力を用いることができること。自分自身のやり方で人生の究極の意味を追求できること。楽しい経験をし、不必要な痛みを避けられること。
5. 感情：自分自身の回りの物や人に対して愛情を持てること。私たちが愛し世話してくれる人々を愛せること。そのような人がいなくなることを嘆くことができること。一般に、愛せること、嘆けること、切望や感謝や正当な怒りを経験できること。極度の恐怖や不安によって、あるいは虐待や無視がトラウマとなって人の感情的発達を妨げられることがないこと。（このケイパビリティを擁護することは、その発達にとって決定的に重要である人と人との様々な交わりを擁護することを意味している。）
6. 実践理性：良き生活の構想を形づくり、人生計画について批判的に熟考することができること（これは、良心の自由に対する擁護を伴う）。
7. 連帯：
 - A. 他の人々と一緒に、そしてそれらの人々のために生きることができること。他の人々を受け入れ、関心を示すことができること。様々な形の社会的な交わりに参加できること。他の人の立場を想像でき、その立場に同情できること。正義と友情の双方に対するケイパビリティを持てること（このケイパビリティを擁護することは、様々な形の協力関係を形成し育てていく制度を擁護することであり、集会と政治的発言の自由を擁護することを意味する）。
 - B. 自尊心を持ち屈辱を受けることのない社会的基盤を持つこと。他の人々と等しい価値を持つ尊厳のある存在として扱われること。このことは、人種、性別、性的傾向、宗教、カースト、民族、あるいは出身国に基づく差別から護られることを最低限含意する。労働については、人間らしく働くことができること、実践理性を行使し、他の労働者と相互に認め合う意味のある関係を結ぶことができること。
8. 自然との共生：動物、植物、自然界に関心を持ち、それらと関わって生きること。

9. 遊び：笑い、遊び、レクリエーション活動を楽しむこと。

10. 環境のコントロール：

A. 政治的：自分の生活を左右する政治的選択に効果的に参加できること。政治的参加の権利を持つこと。言論と結社の自由が護られること。

B. 物質的：形式的のみならず真の機会という意味でも、(土地と動産の双方の)資産を持つこと。他の人々と対等の財産権を持つこと。不当な搜索や押収から自由であること。

出所：ヌスバウム(2005)、pp.92-99

5. 有機農業とケイパビリティ

市場志向型の経済発展が「市場価格情報」だけに注目して所得に焦点を合わせた結果、そこから抜け落ちてしまった環境や健康などの面で問題を引き起こした。所得や価格だけを活用とする市場に振り回されるのではなく、人々の暮らしに焦点を合わせ、暮らしを良くしていこうとする運動として有機農業を捉えることができる。それは、まさにケイパビリティ・アプローチが人間の Well-being に焦点を合わせようとしていることと一致している。このことが、有機農業をケイパビリティ・アプローチによって捉えることの利点である。

有機農業は消費者との提携を模索しようとした。上述したような市場経済化によって信頼関係が薄れていったのとは逆に、有機農業は信頼関係を強化することによって市場の制約を取り除こうとした。その手段である提携は、ヌスバウムが提示したケイパビリティのリストの項目にも含まれている。すなわち、ヌスバウムは提携を豊かさのひとつの要素と見なしているということである。その項目とは、「7. 連帯 A. 他の人々と一緒に、そしてそれらの人々のために生きることができること。他の人々を受け入れ、関心を示すことができること。様々な形の社会的な交わりに参加できること。他の人の立場を想像でき、その立場に同情できること。正義と友情の双方に対するケイパビリティを持てること」である。ケイパビリティの意味における豊かさが増す形で、小規模な有機農業が維持されているということである。

「農の会」の活動は、表5-8に示したヌスバウムのケイパビリティの多くの項目と重なっている。例えば、「2. 身体的健康」「4. 感覚・想像力・思考」「5. 感情」「6. 実践理性」「7. 連帯」「8. 自然との共生」「9. 遊び」は、「農の会」の様々な活動として行なわれていることである。有機農業を狭く解釈するなら「2. 身体的健康」や「8. 自然との共生」のみが達成されるべき機能であろう。しかし、「農の会」は単にそれにとどま

らず、もっと幅広い生き方の問題として有機農業を追求しており、それがリストの多くの項目が満たされる結果となっている。それは生産者だけに留まらず、同じケイパビリティの項目(機能)が農産物を通して消費者も享受できるように工夫されている。ここでも「7. 連帯」は両者をつなぐ重要な役割を果たしている。もし経済性を追求する方向に進んでいったなら、市場への依存が進行し、「連帯」の要素は失われ、ケイパビリティから見た生活の内容は貧しくなっていただろう。有機農業を志す人たちはそのことに気が付いており、提携は望ましい方向に向けて取りうる有力な戦略であったと見ることができる。

6. 小括

本章では、地域に密着した形として足柄地域を中心に有機農業を生産している「農の会」の生産者グループとその消費者を見てきた。「農の会」の生産者は「暮らし」に関する答えとして有機農業を選らんでおり、「暮らし」の具体的な意識として地域の環境保護と「食の安全」に対する強い関心を抱いている。有機農業にその答えを見出したことが、有機農業を始める動機となっていることを見た。

一方、「農の会」生産者から有機農産物を購入している消費者は、これまで日本の「提携」の中で発展してきた典型的な消費者集団によるものではなく、最近増えつつある個人消費者であることが注目するものである。ここでは、このような消費者の特徴として、「食の安全」に強い関心を抱くグループと、地域環境の保護に強い関心を抱くグループと、さらに両方に強い関心を抱くグループの3つに分かれることを見た。

「農の会」には、地域環境、食の安全などに関心を持つ様々な人々が参入し、生産者と消費者をふたつの別々のグループに分けるのではなく、消費者は農作業などの活動に参加することによって、両者の垣根を取り払おうとしている。消費者の中には、有機農業を始め、農業生産者と自立するところまで行く人たちもいることから特に「市民農」という言葉も紹介した。

「農の会」の事例からは同じ意識を持つ仲間、つまり生産者と消費者、両方を含む形で、地域に密着した「顔と顔の見える関係」を実践していることが分かる。「農の会」の組織作りは、このような人々の交流を促進するように工夫されている。その結果、お互いの信頼関係が築かれている。このように生産者と消費者はコミュニティの形成と強化を行っており、それが地域密着有機農業の存立条件となっている。

このような地域密着有機農業の役割は、人々の暮らしの良さ (Well-being) の観点から評価できる。人々の暮らしの良さは、アマルティア・センの提唱するケイパビリティという概念によって捉えることができた。マーサ・ヌスバウムは、人々が満たすべき最低限のケイパビリティをリスト化しており、そこに含まれる健康や環境やコミュニティなどの項目は、有機農業が目指すものと重なっていることが分かった。

第3部 韓国における親環境農業

第6章 韓国における親環境農業の発展過程

1. 本章の目的及び構成

日本における有機農業は、1970年代に「安全な食」を介して地方の生産者と都市の消費者が直接出会う場として「産消提携」という形で始まった。そして80年代に入ると有機農産物は全国的に拡大することになり、90年代初めには政府による認証制度が整備されることになる。それによって認証制度を利用して伸びていく大規模なグループと、有機農業の原点に返って産消提携を再認識し、あるいは地域の生産者と消費者がさらに密着した形でコミュニティを形成しようとする「地域密着」が生まれてきた。

韓国における有機農業も、日本と同様に1970年代に始まった。また80年代には日本と同じく有機農産物が拡大していくことになる。しかし、90年代に入り整備される認証制度はその導入の理由が異なっていた。韓国では、政府が有機農業を含む親環境農業を積極的に推進しようとする手段として導入された。したがって、政府の保護という面では韓国の親環境農業の方が日本よりもずっと有利であった。

本章では、このようなラベルと領域性の形成過程を韓国における親環境農業の発展過程から確認することを目的とする。次節では、韓国における親環境農業の始まりを見る。第3節で韓国における認証制度の導入と定着過程を見ていく。

2. 韓国における有機農業の始まり

韓国の有機農業は1970年代から先駆的な農民と民間団体の自発的な努力によって始まった。その代表的なものとして、キリスト教徒を中心にした生産者団体である「正農会」と「韓国有機農業協会」（以下「韓有協」と記す）があげられる。前者は日本の「愛農会」⁵⁸の影響を受けて1976年に設立された団体で、「愛農会」とは現在も活発に交流を行っている。後者は、慣行農業による環境悪化を食い止めるために1978年にジョン・ジンヨンを中心とする有機農業に関心を持つ農家たちによって設立されたもので、当初、「韓国有機自然農業研究会」という名前で設立された。1987年には政府の環境部⁵⁹傘下の社団法人「韓国有機農業環境研究会」となり、1993年に現在の名前である社団法人「韓国有機農業協会」になり、現在に至っている。

⁵⁸ 愛農会は、1945年、小谷純一によって作られたキリスト教を中心にした有機農業団体である。「農業を愛し、農業に生きる仲間が、自主独立の運動として推進し全国に広がっている」（HPより）<http://www.ainou.or.jp/ainohtm/aino-indx.htm> 参照。

⁵⁹ 「部」は日本の「省」に当たる。

1970年代の有機農業運動は自給的な生産を中心にしていたが、80年代に入ると都市の消費者に向けて直売を開始し、有機農業が新しい段階に入っていく。1981年に「プルムウォン」⁶⁰という農産物の流通会社は、ソウルの中心地に有機農産物の直売店を開き、高品質農産物として有機農産物を売り始めた。1986年には韓国の代表的な有機農業団体である「ハンサリム」⁶¹がソウルに、「ハンサリム農産」という店舗を開き、米など8品目の有機農産物の直売を始めた。その他、上述の「正農会」も1987年に、会員が生産したものを自ら販売するために「正農物流センター」を設立した。このように韓国の有機農業は、消費者運動から始まった日本とは異なり、生産者側の自発的な動きが出発点であった。

成長と経済性を求める韓国内の社会的雰囲気は、農業政策にもそのまま反映されていた。化学肥料や農薬を使った食糧の増産政策や、大規模な農家を中心に所得を重視する政策が1990年代まで続いてきた。1980年代までは、韓国政府は有機農業に対してほとんど関心を示さず、有機農業は民間主導の社会運動として展開してきた。しかし、90年代に入るとノ・テウ政権も有機農業に関心を示し始めるようになる(金2004, p.223)。その背景として、1992年のリオ宣言⁶²やグリーン・ラウンド(GR)⁶³などにより環境農業関連の国際的な協約が世界的に注目されるようになったことがあげられる。一方、国内では1991年に釜山を流れるラクドウ川の上流でフェノール流出事故が起こり、環境問題に対する国民的関心が高まり、本格的な市民運動や環境運動が始まった。1990年以降は民主化運動の下で市民運動や農民運動が活発に行われる時期でもある(鄭銀美2005, p.18)。このような国内外の情勢を考慮して韓国政府は経済成長重視の開発政策から環境重視の政策にシフトし始め、有機農業は「親環境農業」という名前で政府の政策として取り込まれるようになる。農業政策を「環境農業」へと転換させる上で大きな役割を果たしたのは、ホ・シンヘン農林部⁶⁴長官(日本の農林大臣に相当)など政策決定権を握っている指導者の理解であった⁶⁵。

1991年、政府は「有機農業発展企画団」を農林水産食品部に設置し、1993年には韓国農政に初めて「環境農業」を導入することになった。この年は、「環境農業」を重視するホ・

60 「プルム」とはふいごのことであり、「ウォン」は農園の園(ウォン)である。さびついた肩鉄を有用な農機具に変えるように、社会から必要とされる人を作るという意味である。<http://www.pulmuone.co.kr> 参照。

61 「ハンサリム」は、一緒になって生きるという意味で、共同体消費者協同組合である。<http://www.hansalim.or.kr> 参照。生産者と消費者両方からなる組織であり、消費者団体である生協とは異なる。消費者団体である生協が設立されたのは1999年になってからである。

62 1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された世界会議で、持続的発展が議論された。

63 地球環境問題を考慮した国際貿易を主な内容にした多者間協定を指しており、この言葉自体は1991年アメリカで初めて登場し、1994年に本格的に議論される予定であったが、反対する国が多く、GATTで開かれてはいない。

64 政府組織法の改正(2008年2月29日公表・施行)により農林水産食品部になる。

65 それに対する反発は、農林部の公務員や農林部傘下の研究所の研究員などの間で相当大きかったが、やがて賛同する立場に変わっていく。足立(2002)参照。

シンヘン氏が農林水産食品部長官に就任し、政策を転換させた。新長官は、自著『新農業—韓国農業の21世紀戦略—』で韓国農業が進むべき4つの進路を提案した。すなわち、①土地の規模化よりも技術を大事にする「技術農業」、②量よりも質を大事にする「高品質農業」、③慣行農業よりも環境を重視する「持続農業」、そして④日本市場をターゲットにした「輸出農業」の4つである。これらの進路の中で、21世紀戦略の中心になったのが「環境農業」（当時は「持続農業」と呼ばれていた）であった。この年、日本より1年遅れて有機農産物に対する品質認証制度が導入されている。

1994年2月には大統領諮問機関である「農漁村発展委員会」が設置され、有機農業は先進的な農業形態と位置づけられ、「環境保全型農業」という用語が初めて用いられた（足立2002、p.32）。この時、環境農業に力を注いだ人物が大統領府農水産主席のチェ・ヤンブであった。同年12月には農林水産食品部に「環境農業課」が設置され、1995年には、環境農業の実践者を対象にした「中小農高品質農産物生産支援事業」⁶⁶が実施されることになった。1996年7月には「21世紀に向けた農林水産環境政策」が打ち出され、1997年12月に環境農業を総合的に振興していくことを目的として「環境農業育成法」が制定された。その後、1998年3月、農林水産食品部長官はキム・ソンファン氏に変わり、より本格的な施策が行われることになった。農政のキーワードになったのは、「環境農業」と「小農的家族農」である。それまでの政策が環境農業を重視しながらも、基本的には規模拡大と費用削減による競争力のある農業育成に重点が置かれていたのに対し、「非市場的価値」（足立2002、p.39）を重視した環境農業を評価するものであった。同年、農民、消費者、政府からなる「農・消・政審議会」が設置され、それぞれの立場から環境農業に対する理解を深め、連帯感を醸成することを目指した。1998年11月には、「親環境農業元年」を宣言し、親環境農業育成政策を発表する。1999年3月、親環境農業育成計画が策定され、親環境農業直接支払制度が導入された。2001年1月、環境農業育成法を改正して「親環境農業育成法」となり、親環境農業育成5ヵ年計画が策定された。このように1990年代以降は、韓国政府が中心になって親環境農業を推進し、法律に基づいて莫大な予算を投入して様々な事業が実施された⁶⁷。この時期の韓国の親環境農業は政府主導型の発展であったと言える。

⁶⁶ この事業は、小規模の中小農家を対象とし、品目別競争力を強化するため、有機・自然農業などによって高品質農産物を生産し、所得を高めるよう政府が支援を行なった。支援対象は、所有農地1.0ha以下の小規模農家で構成された営農組織で、10ha以上の規模を持つ農業団地である。支援条件は、農業団地当たり2億ウォン（2,400万円）（国庫20%、地方費20%、融資40%、私負担20%）である。農林水産食品部「中小農高品質農産物生産支援事業」（1995）参照。

⁶⁷ 政策・認証制度に関する研究は韓国で活発に行われている。親環境農業の育成政策に関する研究としては、ソ・ジョンヒョク（1998）、リュウ・ウルリョル（1999）がある。親環境農業の育成事業に関する事例研究としては、ホ・ジャン（2000）、直接支払い事業に関する研究としては、リ・ギョウチャン（1999）、イ・ミョンホン（2005）、ホ・ドク、イム・ソンジン（2005）がある。

3. 韓国における親環境農産物の認証制度

韓国における農産物一般の品質管理は、地域農協などがグループ単位で地域特産品の品質に関して民間で自主的に推進してきたが、1992年7月に農林水産部（当時）が農産物品質認証制度を導入し、政府が推進するようになった。1993年6月には「農水産物加工産業育成及び品質管理に関する法律」が制定され、有機・無農薬栽培農産物の品質認証はその年の12月から実施された。低農薬栽培農産物に関しては1996年になって品質認証が実施された⁶⁸。1997年には「親環境農業育成法」が発効し、親環境農産物表示申告制度が導入され、親環境農産物の認証は、従来の認証制度に加えて申告制度ができ、生産者はそのいずれかを選択すればよいことになった。しかし、このように二元化した親環境農産物品質管理制度を一元化するために、2001年に農産物品質管理法と親環境農業育成法が改正されて申告制度が廃止され⁶⁹、2003年7月1日からは認証制度に一元化された。

親環境農産物における認証の種類は、「親環境農業育成法」第16条「親環境農産物の分類」（改正2006.9.27、実施2007.3.28）により、その生産方法と使用資材等によって「有機農産物」、「無農薬農産物」、「低農薬農産物」の3つに分けられる。その具体的な基準は農林部令第7条「親環境農産物の生産のための資材の使用基準」と第9条「認証基準」で定められているが、その主な違いは化学農薬と化学肥料の使用の有無とその使用量である。表6-1は、認証の種類と認証別基準を簡単にまとめたものである⁷⁰。

「有機農産物」とは、多年生作物では3年以上、その他の作物では2年以上、化学農薬や化学肥料を一切使わずに栽培している農産物を指す。「転換期農産物」は、2007年3月28日以降、有機農産物に入れられることになるが、その基準は有機農産物と変わりはなく、期間だけが1年以上である。「無農薬農産物」は、化学農薬については一切使わず、化学肥料の使用は推奨使用量の3分の1以内に制限されたものである。「低農薬農産物」は、化学農薬と化学肥料の使用をそれぞれ農薬安全基準と推奨使用量の2分の1以下に制限したものである（表6-1参照）。

2006年9月の改正で4段階から3段階に縮小されているが、認証の種類が多過ぎることや、コーデックスの国際基準に合わせるため、基準が低過ぎる「低農薬農産物」は2009年までに廃止する改正案が検討されている⁷¹。

⁶⁸ その後、1998年11月には有機農産物の加工品に対しても品質認証が施行された。

⁶⁹ 「農産物品質管理法」では一般栽培農産物の品質認証のみを扱っており、「親環境農業育成法」で既存の表示申告制度を廃止し、親環境農産物の品質認証を行うことになった。

⁷⁰ 第9条の別表3によると、認証基準の審査事項は、すべての認証種類に対して同様に「経営管理」「栽培ほ場・用水・種子」「栽培方法」「生産物の品質管理等」「その他」で分けられる。大きな違いは、「栽培方法」つまり、化学農薬と化学肥料の使用有無及びその量である。それによって、栽培圃場条件や生産物の品質管理などがより厳しくなっている。また「経営管理」においても有機農産物（転換期も含む）の場合は2年以上、無農薬農産物・低農薬農産物では1年以上、営農関連資料を保管しなければならないと定めている。

⁷¹ 韓国農林水産食品部消費安全課（2005）

表6-1 親環境農産物における認証の種類及び認証の種類別基準

認証の種類	認証別基準	
	化学農薬	化学肥料
有機農産物	多年生作物は3年、その他作物は2年以上、一切使わない	多年生作物は3年、その他作物は2年以上、一切使わない
転換期有機農産物	1年以上一切使わない	1年以上一切使わない
無農薬農産物	一切使わない	推奨使用量の1/3以内であること
低農薬農産物	使用回数は「農薬安全基準」の1/2以下であること	推奨使用量の1/2以内であること

出所：韓国農林水産食品部〔親環境農業育成法施行規則〕より作成

注1)「転換期有機農産物」は、2007年3月28日以降は「有機農産物」に入り、(転換期)と表記されることになる。

これまで、韓国においてどのように認証制度が導入されてきたかを見てきた。韓国の場合、日本と違って認証を樹に有機農産物が普及していった。日本の場合には、有機農業を実践してきた農家の多くが小規模であり、認証コストの負担に耐えられないこと、また「顔の見える関係」を重視する「産消提携」に頼っていたため、認証をそれほど必要とはしないという背景があった。その日本の経験を踏まえて、韓国では認証制度がどのような効果をもったのかについて、次節で事例に即して詳しく見ていくことにする。

4. 韓国における認証型有機農業：フックサリム⁷²

韓国の有機農業は、「親環境農業」として政府が協力を推進することによって発展してきた⁷³。1990年代に入って政府を中心に使われ始める「親環境農業」とは、無農薬・無化学肥料の有機農業から低農薬農業までを含む「環境にやさしい農業」の総称であり、1990年代後半になると、政府による積極的な施策により親環境農業が本格的に発展していく。その際、「認証制度」は政府からの支援を得るための条件であり、「認証」を受けているいれば、だれもが「親環境農産物」の流通に参入することができる。したがって、認証制度

⁷² 本節は、金氣興「韓国における親環境農業の普及と民間認証機関の役割」地域学研究、日本地域学会、第38巻No.2、2008年10月、pp.413-426を基にしている。

⁷³ このような韓国の親環境農業政策は、日本でも関心が持たれ、日本でも多くの研究が行われた。韓国の環境農業政策とその現状を紹介した蔦谷(1999)、親環境農業の施策の導入の政治的背景を分析した足立(2002a、2002b、2005)、親環境農業政策の推進過程とその性格を検討した鄭銀美(2005)、直接支払い制度やヤンピョン郡の事例から政策を検討した亀島(2005)などがある。韓国国内では2000年代に入ると、地方自治体を中心に、中央政府の支援を受けて親環境農業によって地域農業の振興と農村活性化を図ろうとする動きが見られた。この時期に地域単位の親環境農業の育成計画及びその報告書が数多く出された。その代表的なものとしては、キム・ワンベ(2004、2005、2006)がある。

は韓国において有機農業の普及に重要な役割を果たすことになる。

本節では、まず韓国における親環境農業の認証の現況について見る。次に、主として国が行ってきた認証業務が民営化されたことにより、民間認証団体が参入してきた様子を忠清北道ゲサン郡の「フックサリム」を中心に見ていく。「フックサリム」に関しては、2004年9月と2007年8月の二回に渡って聞き取りを中心にした調査を行った。

4. 1. 親環境農産物の認証の現況とその特徴

図6-1は1999年から2006年5月（このとき、転換期有機農産物はまだ独立した項目として扱われている）までの親環境農業の年度別認証件数等の推移を表している。親環境農産物の認証が始まった1999年以来、全体として大きい伸びが見られる。この7年間に件数は598件から9,306件に、農家数は1,306戸から57,020戸に、面積は876haから53,829haに増えており、認証（生産）量は26,643トンから2005年度⁷⁴には797,747トンに増加している。しかし、農業全体に占める親環境農業の割合は、農家数で全体の約4.2%、面積で全体耕地面積の約2.7%、農産物生産量で約4.4%に留まっている。親環境農産物の認証面積に比べて認証農産物の生産量の割合が高いのは、野菜類や果実類など割合が親環境農産物では高いからである⁷⁵。

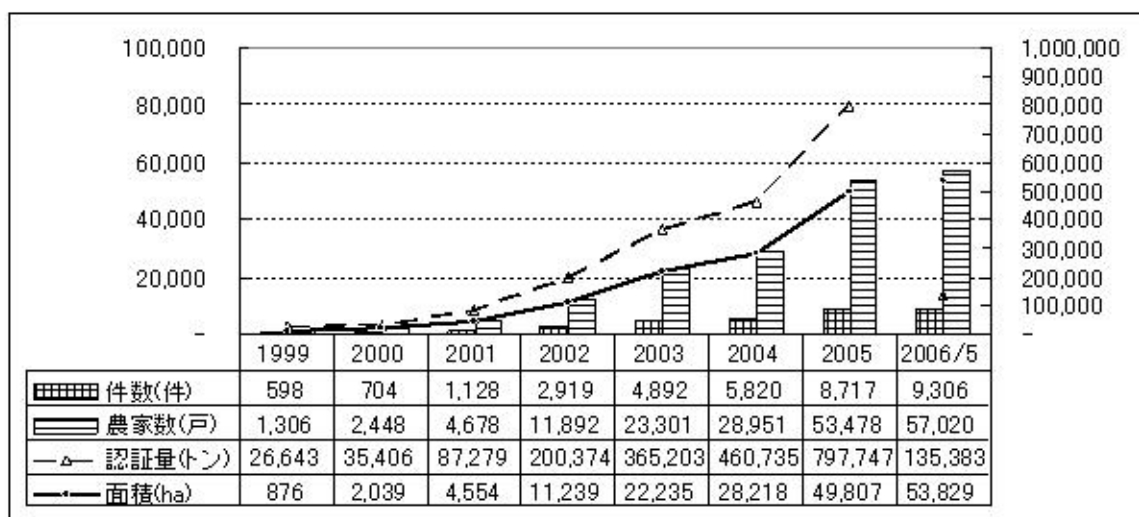


図6-1 親環境農業の年度別推移

出所：韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院〔年度別認証現況〕より作成

表6-2は、親環境農産物の種類別に認証の推移を示している（以下、有機農産物を「有

⁷⁴ 2006年の認証量は5月までの数字であり、2005年の数字を用いた。

⁷⁵ キム・チャンギル、キム・テヨン（2006）p.3

表6-2 親環境農産物の種類別認証の推移

(単位: 件、戸、ha、トン)

合計	A	B	C	D	B/A	C/A	D/A	C/B	D/B	D/C
年度	件数	農家数	面積	認証量						
1999	598	1,306	876	26,643	2.2	1.5	44.6	0.67	20.4	30.4
2000	704	2,448	2,039	35,406	3.5	2.9	50.3	0.83	14.5	17.4
2001	1,128	4,678	4,554	87,279	4.1	4.0	77.4	0.97	18.7	19.2
2002	2,919	11,892	11,239	200,374	4.1	3.9	68.6	0.95	16.8	17.8
2003	4,892	23,301	22,235	365,203	4.8	4.5	74.7	0.95	15.7	16.4
2004	5,820	28,951	28,218	460,735	5.0	4.8	79.2	0.97	15.9	16.3
2005	8,717	53,478	49,807	797,747	6.1	5.7	91.5	0.93	14.9	16.0
2006/5	9,306	57,020	53,829	135,383	6.1	5.8	14.5	0.94	2.4	2.5

有機	A	B	C	D	B/A	C/A	D/A	C/B	D/B	D/C
年度	件数	農家数	面積	認証量						
1999	246	355	231	6,996	1.4	0.9	28.4	0.65	19.7	30.3
2000	194	353	296	6,538	1.8	1.5	33.7	0.84	18.5	22.1
2001	180	439	448	10,625	2.4	2.5	59.0	1.02	24.2	23.7
2002	286	877	1,062	16,249	3.1	3.7	56.8	1.21	18.5	15.3
2003	364	1,451	1,894	24,438	4.0	5.2	67.1	1.31	16.8	12.9
2004	389	1,458	2,516	23,446	3.7	6.5	60.3	1.73	16.1	9.3
2005	540	2,039	2,743	38,058	3.8	5.1	70.5	1.35	18.7	13.9
2006/5	577	2,160	4,170	4,458	3.7	7.2	7.7	1.93	2.1	1.1

転換期	A	B	C	D	B/A	C/A	D/A	C/B	D/B	D/C
年度	件数	農家数	面積	認証量						
1999										
2000										
2001	3	3	2	45	1.0	0.7	15.1	0.67	15.1	22.7
2002	151	628	539	4,865	4.2	3.6	32.2	0.86	7.7	9.0
2003	349	1,297	1,432	8,849	3.7	4.1	25.4	1.10	6.8	6.2
2004	392	1,825	2,106	13,300	4.7	5.4	33.9	1.15	7.3	6.3
2005	626	3,364	3,352	30,033	5.4	5.4	48.0	1.00	8.9	9.0
2006/5	676	3,517	3,497	3,867	5.2	5.2	5.7	0.99	1.1	1.1

無農薬	A	B	C	D	B/A	C/A	D/A	C/B	D/B	D/C
年度	件数	農家数	面積	認証量						
1999	256	449	262	11,798	1.8	1.0	46.1	0.58	26.3	45.0
2000	324	1,060	876	15,694	3.3	2.7	48.4	0.83	14.8	17.9
2001	441	1,645	1,293	32,274	3.7	2.9	73.2	0.79	19.6	25.0
2002	1,370	4,084	3,727	76,828	3.0	2.7	56.1	0.91	18.8	20.6
2003	1,999	7,426	6,756	120,358	3.7	3.4	60.2	0.91	16.2	17.8
2004	2,494	9,776	8,442	167,033	3.9	3.4	67.0	0.86	17.1	19.8
2005	3,599	15,278	13,803	242,068	4.2	3.8	67.3	0.90	15.8	17.5
2006/5	3,822	15,772	14,118	44,168	4.1	3.7	11.6	0.90	2.8	3.1

低農薬	A	B	C	D	B/A	C/A	D/A	C/B	D/B	D/C
年度	件数	農家数	面積	認証量						
1999	96	502	383	7,849	5.2	4.0	81.8	0.76	15.6	20.5
2000	186	1,035	867	13,174	5.6	4.7	70.8	0.84	12.7	15.2
2001	504	2,591	2,811	44,334	5.1	5.6	88.0	1.08	17.1	15.8
2002	1,112	6,303	5,911	102,432	5.7	5.3	92.1	0.94	16.3	17.3
2003	2,180	13,127	12,153	211,558	6.0	5.6	97.0	0.93	16.1	17.4
2004	2,545	15,892	15,154	256,956	6.2	6.0	101.0	0.95	16.2	17.0
2005	3,952	32,797	29,909	487,588	8.3	7.6	123.4	0.91	14.9	16.3
2006/5	4,231	35,571	32,044	82,890	8.4	7.6	19.6	0.90	2.3	2.6

出所: 韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院[年度別認証現況]より作成

注: 1) ここでの面積とはすべての種類において作付面積ではなく、認証を受けた圃場面積を指す。

2) B/A「件当たり農家数」、C/A「件当たり面積」、D/A「件当たり認証量」、D/B「農家当たり面積」、D/B「農家当たり認証量」、D/C「面積当たり認証量」を指す。

機」、転換期有機農産物を「転換期」、無農薬農産物を「無農薬」、低農薬農産物を「低農薬」と記す)。親環境農産物の認証1件当たり農家数では、「低農薬」が一番大きく、99年度で5戸を超え、2006年には8戸を超えている。これは「低農薬」が一番グループ化していることを意味する。そのため、件当たり認証量も「低農薬」の場合、1999年度から約81トンを超えており、他の種類より大きい。

一方、農家当たり面積については「有機」と「転換期」で2004年度まで増加しているが、「有機」の伸びは著しい。その理由として、「無農薬」や「低農薬」の価格は高くはなく、農家にとってもっと価格の高い「転換期」や「有機」の方が魅力的であることがあげられる。もうひとつの理由として、認証を受けると、親環境農業育成法並びに親環境農業直接支払事業により面積に応じて直接支払が行われることがあげられる。親環境農業直接支払制度は1999年から実施され、1ha当たり52万4千ウォン(約6万3千円)が支給されてきた。この時は、水田と畑に関係なく、また栽培方法にも関係なく同じ額が支給された。しかし、2001年の改正からは「有機」、「転換期」、「無農薬」によって異なった額が支給されるようになった。2004年からは、水田の場合、水田直接支払制度により1ha当たり補助金に加えて、認証種類によってインセンティブがプラスされることになった。これは年度別に異なっている。2004年の場合、60万ウォン(約7万2千円)の補助金に加えて、さらにインセンティブとして「有機」と「転換期」の場合は1ha当たり27万ウォン(約3万5千円)、「無農薬」の場合は15万ウォン(約1万8千円)がプラスされた。また、畑の場合は、2004年から現在まで同じく、「有機」や「転換期」には79万ウォン(約9万5千円)、「無農薬」には67万ウォン(約8万円)、「低農薬」には52万ウォン(約6万3千円)が直接支払されることになった(表6-3参照)⁷⁶。このような直接支払制度は、農家が認証費用をカバーできるため、親環境農業の中でも「有機」と「転換期」を促進する重要な機能を果たしたと考えられる(金重淑 2004, p.228)。

表6-3 親環境農業種類別直接支払の金額(2004年)

	水田	畑
「有機」	60万ウォン(約7万2千円) +27万ウォン(約3万5千円) =87万ウォン	79万ウォン(約9万5千円)
「転換期」	60万ウォン(約7万2千円) +27万ウォン(約3万5千円) =87万ウォン	79万ウォン(約9万5千円)
「無農薬」	60万ウォン(約7万2千円) +15万ウォン(約1万8千円) =75万ウォン	67万ウォン(約8万円)
「低農薬」	60万ウォン(約7万2千円)	52万ウォン(約6万3千円)

⁷⁶ 認証を受けてから3年間支給されるのが原則であるが、2002年に認証を受けた農家に限って2005年までの4年間支給される。

「転換期」に比べて「有機」の増加の伸びが高い理由として、「有機」の認証を受けるためには2～3年の間、無農薬を続ける必要があるが、それに満たない間は「転換期」の認証を受けるからである。したがって、農家は自分の圃場を少しずつ有機に転換することになり、2ないし3年間の「転換期」を経たところが徐々に「有機」に加わっていく。このことは「転換期」から「有機」への発展が進行していることを示している。その分、「転換期」は減っていくと考えられるが、2004年までは増加し、量的な成長も確認できる。

「有機」「転換期」「無農薬」「低農薬」それぞれの特徴を見るために、2005年度について比較を行った。それをまとめたのが表6-4である。「転換期」と「低農薬」は1件当たり農家数が「有機」より大きく、よりグループ化していることが分かる。1件当たりで認証の検定料が支払われるため、複数の農家がグループ化することによって農家一戸当たりのコストを小さくできるというメリットが生まれる⁷⁷。また、グループ化することによって、技術や栽培方法を共有することができ、それによって農産物の質が同じく保てることや多様な種類の農産物や量の確保にもつながり、出荷にも有利である。

表6-4 有機農業とその他の親環境農業との比較（2005年度を基準）

	件当たり農家数	件当たり面積	件当たり認証量	農家当たり面積	農家当たり認証量	面積当たり認証量
転換期	大きい			小さい	小さい	小さい
無農薬		小さい		小さい		大きい
低農薬	大きい		大きい	小さい		大きい

出所：表6-2より作成

「有機」は、基準自体のレベルが高く、それをクリアするための技術的な問題として農薬や化学肥料の代わりに利用される環境資材が農家によってそれぞれ異なるため、グループ化しにくいという傾向が見られる。これに対し、「転換期」は一般に有機栽培に関する経験が短く、技術や情報の交換を行うためにグループ化を愛好する傾向が強くなると考えられる。一方、「低農薬」は、認証の基準をクリアしやすく、要求される共通の意識はそれほど高くないが、協同出荷などの理由からグループ化しやすいと考えられる。最後に「無農薬」の場合は、水耕栽培のように技術的な問題として有機栽培に分類されていない⁷⁸ものの、意識としては有機農業と変わらない農家が多く含まれており、有機農業と同じ理由によりグループ化しにくい結果になっていると考えられる。

⁷⁷ 一回にかかる費用は認証機関によって異なる。金（2004）を参照。フックサリムではコストの削減の理由からなるべく団体としての認証を進めているという（聞き取り調査から）。

⁷⁸ 有機農産物とは、土壌での栽培を基本にしているため、水耕栽培は有機的に栽培しても「無農薬農産物」しか取れない。きのこの場合も、土壌での栽培でないため、有機農産物にはならない。

4. 2. 民間認証機関の参入：「フックサリム」と「朝鮮大学校産学協力団」

これまで政府を中心として行われてきた親環境農産物の認証業務は、民間団体による認証へと民営化する方向に向かっている。韓国における民間認証機関は、単に認証業務を行うだけでなく、親環境農業の技術指導や情報などの提供も同時に行っている点が韓国の特徴であり、これが韓国での親環境農業の普及につながっている。

2002年に民間認証機関として参入したフックサリムは20年以上、有機農業運動に関わってきた団体であり、1990年代には親環境農業の普及に様々な形で貢献してきたという背景を持っている。

その後、韓国国内で親環境農産物の市場が急速に拡大し、既存の認証機関では十分に対応できなくなり、2005年になると地域レベルで多くの民間認証機関が登録するようになる。その形態として特徴的なのは、地域の大学が地域の農民団体と連帯して「産学協力団」⁷⁹を組織し、認証機関として登録するというケースである⁸⁰。

このように親環境農産物の流通拡大に伴って民間認証機関が増加し、またその活性化が政策課題と見なされているにもかかわらず（キム・ワンベ 2005、p.20）、民間認証機関に関してはこれまで十分に研究が行われてこなかった。

したがって、ここでは、韓国における民間認証機関に注目し、拡大しつつある親環境農産物市場と、地域化していく親環境農業への対応という観点から、民間認証機関の現状を明らかにし、それを踏まえて民間認証機関の今後の役割について考える。まず民間認証機関の登録現況と認証の推移を組織形態別及び認証実績別に分けて分析する。そして初期に参入した全国規模の民間認証機関であるフックサリムと新しく参入してきた地域レベルの民間認証機関である朝鮮大学校産学協力団を比較することによって、認証機関の参入様子を確認する。

4. 2. 1. 民間認証機関の参入とその特徴

4. 2. 1. 1. 認証からみた民間認証機関の特徴

親環境農業育成法では、第17条の2「認証機関の指定」において、農林部令により親環境農産物認証に必要な人力と施設を持つものを認証機関として指定することができると定めている⁸¹。また、親環境農業育成法の第5条「民間団体の役割」では、「親環境農業の

⁷⁹ 産学協力団は、大学の中に設置され、地域産業と地域の大学が連帯し、様々な事業や支援などを行うものである。

⁸⁰ 高校レベルでもホンソン郡のように「郡内の高校を認証機関として育成する」（チェ・ヒョンピョン 2005、p.85）ことを主な推進事項としてことが取り上げた郡もある。

⁸¹ 第11条の別表4は、認証機関の指定基準を次のように定めている。①組織については、（1）認証業務を行う担当組織を備えること、（2）認証業務以外の業務を行っている場合、

研究と親環境農産物の生産・流通・消費促進のために構成された民間団体（以下、民間団体）は、国家及び地方自治団体の親環境農業施策に協力し、その会員と農業人等に必要教育・訓練・技術開発・営農指導を実施することによって親環境農業の発展に努力しなければならない」と定めている。政府は民間団体に対して親環境農業への協力を働きかけ、それに対して民間団体は親環境農産物の認証機関として登録し、活動する傾向が強い。これらの団体は単に認証業務を行うだけでなく、それまでの親環境農業の普及活動を継続し、親環境農業に関心を持つ農家に対して、親環境農業に関する教育や営農指導や情報提供を行っているケースが多い。また認証業務を拡大するために、後に親環境農業の普及活動を活発化させていく団体も増えている。

表6-5は、親環境農産物の民間認証機関の推移を表している。2006年5月現在で23団体が登録されており、それらは組織形態によって6つに分類できる。すなわち、社団法人7、有限法人1、株式会社4、営農組合法人2、産学協力団8、協同組合1である。

表6-5 組織形態からみた親環境農業の民間認証機関の推移（2006年5月現在）

組織形態	機関名	指定年	指定番号	所在地	2006年5月現在、認証農家数(戸)				
					合計	有機	転換期	無農薬	低農薬
社団法人	フックサリム	2002	第1号	忠清北道	2,698	712	1,151	771	64
	ヤンピョン環境農業-21推進委員会	2002	第3号	京畿道	574	4	13	426	131
	国産豆加工協会	2002	第4号	ソウル市	2			2	
	韓国有機農協	2003	第5号	ソウル市	374	11	7	84	272
	正農会	2004	第8号	ソウル市	189	69	33	87	
	ウルジン環境農業研究会	2005	第12号	慶尚北道	1,256			1,256	
	親環境農業文化研究所	2006	第18号	涪州道					
有限法人	ドルナラ有機認証コリア	2002	第2号	江原道	133	97	36		
株式会社	コアックス	2003	第6号	ソウル市	13	13			
	ブガンテク	2004	第7号	ソウル市	1			1	
	オシケイ	2005	第13号	ソウル市					
	スペース	2005	第16号	光州市	465			19	446
営農組合法人	グローバル有農人	2005	第9号	大邱市	418	20	20	378	
	学重農場	2005	第15号	全羅南道	490			53	437
産学協力団	韓京大(国立)	2005	第10号	京畿道	75			38	37
	朝鮮大(国立)	2005	第11号	光州市	3,462	6	58	391	3,007
	天安鐘庵(ヨナム)大	2005	第14号	忠清南道	10				10
	尚志大(国立)	2005	第17号	江原道					
	慶北大(国立)	2006	第19号	大邱市					
	全南大(国立)	2006	第20号	光州市					
	晋州(シジジ)産業大(国立)	2006	第21号	慶尚南道					
慶尚大(国立)	2006	第22号	慶尚南道						
協同組合	農協中央会	2006	第23号	ソウル市					

出所：韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院[機関別認証現況]より作成

社団法人にはもともと有機農業や環境農業を推進してきた昔からの民間団体が多く含ま

その業務を行うことによって認証業務が公正的に行われなくなることがないこと。②施設については、(1)認証品の計測及び分析のため、10m²以上の検定室を設置すること。ただし、認証業務の範囲によって国立農産物品質管理院長は検定室の面積を調節することができる。(2)外部に委託し、認証品の計測及び分析等の業務を修行する場合は(1)の規定による検定室を備えなくても良い。

れる。韓国における有機農業運動のさきがけである「正農会」と「韓有協」は1970年代から活発に活動してきた団体であり、「フックサリム」も20年以上有機農業運動に取り組んできた歴史がある。また「ヤンピョン環境農業—21推進委員会」（以下、ヤンピョンと記す）と「ウルジン環境農業研究会」（以下、ウルジンと記す）は地方自治体を中心に地域内親環境農業の普及のために設立した団体である。

有限法人である「ドルナラ有機認証コリア」は宗教団体であり、宗教的信念に基づいて転換期を含む有機農業だけに関わっている。

株式会社は、既に環境資材や技術などを持っている環境関連の会社が参入しているが、スペース以外は認証の件数がそれほど多くはなく、2006年に新たに参入しているものはないなど、今のところ、それほど伸びは見えない。しかし、これから伸びていく親環境農業農産物市場を考えると、株式会社による参入はいずれ拡大する可能性が高いと考えられる⁸²。

管農組合法人は、もともと農業をやっている農家たちがグループを組んで親環境農業を行ってきた団体である。学事農場は、1992年に設立され、有機農業グループとして活動してきて1996年には有機認証を獲得し、自ら産地直売所や物流センターも持っている⁸³。このような生産者団体である管農組合法人の参入は、生産、流通、さらには認証の業務が同時にできるという特徴があり、税制上の優遇措置を得られるというメリットがある。しかし、2006年度の段階ではまだ新しい登録はなく、ある程度の規模を持つ安定した生産者団体でなければそれほど簡単には参入できないと考えられる。

産学協力団とは、既に述べたように、地域の農民団体と地域の大学が連携し、様々な事業や支援を行うもので、最近、地方の国立大学を中心に認証機関として参入するケースが目立っている。朝鮮大学校は、全羅南道の地方自治体の協力を得て著しく成長している。この他、2005年で4団体、2006年は5月までで既に4団体が新しく参入している。

これまで協同組合は、政府の施策を基にして地域自治体と地域農家との密接な関係の中で様々な事業を行ってきた。協同組合の代表的な組織である農協中央会が2006年4月から認証機関として活動し始めたことは、今後、農協中央会による親環境農産物市場への積極的な参入が予想される。

年度別には民間機関による認証が始まった2002年に4団体、2003年と2004年には2団体しか増えなかったが、2005年には9団体、2006年5月現在で6団体増え、増加傾向にあり、これは親環境農産物の急速な増加と民間認証機関への認証業務の移管がもたらしたと考えられる。

地域別の団体数としては、ソウル市7、大邱市1、光州市3、江原道2、京畿道2、忠

⁸² 2006年5月以降、2008年7月現在、株式会社による参入は11ヶ所増加している。これは産学協力団（11ヶ所）に並ぶ伸びである。

⁸³ <http://www.62farm.co.kr> 参照。

清北道1、忠清南道1、全羅南道1、慶尚北道1、慶尚南道2、済州道1であり、全羅北道⁸⁴を除いた全国に分布している。

表6-6は2006年5月現在、認証農家数の実績順にみた民間認証機関である⁸⁵。まず、合計で見ると、11番目(第11号)に登録された朝鮮大学校が3,462戸で一番多く、その次が第1号のフックサリムで2,698戸、3番目が第12号のウルジンの1,256戸である。このように認証農家数は、認証機関として登録された時期と強い関係はないことが分かる。この三つだけで認証を受けた総戸数の約73%に達している。その中でも朝鮮大学校は「低農薬」が、フックサリムは「有機」と「転換期」と「無農薬」が、ウルジンは「無農薬」の実績が多いという特徴を持っている。

表6-6 認証実績からみた親環境農業の民間認証機関

指定番号	機関名	組織形態	所在地	2006年5月現在、認証農家数(戸)											
				合計	N	有機	N	転換期	N	無農薬	N	低農薬	N		
第11号	朝鮮大学校	産学協力団	光州市	3,462	34.1	6	0.6	58	4.4	391	11.2	3,007	68.3		
第1号	フックサリム	社団法人	忠清北道	2,698	26.6	712	76.4	1,151	87.3	771	22.0	64	1.5		
第12号	ウルジン環境農業研究会	社団法人	慶尚北道	1,256	12.4					1,256	35.8				
第3号	ヤンピョン環境農業-21推進委員会	社団法人	京畿道	574	5.6	4	0.4	13	1.0	426	12.2	131	3.0		
第15号	学事農場	営農組合法人	全羅南道	490	4.8					53	1.5	437	9.9		
第16号	スペース	株式会社	光州市	465	4.6					19	0.5	446	10.1		
第9号	グローバル有農人	営農組合法人	大邱市	418	4.1	20	2.1	20	1.5	378	10.8				
第5号	韓国有機農協	社団法人	ソウル市	374	3.7	11	1.2	7	0.5	84	2.4	272	6.2		
第8号	正農会	社団法人	ソウル市	189	1.9	69	7.4	33	2.5	87	2.5				
第2号	ドルナ有機認証コリア	有限法人	江原道	133	1.3	97	10.4	36	2.7						
第10号	韓京大学校(国立)	産学協力団	京畿道	75	0.7					38	1.1	37	0.8		
第6号	コアックス	株式会社	ソウル市	13	0.1	13	1.4								
第14号	天安薬産(ヨナム)大学	産学協力団	忠清南道	10	0.1							10	0.2		
第4号	国産豆加工協会	社団法人	ソウル市	2	0.0					2	0.1				
第7号	プガンテク	株式会社	ソウル市	1	0.0					1	0.0				
合計				10,160	100	932	100	1,318	100	3,506	100	4,404	100		

出所：韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院[機関別認証現況]より作成

4. 2. 1. 2. 民間認証機関によるシェア

ここでは、民間認証機関による認証が政府機関による認証と比べてどのくらいのシェアを占めているかを見る。政府機関による認証は、農林部傘下の国立農産物品質管理院(以下、「農管院」と記す)が担当している⁸⁶。「農管院」は地方に「支院」(2006年現在106軒)を配置し、認証業務は各地方の支院で行われている。認証業務自体は親環境農業育成

⁸⁴ 全北地域は、地理的にも行政的にも光州からの影響が大きいと考えて良いが、これから全北地域からも大学協力団の参入が予想できる。

⁸⁵ 23の民間認証機関のうち、8団体は認証の実績が全くなかったので表6-6からは除外した。

⁸⁶ ここでは原産地表示、履歴追跡管理(トレーサビリティ)、優秀農産物管理、安全性管理なども行っている。

法施行規則（以下、「施行規則」と記す）に従うため、「農管院」による認証と民間機関による認証とは原則的に変わりはない。両者が異なるのは、民間認証機関が「施行規則」で定められている基準より厳しくする場合であり、フックサリムは実際に厳格な基準を適用している⁸⁷。フックサリムから認証を受けた農家の多くは、親環境農業を評価し高いプレミアムを支払ってくれるハンサリムや生協などの直売団体に出荷するケースが多い。大手スーパーの消費者は政府認証を愛好するが、このような直売団体ではフックサリムの認証がよく好まれる。その理由として、そのような消費者は厳しい基準のほかに、自治や自発性などフックサリムの考え方に共感しているためであると考えられる。

図6-2から図6-5までは、親環境農産物の認証の中で、民間認証機関による割合を示したものである。まず、「有機」「転換期」「無農薬」「低農薬」を合わせた民間認証の全体に占める割合は、2006年5月現在、件数15.3%、農家数17.8%、面積16.3%、認証量8.5%であり、民間機関の認証のシェアは未だ小さい。政府は民間機関による認証を奨励しており、「農管院」による認証業務は未だ多いものの、将来的には民営化により民間認証機関の数が増え、業務が安定化していくにつれ、民間の割合は増えていくと考えられる。

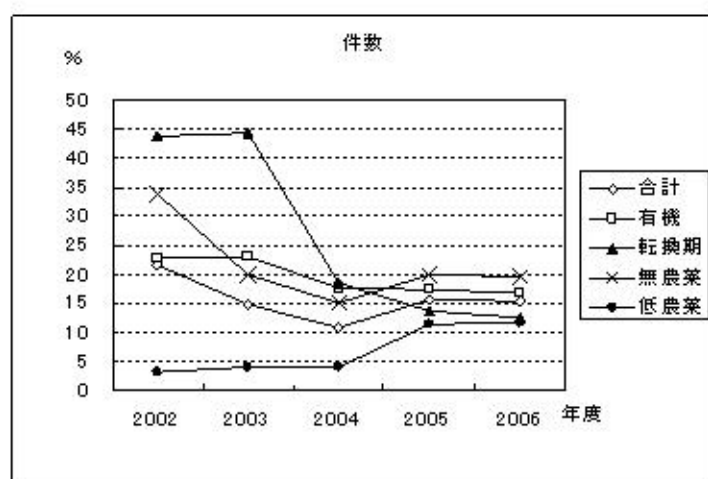


図6-2 親環境農産物認証件数の民間機関のシェア

出所：韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院[機関別認証現況]より作成

⁸⁷ 例えば、キトサンとフェロモン剤の使用は法律上、有機として認められるが、フックサリムは認めていない。(フックサリムの聞き取り調査から)

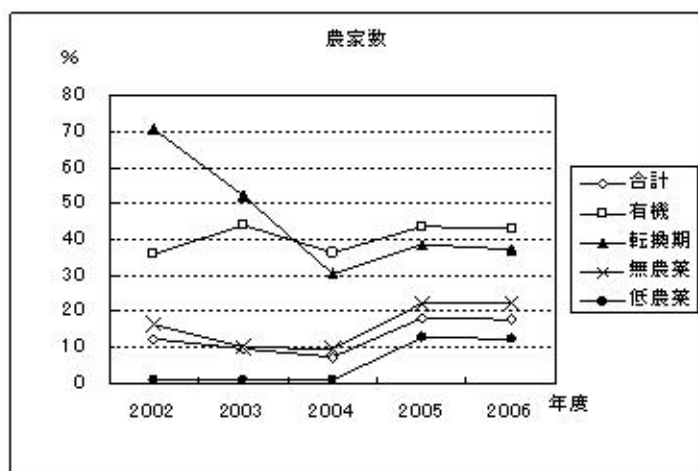


図6-3 親環境農産物認証農家数の民間機関のシェア

出所：韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院[機関別認証現況]より作成

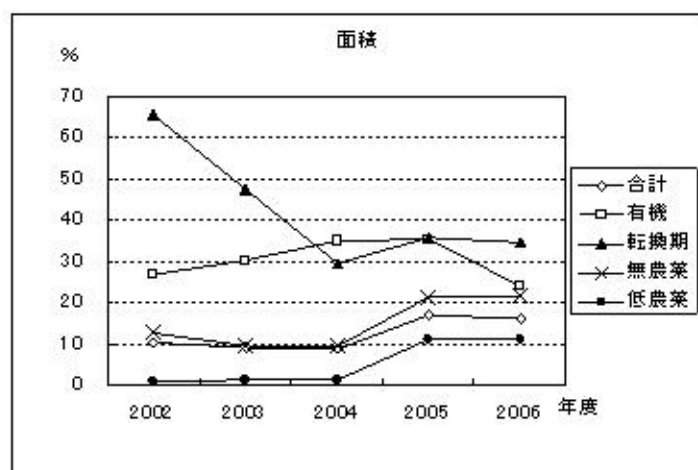


図6-4 親環境農産物認証面積の民間機関のシェア

出所：韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院[機関別認証現況]より作成

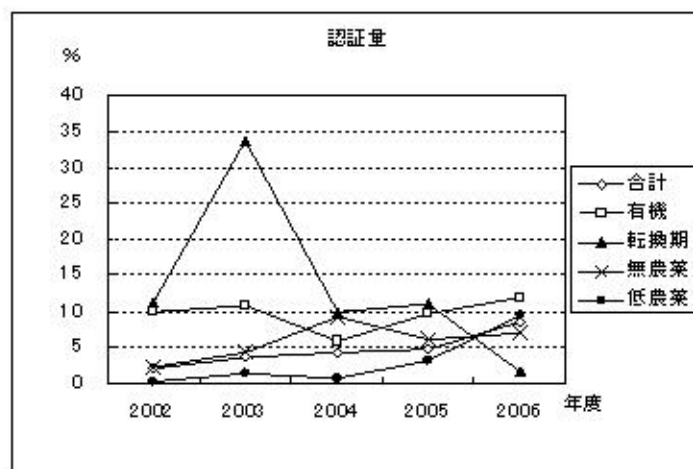


図6-5 親環境農産物認証量の民間機関のシェア

出所：韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院[機関別認証現況]より作成

民間機関の認証の中でも、その種類によってシェアは大きく異なっている。「低農薬」は、2005年度の段階で、全項目で10%前後に留まっている（図6-2参照）。「無農薬」は、件数では最初約35%であったが、徐々に減り、2006年には4項目で20%程度に留まっている。「転換期」は、2002年度には農家数と面積で70%に達していたが、2004年度を境に大きく減った。一方で、「有機」の場合は、件数が20%未満に減っているが、農家数は2002年から平均40%は超えており、面積も2005年で35%に達している。また、民間認証を受けている農家数は40%を維持し、「無農薬」や「低農薬」に比べると「農管院」による認証よりも民間機関による認証を選好していることが分かる。これは、古くからフックサリムなど民間団体とのつながりを持ってきた実践農家が有機農業に含まれることが多いことによると考えられる。

4. 2. 1. 3. 社団法人フックサリムと朝鮮大学校産学協力団の比較

ここでは、民間認証機関の中でも実績の一番大きかったふたつの団体であるフックサリムと朝鮮大学校を取り上げ、その比較を通してそれぞれの特徴を見ることにする。

まず、表6-7は、フックサリムと朝鮮大学校の活動を比較したものである。フックサリムは1991年に「ゲサン微生物研究会」として設立され、90年代から有機農業の教育や普及活動を活発に行ってきた民間団体で、全国に10,000人の会員を持つ。一方、朝鮮大学校は、2005年、親環境農産物の認証機関として活動するために「親環境農水産研究センター」を設立し、新規参入してきた機関である。両者は親環境農産物の認証事業以外に親環境農業の教育や技術開発など多様な事業を行っており、これらの活動を通じて安全な

農産物を生産し、親環境農業の発展に貢献するという目的は同じである。しかし、対象とする農民層は異なっている。

表6-7 フックサリムと朝鮮大学校の認証活動の比較

	社団法人フックサリム	産学協力団朝鮮大学校
設立	1991年「ゲェサン微生物研究会」を創立 1996年に社団法人として認可	2005年、認証業務のために「親環境農水産研究センター」設立
目的	国内微生物と有機物等環境に害のない資材と農業方式を研究・開発して安全な農産物を生産し、農民と消費者の健康を守る。	大学の専門性を活かし、親環境農業の専門技術及び認証制度に関する研究を通じて親環境農業の発展に先駆的役割をする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・親環境農業の調査、研究、開発、普及 ・親環境農業と認証の教育訓練事業 ・「フックサリム新聞」「有機農業副総書」「フックサリム情報誌」発行等出版、広告事業 ・会員管理と地域フックサリムの組織事業 ・親環境農産物の認証事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な農産物生産に関する生産者指導・教育 ・親環境農業の技術と材料の研究開発 ・流通の研究・開発 ・親環境農産物の認証事業

出所：「フックサリム親環境農業教育資料集」（2007）「産学協力団報道資料」（2005）より作成

表6-8はそれぞれの認証状況を示している。フックサリムは2002年から、朝鮮大学校は2005年から認証を開始している。種類別の認証傾向として、フックサリムの場合、認証農家数は「転換期」、「無農薬」、「有機」、「低農薬」の順に大きいものに対し、朝鮮大学校の場合には「低農薬」が圧倒的に多いことが分かる。フックサリムが「有機」と「転換期」と「無農薬」で実績が多い理由としては、古くから農家と密接な関係を築き、親環境農業を普及してきたことがあげられる。それに対し、朝鮮大学校の場合は、新規参入してきたために有機農業を実践してきた農家との関係は弱く、したがってなるべく多くの農家が参加できるような「低農薬」の認証が多くなっていると考えられる。

表6-8 フックサリムと朝鮮大学校の年度別実績状況 (単位：件、戸、ha、トン)

年度	認証機関別	有機				転換期				無農薬				低農薬			
		件	農家	面積	認証量	件	農家	面積	認証量	件	農家	面積	認証量	件	農家	面積	認証量
2002	フックサリム	54	67	90	563	65	444	354	543	202	402	286	1,175	24	43	37	149
2003		60	150	180	972	140	660	671	2,934	101	451	419	2,721	25	64	69	1,294
2004		36	406	579	805	57	533	588	1,282	63	551	526	8,979	22	69	86	748
2005		40	710	706	3,162	51	1,151	1,064	3,039	122	768	734	4,863	17	63	97	1,053
2006/5		42	712	706	5	52	1,151	1,086	1	121	771	733	20	18	64	99	0
2005	朝鮮大学校	6	6	17	0	3	58	39	5	99	373	316	719	265	2,993	2,304	9,753
2006/5		6	6	17	185	3	58	39	3	115	391	348	412	266	3,007	2,293	3,462

出所：韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院[機関別認証現況]より作成

図6-6は、表6-8に基づいて認証1件当たりの農家数を比較したものである。フッ

クサリムは、年を重ねるとともにグループの規模が拡大し、2006年5月現在、「転換期」は23戸、「有機」が17戸で著しくグループ化していることが分かる。

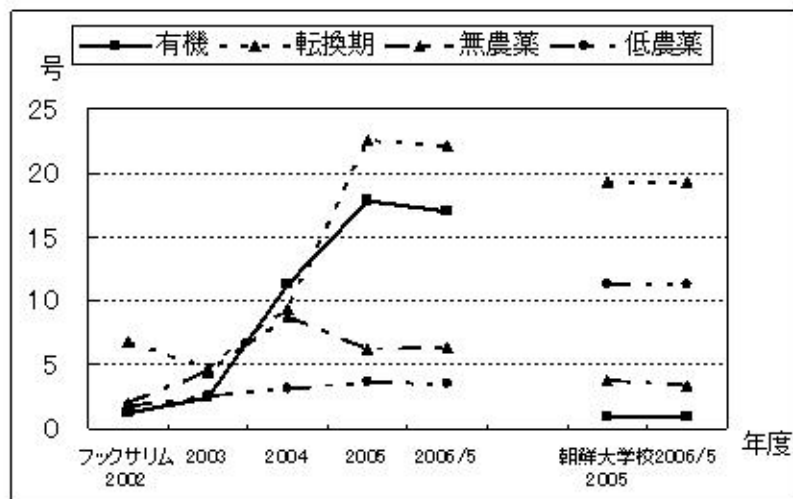


図6-6 フックサリムと朝鮮大学校の認証1件当たり農家数の比較

出所：表6-8より作成

表6-2の全国平均で確認したように、有機農業の場合、個人がグループ化するに際し、技術や共通の意識をまとめることはもっとも難しいが、フックサリムのように既にフックサリムのやり方に同調した上で会員として参加し、認証を受けている農家の場合は、同じ技術や意識を共有しているため可能であると考えられる。グループ化は安定的な農産物の供給につながり出荷する際にもメリットになる。

これに対して、朝鮮大学校の場合、認証件数の大多数を占めていた「低農薬」は11戸とグループ化されており、「転換期」の19戸に次いで大きい。それに対して、「無農薬」では4戸、「有機」は1戸であり、グループ化されていない。

5. 小括

韓国の有機農業は、日本と同様に1970年代に先駆的な農民と民間団体によって始まった。80年代に入って都市の消費者に向けて直売が開始されるが、日本のように不当表示問題が顕在化するほどの拡大は示さなかった。認証制度が導入されるのは、日本と同様に90年代であるが、日本との大きな違いは、韓国の場合、政府主導によって「親環境農業」が強力に推進されたことである。その結果、韓国ではラベル型の発展を遂げていく。

韓国における親環境農産物の認証は、認証制度が始まった1999年以降、農林部の傘下機関である「農管院」が担当し、その地方の支院で行われてきた。2002年からは民間の認

証機関の参入が認められ、長い間、有機農業運動をやってきたフックサリムのような民間団体が参入していった。それ以降、政府による積極的な施策により親環境農産物はますます伸びることになり、認証業務の民営化への方針とともに民間認証機関の参入の数は増えつつある。

韓国における民間認証機関は、認証業務を行うだけでなく、親環境農業の技術や情報の提供など教育・普及機関としての役割も果たすという独特の性格を持ち、親環境農業を新たに始めた農民にとって欠かせない存在になっている。そもそも親環境農産物に対する認証は、親環境農産物を慣行栽培農産物と区別することによって、消費者には安全で安心できる農産物を提供し、生産者には環境を配慮した生産が持続できる基盤を、さらにはそれに合う価格プレミアムを与えることが主な役割であり、消費者と生産者の間の「顔の見える」関係を代替するものとして機能することになった。したがって、地域内に専門の民間認証機関を設置していくことは、成長する親環境農産物の需要にも直ちに対応することができ、地域内の親環境農業の活性化にもつながっている。

ただし、「転換期」が2007年3月に「有機」に統合され、「低農薬」は2010年に廃止され、「有機」と「無農薬」の2段階になる予定である。朝鮮大学校のように新しく参入してきた団体では「低農薬」を中心に認証するケースが多いが、「低農薬」が廃止されると、それらの認証機関が生き残れるかどうかの問題になる。認証業務だけでは生き残れない場合には、親環境農業に関する教育・技術の開発やそのネットワーク化などを図り、親環境農業の専門教育を行う普及団体としての活動を拡大していくことも考えられる。一方で、認証団体でありながら普及団体であることは、認証業務に徹底した独立性が保障されなければならないことは言うまでもない。

さらに、民間認証機関が認証団体として事業の安定化を図るためには、政府支援も必要である。既に見たように、営農組合法人として参入すると税制上の優遇措置が得られるが、その他にも認証専門家の育成や技術設備を確保するための積極的な取組みが必要である。また現在も進行中であるが、地方支院との協力体制を一層拡大させることによって、認証業務が政府機関から民間に徐々に移行できるような環境を作っていくこともひとつの選択肢として考えられる。本稿で見えてきたような民間認証団体の活動は、今後、韓国の親環境農業の普及に大きく影響を与える要因として注目していく必要がある。

第7章 韓国における地域密着親環境農業：「バルダン生命サリム」の事例

1. 本章の目的及び構成

韓国における親環境農業は政府の積極的な支援の下で急速に発展を遂げてきた。1993年には韓国農政で初めて「環境農業」という言葉が登場し、1996年に出された「21世紀に向けた農林水産環境政策」では1996年から2010年までの15年間で3段階に分けて親環境農業を育成しようとした⁸⁸。2001年には第1次育成5ヵ年計画（2001年～2005年）が出され、その結果、親環境農業の実践農家数が2000年に比べ2005年には約25倍増加し、面積では約24倍増加し、生産量では約22倍増加した⁸⁹。

親環境農業施策は、①農薬や化学肥料などによる汚染源の削減、②農土の地力増進や農業用水の水質改善など農業環境の維持と改良、③親環境農業の実践農家に対する育成支援、の三つの分野で推進された。③に関連して「親環境農業地区造成事業」「親環境農業モデル村造成事業」「親環境農業直接支払制」などが実施されたが、このうち前二者は、自然環境保護のために土地利用が規制された地域を対象にし、一定数以上の地域住民の申請によって地域単位として事業対象となる。農業環境の保全と親環境農業の育成が、「地区・集団」単位で実施されたことは効果的であったと評価されている（ホ・ジャン 2000、p.26）。

地区・地域を単位にした親環境農業は、最初は上述したように政府の支援の下で発展してきた⁹⁰が、全国規模の親環境農産物市場では他地域の農産物との競争が激しいため、地区・地域単位のブランド化を進め、また比較的安定した供給が難しいため、ブランドによる集団化を進めていった⁹¹。一方、生協など大型消費者組織を対象にした場合、規格化や統一化や共同ブランド開発が進められ、韓国で「第3の流通」と言われる「顔と顔の見える関係」からは根本的に離れてしまう方向に向かっていると指摘されている（ユ・ジョンギョ 2005、p.25）。

本章では、政府の積極的な支援の下で地域単位を中心にした親環境農業の発展が、最近、地域に密着していく動きに注目し、地域密着化への過程を明らかにする。研究事例として

⁸⁸ 第1段階である1996～2000年までは、環境農業の基礎を確立する時期であり、環境農業の定義、目的及び目標が設定された。第2段階である2001～2005年までは、環境農業の普及時期であり、地域単位の推進体系を確立し、環境農業に関する技術を確立するものと定められた。第3段階である2006～2010年までは、環境農業の定着段階であり、農業全分野において環境農業の実施基盤を確立し、生産・流通・消費間の相互協力により環境農業を定着していく時期で定められた。

⁸⁹ 農林水産食品部環境政策課（2006）

⁹⁰ 親環境農業を決定する地域の要因に関する研究ではキム・チュンシル、キム・テギョン（1993）とイ・ソング、ジョ・ジュング、イム・ヒョンベク（2004）がある。

⁹¹ 親環境農産物に関する研究は、消費拡大や流通制度の改善のための生産・流通・消費の各部門別の実態分析や制度の検討が中心となり、それらの総合関係を表す総合的なものはないと指摘し、生産・流通・消費までの過程を総合的に検討したジョン・ウンミ（2006）がある。

は京畿道ヤンピョン（楊平）郡の「パルダン生命サリム」を取り上げる。本章の構成は次の通りである。次節では、韓国で初めて郡全体を親環境農業地域に宣布した京畿道ヤンピョン（楊平）郡における親環境農業の展開を見る。第3節では、ヤンピョン郡でも特に有機農業運動の長い歴史を持っている「パルダン生命サリム」の発展過程を見る⁹²。第4節では、「パルダン生命サリム」の地域密着への移行過程を見ることにする。ヤンピョン郡及び「パルダン生命サリム」に関しては2007年1月と2008年4月の二回に渡って聞き取りを中心にした調査を行った。

2. ヤンピョン（楊平）郡における親環境農業の展開

京畿道ヤンピョン郡は、1997年12月に「ヤンピョン環境農業—21」を宣言し、全国で郡として初めて親環境農業地域を宣布した。そもそもヤンピョン郡は、ソウル市を含む首都圏住民の飲用水源である八堂（パルダン）湖に近接した郡であり、上水源保護地域として六つの法律に縛られ、規制と制限が強い地域である。それらの規制に反対する地域住民による「地域開発」か、それとも国家による「環境保護」かという論争は、アン・スンテク（1999）、イ・ジンア（2000）、イ・ヨンミン、ホ・ナムヒョク（2001）の論文で論じられている。このような地域開発と環境保全の両方を仲裁する存在であったのが有機農業であった。つまり、八堂（パルダン）湖の水質を保護しながら、ヤンピョン郡内の農業を発展させ、農家の所得を増加させるために、環境と農業の調和を目指す有機農業運動が始まったのである。

1998年には地域単位を中心にした親環境農業の推進計画（キム・ワンベ1999）が実施された。表7-1は2005年度現在、これまでの政府の支援が基になった事業とその内容を示している。ヤンピョン郡は1998年という早い時期から親環境農業地区造成事業に23地区が選定され、1999年から実施された親環境農業モデル村造成事業でも118農家を含む2ヶ所が育成地区として選ばれた。

2005年12月には全国唯一の親環境農業特区⁹³として指定された。立地条件としてはソウルから1時間の距離にあり、産業立地としては優れているが、八堂（パルダン）上水源保護地域であるために、地域の69%が環境政策基本法の下に各種開発に制限が加えられている。このような制限を克服し、親環境農業の生産・流通・加工及び親環境ウェルビング

⁹² 日本で紹介されたヤンピョン郡における親環境農業に関する研究としては、亀島（2005）が6軒の農家に対する聞き取り調査を基にした研究があるが、ヤンピョン郡における全体的な親環境農業の背景や発展過程に関するものはまだない。

⁹³ 特区制度（正式には、地域特化発展特区制度）とは、中央政府主導の地方支援政策では地域の実情や特性を反映するのには難しく、地方の自立的成長基盤を構築するのにも限界があるため、地方自治体の地域特化発展事業を支援するために、一定地域を特区と指定し、選択的に規制に特例を適用する制度である。2004年12月に第1回地域特化発展特区委員会が開催され、6ヶ所が特区に選ばれた。

体験観光を促進し、地域農家の所得増大及び地域経済発展を目指すのがその目的である⁹⁴。表7-2は、ヤンピョン郡の親環境農業特区の内容である。2010年までに郡内のすべての農業を親環境農業化していくものである。

表7-1 政府からの支援事業及び事業内容

事業	期間	事業内容
親環境農業地区造成事業 23 地区	1998～2003	事業費：2,067 百万ウォン 小規模地区：18 地区 4,625 百万ウォン 大規模地区：5 地区 6,396 百万ウォン
酸化電解イオン水及びイオン浄水機提供	1999～2002	212 台
親環境農業モデル村造成事業 2ヶ所育成	1999～2004	事業費：236 百万ウォン（118 農家）
親環境農業実践農家にキットサン提供	2000～2003	事業費：316 百万ウォン（4,919 農家）
親環境有機質肥料堆積場設置	2002～2004	事業費：802 百万ウォン（186 農家）

出所：「ヤンピョン環境農業-21」 ヤンピョン郡

表7-2 ヤンピョン郡における親環境農業特区の内容

特区の位置	京畿道ヤンピョン郡 12ヶ村
特区の面積	24,724,789m ² （748 万坪）
特化事業者	ヤンピョン郡長
総事業費	2005～2010 年：334 億ウォン（うち 2000～2004 年：563 億ウォン） ・国費：19.53 億、道費：12.3 億、郡費：262.18 億、農家：39.3 億
特化事業の内容	○親環境農産物の認証及び統合ブランド広報強化 ・2010 年まで郡内すべての農業の親環境農業化の推進 認証農家 5%（2004）⇒62.5%（2008）⇒100%（2010） ・農産物直売場の開設、「ムルマルガンヤンピョン」統合ブランド広報強化等 ○高品質親環境農産物の生産基盤造成 ・有機質肥料使用、合鴨及びタニシ農法など各種親環境農法の指導・支援の拡大 ○親環境ウェルビング体験村造成 ・首都圏都市民（月 2 回約 1,000 人）を招待し、親環境農村体験村の造成などを通じた都・農交流の拡大

出所：農林水産食品部農村社会課「2006 特区概要」

表7-3はヤンピョン郡における2006年度の親環境農産物の認証別農家数と面積を示している。ここで注目すべきことは、全国の場合、親環境農産物の認証は「低農薬」が一番多く、農家数で63.5%、面積で64.5%を示しているのに対して、ヤンピョン郡は「無農薬」の方が圧倒的に多く、農家数で74.9%、面積で72.5%を占めていることである。まだ「転換期有機」を含む「有機」の数はそれほど大きいシェアを持っているわけではないが、

⁹⁴ 農林水産食品部農村社会課（2006）

上述した様々な事業や支援の下で準備段階とも言われる「無農薬」の多くの農家が「有機」へと転換していく可能性は高いと考えられる。

次節では、ヤンピオン郡における有機農業運動の中核的存在である「パルダン生命サリム」を取り上げ、その発展過程と現状を見ていくことにする。

表7-3 ヤンピオン郡における親環境農産物の認証農家数と面積（2006年度）（単位：戸、ha）

区分	認証区分								計	
	有機		転換期有機		無農薬		低農薬			
	農家	面積	農家	面積	農家	面積	農家	面積	農家	面積
全国	3,235	4,374	3,932	4,185	21,656	18,066	50,812	48,371	79,635	74,995
(%)	4.7	5.8	4.9	5.6	27.2	24.1	63.5	64.5	100.0	100.0
京畿道	297	541	558	621	2,159	1,882	1,948	2,129	4,962	5,137
(%)	6.0	10.5	11.2	12.0	43.5	36.4	39.3	41.2	100.0	100.0
ヤンピオン郡	27	22	50	48	617	436	130	95	824	601
(%)	3.3	3.7	6.1	8.0	74.9	72.5	15.8	15.8	100.0	100.0

出所：国立農産物品質管理院及びヤンピオン郡親環境農業政策課資料

注：2007年3月29日からは「親環境農業育成法」の改正により「転換期有機」は「有機」に含まれる。

3. パルダン生命サリムの発展過程

3. 1. 「パルダン生命サリム」の設立

「パルダン生命サリム」は、生産者組織である「パルダン上水源有機農業運動本部」（以下、「パルダン運動本部」と記す）と消費者組織である「パルダン生命サリム消費者生活協同組合」（以下、「パルダン生協」と記す）が2002年3月に統合されてできた組織である。

「パルダン運動本部」の始まりは1976年に遡る。1976年1月にヤンピオン郡のドゥムルモリ地域⁹⁵のジョン・サンイル氏が「正農会」⁹⁶創立に参加し、この地域で早くから有機農業を始めた。1976年から1988年までは、ヤンピオン郡において「有機農業胎動期」と呼ばれる時期であり、ドゥムルモリ農場（ジョン・サンイル氏、ジョン・サンムク氏）やこ

⁹⁵ 「ドゥ」とは2つの意味で、「ムル」とは「水」を意味するが、ここでは、川のことを指す。「モリ」とは頭のこと、2つの川が一緒になる最初のところという意味を持つ名称である。

⁹⁶ 1976年に設立された有機農業団体であり、第3章第3節で紹介されている。

の地域の農家たちが有機農業に参加することになる。1989年から1994年までは「有機農業成長期」と呼ばれ、ヤンピョン地域を中心にしてきた有機農業が近隣地域まで拡大していく。近隣のナムヤンジュ市ゾアン村では「ハンソル生命共同体」⁹⁷が有機農業を実践し、ハンサリムとYWCAに対して直売を行った。1994年4月から5月にかけては、環境庁の「水道法改定案」⁹⁸立法予告を受け、上水源保護地域で「八堂上水源被害住民共同対策委員会」を結成し、反対運動を行った⁹⁹。開発論者は、上水源の取水口を上流に移し、規制を無くして地域の中で自由に生産や営業活動が行われることを主張した。一方、環境論者は、環境も保護し、水源も保護しながら生計が成り立つ方法を考えようとした。環境論者である12農家は委員会から離れ、環境を保護しながら地域住民の生計が維持できる代案として有機農業を提案し、「パルダン運動本部」を設立した（1995年12月）。表7-4は、「パルダン運動本部」の設立理念である。自然の順応する農業を実践し、地域の環境を守り、農村の共同体回復運動¹⁰⁰を目指すものとする。

表7-4 「パルダン運動本部」の設立理念

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然の摂理に順応する正しい農事を実践・普及する。 2. 八堂湖の水質保護など環境保全運動をする。 3. 農村の共同体回復運動 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

出所：パルダン生命サリム（2005）より作成

1995年からはこの地域において有機農業が広がっていった時期であり、ソウル市と農協中央会が「八堂上水源親環境農業育成事業」に取り組むことになる¹⁰¹。これは、上水源地域農業生産者の一方的な犠牲を前提に行われてきたこれまでの水質保全事業が、受益者であるソウル市民と被害者である八堂ダム周辺住民の相互協力によって行われることになった最初の大規模事業であった（ユ・ジョンギョ 2005, p. 4）。95年からソウル市と農協が6百億ウォンの資金をもってこの地域の農家800戸に対して有機栽培を勧告したが、その

⁹⁷ キリスト教の農民を中心に設立されたもの。

⁹⁸ 上水源保護区域内の河川の1 km以内の地域において、必要に応じて上水源特別保護を目的とする上水源整備地域を指定し、土地売買を行う際に、事前に申告をすることにし、水質保護に悪影響を及ぼす可能性があるると判断される場合、政府が先買権を持つという内容が盛り込まれた。

⁹⁹ グリーンベルトや上水源保護地域という政府の規制に反対し、地域住民と連帯した時期である。

¹⁰⁰ 有機農業を共同体運動の視点から見た研究としては、キム・ピョウシク（2004）とソン・ミョンギョウ（1998）があり、共同体のネットワークに注目した研究としては、グォン・グァンシク（2000）がある。

¹⁰¹ この事業は、1996年に出された「21世紀に向けた農林水産環境政策」の一環として行われた。

販路を確保できず、農産物を放棄する農家が発生した。ソウル市は8店舗の有機農産物販売所を設置すると約束したが、2店舗の設置に留まった。この事業は、市と農協の努力不足、住民の認識不足、事業者間の連携不足、行政機関との協力が得られなかったことなどにより、期待以上の成果を挙げることはできなかった(同上書、p.4)。そのため1996年には生産者自らの努力によりパルダン有機農産物の流通事業団である「セノン」を設立することになった。また有機農産物の新しい需要に対応するために有機農産物を加工する「ドゥムルモリ食品」を設立した。

翌1997年は、ヤンピョン郡が親環境農業地域として宣布した年であり、1998年2月には、「ヤンピョン環境農業—21」でヤンピョン郡を環境農業地区として育成する計画が打ち出され、推進委員会が設けられた。1998年8月の段階で、正会員60名と準会員55名の合計115名が会員となっている。まずヤンピョン郡ヤンソ村において環境農業地区造成事業の施行が確定し、その後、ブヨンリ村の会員を中心に事業が進められた。2000年11月は、消費者としての有機農業運動を進めるため「パルダン生協」を作り、2002年3月には「パルダン運動本部」と統合した「パルダン生命サリム連帯」を設立され、さらに2003年2月には社団法人として「パルダン生命サリム」が誕生した。

3. 2. 「パルダン生命サリム」の組織

「パルダン生命サリム」は、生産者組織と消費者組織が合併したものであり、地域共同体運動、環境運動、地域社会運動などの公益的な役割を果たす機関として活動している。普及活動を行う社団法人の他、営農組合、消費者生活協同組合の三つから成る。表7-5はそれぞれの創設時期と活動内訳である。「パルダン生命サリム」では早い段階から営農組合法人を設立しているが、それは生産者が5名以上集まると法人として設立することが可能となり、法人になると税制上の優遇措置を受けられるからである。

表7-5 パルダン生命サリムの組織

組織名称	パルダン生命サリム	パルダン生命サリム	パルダン生命サリム消費者生活協同組合
性格	社団法人	営農組合	消費者生活協同組合
創設時期	2003年2月	2002年3月	2000年11月
活動内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・パルダンが目指す目標と価値の実現および研究フォーラム ・対外協力 ・教育、報告 ・イベント、見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業育成および拡大 ・農村共同体の活動 ・生産管理 ・流通管理 ・経営管理 ・対外協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市共同体の活動 ・消費者流通 ・消費者組織 ・消費者教育 ・流通管理 ・経営管理 ・対外協力

出所：パルダン生命サリム(2005)より作成

表7-6は年度別生産者正会員の変動を表している。「パルダン生命サリム」の会員は、正会員と準会員¹⁰²から成り立つ。1995年に12名から始まったが、2000年まで徐々に増え、77名になった。この時期は、「パルダン生命サリム」の内部で葛藤が深刻化した時期であり、「不誠実な」会員を整理し、会員の入会を一時的に止めるなどしたため、2003年には66名に減った。その後、入会を再開し、2004年からまた会員の数が増え始め、2006年度には99名になり、2008年4月現在は100名である。

表7-6 年度別生産者正会員の変動（年度、名）

1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2008.4
12	32	—	58	61	77	—	75	66	81	87	99	100

出所：パルダン生命サリム（2006）及び聞き取り調査から筆者作成

表7-7は、「パルダン生命サリム」の生産者と消費者の会員の地域分布を表している（2004年12月現在）。消費者会員は京畿道の中心都市であるナムヤンジュ市が全体の45.9%を占めている。また1時間くらいの距離にあるソウル市の会員も9.7%を示している。2008年4月現在では、消費者は2,000名まで増えている。一方、生産者会員はヤンピョン郡とナムヤンジュ市が最も多く、このふたつで全体の90%を占めている¹⁰³。

表7-7 生産者会員と消費者会員の地域分布（2004年12月現在、単位：名）

	生産者会員	消費者会員
京畿道 ナムヤンジュ市	36 (44.4%)	567 (45.9%)
京畿道 ヤンピョン郡	37 (45.7%)	175 (14.2%)
京畿道 グリ市	—	173 (14.0%)
京畿道 ハナム市	1 (1.2%)	93 (7.5%)
ソウル市	—	120 (9.7%)
その他	7 (8.6%)	107 (8.7%)
合計	81 (100%)	1,235 (100%)

出所：パルダン生命サリム（2005）p.11

表7-8は、「パルダン生命サリム」における親環境農業の栽培状況（2005年4月現在）

¹⁰² 加入してから2年間、正会員の資格があるかを審査される。準会員は新入会員教育を受け、1年が過ぎると審査される。2008年3月現在、11名いる（聞き取り調査から）。

¹⁰³ 2008年4月に行った現地調査から。

を表している。まず、実践人数から見ると、総会員 81 名のうち、72 名が親環境農業を行っている。また親環境農産物の認証別面積をみると、総面積、696,110m²の中で、約 88.2% に当たる 613,712 m²で畑作を行っている。「有機」の栽培面積が全体の 49.2% (342,647 m²) で一番多く、「転換期有機」の栽培面積は全体の 36.8% (255,856 m²)、「無農薬」は 11.5% (80,119m²)、「低農薬」は果樹だけであり、全体の 2.5% である。中でも「有機」と「転換期有機」の栽培面積の割合は、表 7-3 の全国また京畿道・ヤンピョン郡の栽培面積の割合と比べてとても高い比率であり、「パルダン生命サリム」では高いレベルの親環境農業が実践されていることが分かる。

表 7-8 「パルダン生命サリム」における親環境農業の栽培状況 (2005 年 4 月現在) (単位: m²)

	人数	総面積	有機		転換期		無農薬		低農薬 (果樹)
			稲作	畑作	稲作	畑作	稲作	畑作	
ナムヤンジュ	31	215,409		208,810				6,599	
ヤンピョン	34	327,733	37,079	74,949	12,949	111,897	32,170	41,199	17,490
その他	7	152,968		21,809		131,010		149	
合計	72	696,110	37,079	305,568	12,949	242,907	32,170	47,949	17,490

出所：パルダン生命サリム (2005) p.11

注：有精卵生産者会員 (5 名) と週末農場運営会員 (3 名) の面積は除外されている。

3. 3. 「パルダン生命サリム」の発注から出荷までのシステム

「パルダン生命サリム」では、消費者として参加している生協と前年度の実績を評価し、年初に次年度の計画を立てることになっている。生産計画委員会では販売先であるパルダン生協や、町営店、「ハンサリム」、「ドゥレ生協¹⁰⁴」、「生態幼児共同体¹⁰⁵」、「女性民友会生協¹⁰⁶」、「正農生協」、地域の学校給食への販売量、その他にも農産物専門販売場やデパートの親環境農産物売り場、農協のハナロクラブなどを考慮し、1 年間の生産計画を立て

¹⁰⁴ 首都圏を中心にして活動していた 6 つの生協が連合し、1997 年に「生協首都圏連合会」という名前で設立され、2005 年 3 月から「ドゥレ生協連合会」と名称を変更し、活動している。「ドゥレ」とは、農繁期に農作業を共同で行うために村単位で作られた組織を意味し、ドゥレ生協が目指す共同体の姿を現す。

¹⁰⁵ 2002 年に、子供たちに健康な食品を与え、健康な育ちをすることを通じて、健康な社会作りを目指して設立された。全国的で 3 つの支部に分かれ活動している。

¹⁰⁶ 1989 年に、女性の人権が保障され、人間と自然が調和を持つ社会の実現を目指し、組合員 220 世帯から設立された。京畿道とソウル市を中心に 4 つの支部に分かれ活動している。

る。

新品目など全体の品目別作目班別計画を11～12月に立て、農家ごとの生産計画書を提出する。そして作目班別に生産者全員と社団法人の実務者たちと一緒に検討し、その時に申請が多ければ調整を行い、1月には全体の生産計画が決定される。例えば、作物は、ネギ、えごまの葉、レタスなどの所得になる作物（所得作物）と、比較的所得にならない作物（非所得作物）に分けられ、所得作物が1軒当たり2作物以上にならないようにし、非所得作物を含め、旬の野菜などを入れて1軒当たり7品目以上になるようにしている。また地域によって気候や営農条件が異なるために、それによっても調整を行う。ナムヤンジュでは水膜栽培がうまく利用できることから葉菜類は年中生産が可能であるのに対し、ヤンピョンでは果菜類が良くできるために春から秋だけに生産が限定される。しかし、この場合にも所得になるものと所得にならない作物をうまく調整することによって所得水準に大きな格差が出ないようにしている。

「パルダン営農組合」の物流センターからは20ヶ所に出荷されている。発注すると農家は物流センターに持ち込むか、もしくは農家から直接販売先に出荷されることになる。

ここまで、パルダン生命サリムの設立経緯と組織を見てきた。次節では、地域密着に重点を移していく様子を見ていくことにする。

4. 地域密着への移行

4. 1. 農協中央会との決別

1995年に始まる農協中央会とソウル市との「八堂上水源親環境農業育成事業」において、パルダン生命サリムは農協中央会と関わるようになるが、ソウル市が有機農産物販売所を設置するという約束を守らなかったことから、1996年にパルダン生命サリムは「セノン」を設立し、流通の一部を担当させることになった。しかし、「セノン」は収益性を重視し、規模拡大のためにパルダン生命サリム以外の生産者の親環境農産物も扱うことにした。「セノン」は消費者の関心を引くために農産物の品質規格を厳しくしたが、それは、返品を増やすことになり、パルダン営農組合の生産者たちの不満を大きくした¹⁰⁷。その後、2003年にパルダン生命サリムは「セノン」と決別し、農協中央会の商社「農協ハナロクラブ」¹⁰⁸と手を結び、「パルダン営農組合」の生産者たちが小売店「ハナロクラブ」の場所を借り、直接販売を始めた。その結果、2003年度から2004年にかけて前年度比で約1.5～1.6倍という大きな伸びを示すことになった（図7-1）。2003年9月から2007年4月の3年半の

107 ハンサリムや生協は、生産者のために、なるべく返品がでないようにしていた（パルダン生命サリム設立10周年座談会資料より）。

108 1995年に農協が資本金6,400万ウォンで設立し、農産物流通センターの卸売り事業や「ハナロクラブ」（6ヶ所）、「マート」（15ヶ所）の小売事業の他、アメリカ、香港、モンゴル等に向けての輸出事業を行っている。

間に、売上は 20 億ウォンから 50 億ウォンへと 2.5 倍増加した。

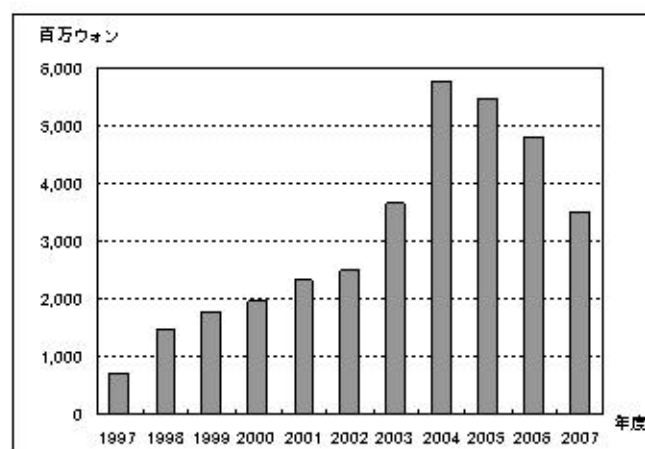


図7-1 「パルダン生命サリム」の年度別売上

出所：パルダン生命サリム（2006）及び聞き取り調査

表7-9は、2003年度から2005年度までの売上に占める出荷先の割合を表している。2003年度から徐々にハナロクラブの割合が上昇しているのが分かる。一方、生協の割合は少し減っただけで、3分の1のシェアは維持されている。

表7-9 パルダン生命サリムの出荷先 (単位：百万ウォン)

	ハナロクラブ	生協	その他
2003年度	1,687 (47.0%)	1,289 (35.9%)	613 (17.1%)
2004年度	3,272 (55.4%)	1,936 (32.8%)	693 (11.8%)
2005年度	3,293 (60.1%)	1,759 (32.1%)	428 (7.8%)

出所：パルダン生命サリム（2006）

農協中央会は、2004年度から全国親環境農業組合協議会を立ち上げ、親環境農業流通事業団を設立し、全国規模で親環境農産物を買取り、流通させようとした。その時、農協は、「アテムマル」（「朝の村」の意味）を親環境農産物ブランドとして開発し、農協が扱う親環境農産物にこのブランドの使用を決めた。これに対してパルダン生命サリムは、自分たちのブランドである「パルダン生命サリム」をいかに持続するかを考えることになる。

一方、農協中央会は国内の親環境農産物市場が急拡大し、その将来性が高いことに気づき、親環境農産物市場に積極的に参加することになる。2005年7月に農協の小売店「ハナロクラブ」の最大規模の支店であるヤンゼ洞支店を拡張して200坪規模の親環境農産物の

販売コーナーを設けたのを皮切りに、親環境農産物販売の規模拡大を続けた。パルダン生命サリムとの関係は、場所を借りて直接販売する従来の方式から農協が農産物を買取る方式に変えようとして関係が悪化する可能性が指摘されていた（ユ・ジョンギョ 2005、p.111）。パルダン生命サリム内部でも、ハナロクラブ内で他の親環境農産物との競合が激しくなっていることや、販売コーナーの管理費などの負担等で農協との関係を維持することに対する懸念が示されていた（パルダン生命サリムの定期総会 2006）。そして、2007年3月にはハナロクラブと決別することになり、パルダン生命サリムの売上は2006年度の48億ウォンから2007年度には2003年度と同じ水準の35億ウォンまで下がった。

売り上げの激減に対応するために経営改革を行い、組織は大きく変わり、常勤社員の数も半分にまで減った。しかし、この時期に、パルダン生命サリムから脱退した生産者は2名だけであった。このような苦い経験から、自らの力による消費者の開拓や消費者との直売が重要であるという認識がパルダン生命サリムの中で強まっていった。パルダン生協との関係強化や、地域の学校給食への供給に力を入れることになった¹⁰⁹。

4. 2. 地域の生協との関係強化

「パルダン生命サリム」の前身である「パルダン運動本部」は、生産者たちの生活が親環境的な暮らしではないことに気付き、生活雑貨などもなるべく環境に優しいものを取り入れた生活を生産者も実践するために2000年に生産者会員の積極的な参加をもって「パルダン生協」を設立した。生産者自らが親環境的生活を実践し、地域内で有機農産物の消費を拡大することが有機農業の精神であると考えられた（チェ・ドンゲン 2005、p.147）。しかし、事業地域が拡大していくにつれて物流費用がかさむようになり、実際に購買している会員の数は伸びなかったため、生協の自立はそれほど容易ではなかった。そのために、2002年3月に「パルダン運動本部」と統合し「パルダン生命サリム連帯」を設立した。

「パルダン生協」は、本来の親環境農産物の流通以外にも、教育、文化、見学、イベントなどの活動を行っている。生協の組合員は、年間3万ウォンで組合員になり、地域ごとに集まりを持っている。地域の生産者と姉妹関係を結び、収穫祭や忘年会などを一緒に行っている。最近では「味噌を作る会」や「イチゴ狩り体験」や農場見学会などを開いている。月に4～5回は生協の企画でこのような交流会が行われている。

パルダン生命サリムは、「パルダン生協」の他に、総合物流システムを持つドゥレ生協とも関係を持っている。ここでは「旬の野菜分け事業」や首都圏生協（灯台生協）4支店と連携して旬の野菜作目班（生産グループ）への見学などを行っている。

表7-10は2005年の1年間に行われた生産者と消費者の交流の内容である。

¹⁰⁹ アメリカでも連邦レベルの有機農業基準の策定によって「地産地消」の重要性が軽視され、消費者や環境保全の視点が薄れてしまい、「有機農業の産業化」が起こるという批判が出ている（榎瀧、2002）。

表7-10 パルダン生命サリムの生産者と消費者の交流の内容（2005年度）

共同開催イベント	生協主催のイベント
<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日 山登り ・1月17日～18日 生命サリム・キャンプ ・2月18日 定期総会 ・4月8日～9日 週末農場 ・5月27日 有機農産物による料理大会 ・7月25日～27日 生命サリム・キャンプ ・8月19日 女性生産者・消費者交流会 ・10月3日 収穫祭開催 ・11月25日 パルダン10周年シンポジウム ・12月17日 パルダン10周年記念式及び忘年会 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月26日～27日 東北女性民友会の直売所訪問 ・5月22日 エコ生協訪問 ・6月2日 女性民友会の直売所訪問 ・9月26日～27日 南部民友会の直売所訪問 ・10月12日 南西民友会の直売所訪問 ・10月14日 南西民友会の直売所訪問 ・11月4日 南部民友会の直売所訪問 ・11月8日 南部民友会の直売所訪問 ・11月15日 南部民友会の直売所訪問

出所：パルダン生命サリム（2006）より作成

一方で、「パルダン生協」の組織が大きくなるにつれ、生産者と消費者との距離が広がり、「顔の見える関係」を維持するのが困難になってきている（ユ・ジョンギョ 2005, p.25）。2005年に実施された「パルダン生命サリムに関する会員意識調査」によると、「消費者見学など消費者たちとの親交強化」が高く評価された一方、「生産者と消費者の会う機会が足りない」という不満も高かった。実際、「パルダン生協」では、電話注文が多く、生産者と会う機会は少ない。「パルダン生協」が直接運営している店には親環境農産物を販売するコーナーとリサイクルできる雑貨などを販売するコーナーも設けているが、そこを訪れるお客は少数である。

このような課題はあるものの、「パルダン生命サリム」が農協中央会のような大手流通業者と結びつくことによって農産物の流通の拡大を図るのではなく、地域の消費者に密着した「顔と顔の見える関係」を重視する方向に転じたことは、韓国においても親環境農業の発展にふたつの方向があることを示している。

5. 小括

韓国では認証制度によって親環境農業が普及され拡大したために、認証を取った親環境農産物市場において競争圧力は増し、競争に耐えられない小規模生産者グループは地域密着に移行しつつある。韓国で先駆的な親環境農業地域であるヤンピョン郡で、有機農業運動の歴史と共に歩んできた「パルダン生命サリム」は、有機農業生産者を中心にしたグループである。

もともと「パルダン生命サリム」は「パルダン生命運動本部」を中心に発展してきたが、2003年農協中央会のハナロクラブとの連携によって売上を急速に伸ばし、組織も拡大することになった。しかし、ハナロクラブ内で他の親環境農産物と競合したり、農協中央会自体が親環境農産物の事業を拡大しようとしたため、「パルダン生命サリム」は農協中央会から距離を置くようになる。その結果、売上は農協と連携する以前の水準に戻ることになっ

た。

「パルダン生命サリム」は、設立理念として常に地域環境を配慮し、地域住民である消費者と生産者間の信頼関係を大事にしてきた。農協との決別は、組織の原点に戻るきっかけとなった¹¹⁰。そして地域の生協や学校給食などを中心にした地域に密着した方向を模索することになった。「パルダン生協」や他の生協が行っている生産者と消費者との連携強化イベントなどはその試みのひとつである。このような生産者と消費者の緊密な関係を作ることこそが、地域の有機農業を発展させ、環境を守り、地域経済を活性化し、地域社会を発展させる有力な方法であると考えられている。有機認証制度で始まった韓国の親環境農業は、参入が進み、競争が激化するにつれて、日本の「産消提携」やアメリカの CSA 運動のような地域密着の形態が生まれてきている。

¹¹⁰ それは、日本での有機認証制度の導入が、小規模生産者を有機農業運動の原点に回帰させるきっかけとなったのと似ている。第4章第3節参照。

第8章 持続可能な発展から見た有機農業の役割

1. 本論文のまとめ

本論文は3部から構成され、第1部で理論的課題を提示し、第2部で日本を、第3部で韓国を取り上げた。まず、第1部では「市場の失敗と有機農業」と題して、本論文の理論的枠組みと本論文の課題を提示した。

第2章で、有機農業の定義を整理することによって、本論文で対象とする有機農業の範囲を明確にした。狭義の有機農業とは「化学的に合成された肥料や農薬を使わない農業」であるが、広義には「人間を含む生態系全般に負荷を与えず、食の安全と地域環境保全を目指す生産システム」を指す。その生産システムには、生産者だけでなく、消費者である地域住民も含まれ、地域コミュニティ（共同体）全体の機能が持続可能なものでなければならない。本論文では、有機農業をこのように広義に捉えてきた。

第3章では、有機農業のふたつのモデルと「市場の失敗」に対するアクセルロッドの解決策であるラベルと領域性が対応していることを示した。有機農業が対処しようとしている問題は、「食の安全」と環境に分けることができる。慣行農業が農薬や化学肥料によって環境に負荷を与え、生産者と消費者の「顔と顔の見える関係」が距離を持つことが「食の安全」に対する脅威となっている。これらの現象は、外部不経済と不完全情報によって生じており、市場の失敗と見なされる。アクセルロッドは、そのような非価格情報を無視することによって起こる「市場の失敗」を克服する方策としてラベルと領域性というふたつの方向性があることを理論的に示した。有機農業の場合、それぞれ認証と地域密着と産消提携に対応することができる。

有機農業は、そのような非価格情報を有機認証制度や領域性（「顔と顔の見える関係」など）を通して伝達することによって、その問題を克服しようとしている（図8-1）。有機認証制度を活用すると、遠方の大都市の市場において販売することが可能であり、大きな利益を上げることができる。それに対して、領域性を利用する戦略では、市場が限定され、大きな利益を上げることは困難となる。そのため、産消提携や地域密着などを通して、市場を確保し、利益を保証する仕組みが必要となっている¹¹¹。いずれの戦略も有機農業の方向性を示している。

¹¹¹ この点について、金（2005）では市場志向型有機農業と地域循環型有機農業として論じた。

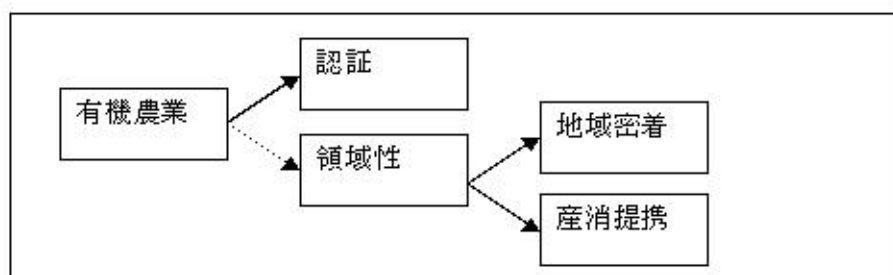


図8-1 有機農業の戦略

本論文では、以上のような理論的背景を基に、第2部では、日本における有機農業を取り扱った。第4章では日本における有機農業の発展過程において、上述のふたつのモデルがどのように展開してきたかを見た。日本における有機農業は、環境問題が深刻化していた1970年代に、農業を使わない安全な食材を求める都市消費者と、環境負荷を与える近代農業を止めて「環境にやさしい」有機農法に転換したいと考えていた農家とが、相互の理解と利益に基づいて「産消提携」の形で始まった。産消提携は、今でも日本の有機農業を支える仕組みである。その後、80年代になると有機農産物の市場が拡大することになり、専門流通業者による参入が多く見られる。その一方で、有機食品の不当表示問題が起こることになり、それをきっかけに政府は90年代の始めに有機認証制度を確立することになる。そして現在は、産消提携を強化していく農家と認証制度を用いる農家とで両方の有機農業の発展が見られている。

第5章では日本の地域密着有機農業の事例として「農の会」を取り上げた。「農の会」の生産者は有機農業を通して暮らしの良さに焦点をあげた活動を実践しており、「暮らし」の具体的な意識として地域の環境保護と「食の安全」に対する強い関心を抱いている。一方、「農の会」生産者から有機農産物を購入している消費者は、これまで日本の「提携」の中で発展してきた典型的な消費者集団によるものではなく、最近増えつつある個人消費者であることが注目するものである。ここでは、このような消費者の特徴として、「食の安全」に強い関心を抱くグループと、地域環境の保護に強い関心を抱くグループに分かれることを見た。

「農の会」には、地域環境、食の安全などに関心を持つ様々な人々が参入し、生産者と消費者をふたつの別々のグループに分けるのではなく、同じ意識を持つ仲間、つまり生産者と消費者、両方を含む形で一緒に共有し、さらに地域に密着した「顔と顔の見える関係」を実践していることが分かる。このような関係の強化が、地域密着有機農業の存立条件となっている。

このような地域密着有機農業は、人々の暮らしの良さ (Well-being) の観点から評価されるべきであり、その意味で、アマルティア・センのケイパビリティという概念で捉えることができる。マーサ・ヌスバウムは、人々が満たすべき最低限のケイパビリティをリス

ト化した。そこに含まれる健康や環境やコミュニティなどの項目は、有機農業が目指すものと重なっている。

第3部は、韓国における親環境農業を取り上げた。第6章では、韓国における親環境農業のマクロ的な発展過程を見た。韓国の有機農業は1970年代から先駆的な農民と民間団体の自発的な努力によって始まった。80年代には都市の消費者に向けて直売を開始し、有機農業が新しい段階に入っていく。90年代に入ると、政府主導型の発展が見られた。政府は「親環境農業」という幅広い概念を用い、認証制度を条件に、様々な支援を行い、強力に推進されてきた。親環境農業のこのような認証型親環境農業の発展に寄与しているのが民間認証機関であった。韓国における民間認証機関は、単に認証業務を行うだけでなく、親環境農業の技術指導や情報などの提供も同時に行っている点が韓国の特徴であり、これが韓国での親環境農業の普及につながっている。最初の段階で民間認証機関として参入した団体は、20年以上、有機農業運動に関わってきた団体が多かった。その後、韓国内で親環境農産物の市場が急速に拡大することにつれ、地域レベルで多くの民間認証機関が登録するようになる。その形態として特徴的なのは、地域の大学が地域の農民団体と連帯した「産学協力団」である。両者は、その形は異なるものの今後、韓国の親環境農業の普及に大きく影響を与える要因として注目していく必要がある。

第7章では、韓国において認証制度は市場への競争圧力を増し、競争に耐えられないところは地域密着に移行する傾向が見られることに注目し、韓国における地域密着の親環境農業の事例を取り上げた。韓国の中で地域単位の先駆的な親環境農業の発展が見られたヤンピョン地域は、地域開発と環境保全という葛藤地域であり、それを乗り越える手段として用いられたのが有機農業であった。「パルダン生命サリム」はヤンピョン郡の有機農業運動の歴史と共に歩んできた有機農業生産者を中心にしたグループである。2003年、農協中央会との連携によって売上を急速に伸ばし、組織も拡大することになった。しかし、農協内で他の親環境農産物と競合したり、農協中央会自体が親環境農産物の事業を拡大しようとしたため、農協中央会から距離を置くようになる。

もともと「パルダン生命サリム」は、設立理念として常に地域環境を配慮し、地域住民である消費者と生産者間の信頼関係を大事にしてきたが、農協との決別により地域の生協や学校給食などを中心にした地域に密着した方向を模索することになった。このような生産者と消費者の緊密な関係を作ることこそが、地域の有機農業を発展させ、環境を守り、地域経済を活性化し、地域社会を発展させる有力な方法であると考えられている。

2. 有機農業のふたつのタイプ

有機農業は、食の安全と環境という大きなふたつの課題に関して、ラベルによる認証と、領域性による産消提携及び地域密着というふたつの対策方法からそれらの問題を解決しようとしてきた。

日本の有機農業は、産消提携から出発し、認証制度の導入によって認証を用いるグループと、産消提携と地域密着への強化を強めるふたつのタイプの有機農業が並存するようになったのに対し、韓国では政府主導によって認証を基にして定着し始まるが、地域密着へと移行していくという違いが見られる。その時代別流れを比較したのが表8-1である。

表8-1 日本と韓国における有機農業の発展の流れ

特徴	年代	日本	韓国
胎動	1970年代	産消提携から消費者を中心に始まった。	生産者を中心に始まった。
拡大	1980年代	有機農産物の拡大によって、不当表示問題が発生した。	有機農産物が拡大するが、不当表示問題が起これなかった。
認証制度の導入	1990年代	不当表示問題を防ぐために有機認証制度が成立した。	環境問題発生と環境意識の高まりで、政府主導による認証制度が展開した。
二つのタイプ	2000年代	二つのタイプの併存 (1) 認証 (2) 産消提携及び地域密着	認証を基にして二つのタイプに (1) 親環境農産物市場を利用(主流) (2) 地域密着の登場

出所：筆者作成

日本と韓国では、70年代から有機農業が始まるが、その主体になるものは日本では消費者側が強かったのに対し、韓国では、生産者が中心になっていることで異なっている。80年代は、日本と韓国両方で、有機農産物が拡大していく時期であるが、日本の場合、たくさんの流通専門業者の参入によって不当表示問題が発生し、それをきっかけに政府による認証制度の整備が始まることに対し、韓国ではそのような問題が起こるほど拡大したわけではない。90年代になると日本では不当表示問題から有機農産物のガイドラインが出来上がることになるが、韓国では、この時期になって国内で環境問題が台頭し始める。これに世界的にも環境に関心が高まる傾向に反映され、認証制度を基にした親環境農業に関する制度及び支援策が整備されることになる。

その結果、2000年代に入ると日本では、認証制度の導入によって認証を利用する生産者と認証を取るのに時間やコストがかかることで、認証制度を利用しないで、消費者との関係を強化する産消提携と地域密着のふたつのタイプに分かれる。その一方で、韓国では、認証を基にして発展しており、親環境農産物市場を利用するのが主流であるが、最近になって競争が激しくなり地域密着が登場している。

このように日本と韓国の比較から見られたふたつの傾向をまとめたのが表8-2である。有機農業のタイプをラベルと領域性に分けてみるとその形態は、ラベルは認証であり、領域性は産消提携と地域密着に分けられる。市場を見ると、認証の場合は、広域市場になり、

産消提携は遠距離も可能である。地域密着はローカル市場になるために顔の見える関係が維持できる。その特徴として認証は大規模で競争型になるのに対し、産消提携と地域密着は両方、小規模で製品差別型になる。

それぞれを本論文の目的である有機農業の役割と課題に照らしてみると、まず、「食の安全」の場合、有機農業の認証を通すことでも達成されるが、生産者と消費者の距離は常に存在し、認証マークに対する信頼はあるが、両者の間において信頼関係が生まれるわけではない。そのために、同じ認証マークでさえあれば、消費者はいつでもより安く、より品質の良い農産物を選択することになる。実際、韓国の事例からは親環境農産物同士で競争が厳しくなっている状況が見られた。それに比べて、産消提携や地域密着では、生産者と消費者の間で信頼関係が形成されているため、生産者は消費者を信頼して長期契約を結び、情報提供を行うことができ、一方で、消費者は生産者を信頼して「食の安全」が確保される農産物を続けて買っている。これらの関係があるからこそ持続可能な有機農業が維持されることである。しかし、産消提携の場合、遠距離にある生産者と消費者の間で信頼関係をいかに維持するかが課題になる。

環境の場合、有機農業の認証は化学肥料や農薬を使わないことで環境に負荷を与えないことになるが、これは生産段階での環境保全是確保できるが、流通段階においての環境負荷に関しては関与できない面がある。例えば、認証マークの貼ってある輸入農産物は、その生産地域において環境に配慮されたとしても流通段階では過大なエネルギーが消費され、環境に負担を与えることになる。このことから最近ではフード・マイルという概念が注目されている。また国内の農産物に関しても遠距離の場合は、同じような解釈ができる。その意味で、遠距離の産消提携も流通段階においての環境負荷に関して慎重を図る必要がある。それに比べて、地域密着では、地域内で生産と消費が可能であるため、より地域環境に貢献している。またこれは地域環境を守ろうとする運動に適合すると考えられる。

この際、地域とは、このような生産者と消費者が直接出会い、「食の安全」をお互い確認しながら地域環境についてともに考慮できる範囲のことである。本論文においては日本における「農の会」と韓国における「パルダン生命サリム」の事例からそのような地域に密着した形での活動を確認することができた。

「農の会」は、日本の典型的な産消提携の要素を持ちながらも地域に密着していることと、生産者と消費者の区分なく、ともに農作業を行い、地域環境保全の形成に貢献していることでこれまでとは違う取り組みとして見る事ができる。また「農の会」の生産者の活動が暮らしの良さ（Well-being）に焦点を合わせている点は、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチから見ると高く評価できるものである。特にヌスバウムのケイパビリティのリストの「連帯」という項目はまさしくこのような活動を表すものである。

「パルダン生命サリム」は、もともと地域コミュニティを重視してきたグループでありながらも農協中央会という大きな組織との連携で規模拡大が行われていた。しかし、親環境農産物同士の競争によって地域密着へと移行することになる。つまり、安定した農産物

市場を確保するためにも地域内での消費者との信頼関係が必要であることが示された。

表8-2 ラベルと領域性から見た有機農業のタイプ及び役割と課題に関するまとめ

区分		ラベル	領域性	
有機農業 のタイプ	形態	認証	産消提携	地域密着
	市場	広域市場	遠距離可能	ローカル市場 顔の見える関係
	特徴	大規模、競争型	小規模、製品差別型	
有機農業 の役割と 課題	食の安全	可能であるが、消費者と生産者の距離は存在するので、問題発生しうる。	可能であるが、信頼関係の維持が課題	評判と顔の見える距離にあるため、可能
	環境	可能であるが、必ずしも地域の環境ではない。基準に含まれるもの以外に関しては関与しない。	可能であるが、遠距離はラベルと同様。	可能。地域環境を守ろうとする運動に適合。

出所：筆者作成

両者の比較を通して、有機農業にはふたつの発展の方向が並存していることが示された。認証制度は、有機農業を狭く定義することによって市場メカニズムの中に取り込もうとする。大規模な有機農業にとって大きなビジネスチャンスをもたらすものである。しかし、認証によってカバーされない地域社会の活性化のような課題は抜け落ちてしまうという欠点もある。一方、産消提携や地域密着は環境保全や「食の安全」といった問題を、生産者と消費者との信頼関係を築くことによって解決しようとしている。市場を活用しないため、経済性のみで評価しようとする大きな成果を期待することはできない。しかし、地域の環境や「食の安全」の面だけでなく、地域コミュニティの活性化という面では大いに貢献しており、この点は十分に評価されるべきものである。アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチはまさにそれを適切に評価するものである。マーサ・ヌスバウムのケイパビリティのリストに含まれる項目の多くが、地域密着有機農業が目指すものと重複していることはこのことを証明している。有機農業の発展を考える上で、単に経済性を重視するのではなく、地域社会への貢献をも考慮して、ふたつのタイプの有機農業が補完しあう形で発展していくのが望ましいと考える。

3. 残された課題

有機農業は、ラベルと領域性に分けられ、それぞれ認証制度と産消提携、地域密着に対

応している。本論文では、このような流れを日本と韓国における有機農業の発展過程を通して見てきたが、最近変わりつつ現状の中で、残された課題もある。

まず、日本の場合、有機農業は産消提携から始まり、認証制度が導入することになってから認証を取るタイプと認証を取らずに産消提携や地域密着の方を強化するふたつのタイプがあることを示した。これまでは認証制度が表示だけを重視してきた批判を逃れなかった中、2006年の「有機農業推進法」の制定によって、より本格した有機農業の発展が期待されつつある。この中で、韓国のような直接支払や地域単位の支援事業など、多様な支援策が整備されると予想されている。その際に、韓国の場合、その基準になっている認証を受ける生産者と、そうではない生産者に対していかにバランスの取れる政策を行うかはこれからの課題として残される。直接支払が認証を取るコストをカバーできないと参入する農家の数はこれまでの通り多くはならないし、もし認証をベースに地域単位の支援事業が行われると産消提携や地域密着をやってきた生産者はさらに政策からは遠くなり、有機農業を推進しようとして作られた「有機農業推進法」の趣旨とは離れる結果になる恐れもある。

一方で、韓国の親環境農業の場合は、最初、生産者を中心にして始まったが、90年代に政府主導になってから認証制度を条件にして発展してきており、最近になって厳しい競争により地域密着へと移行しつつあることを見た。これから、拡大しつつある韓国内の親環境農産物市場を考慮すると、このように地域に密着する傾向はさらに増えると考えられる。本論文の事例である「パルダン生命サリム」は、有機農業の歴史が長く、消費者との連携も重視してきた認知度の高い団体であったために、地域生協や学校給食などの強化にすぐ対応する様子が確認できた。しかし、認知度の低い小規模な生産者や新たに参入する生産者にとって地域の消費者と直接連携できる販路を作ることがそれほど容易ではないと予想される。この問題を克服するためには地域生産者と消費者を結ぶような交流などを深めていく対策に取り組むことが考えられる。この際、地域の生産者と消費者による交流が一時的なイベントに終わらず、持続的に維持されるようなものになるよう注意を払うことは言うまでもない。このような地域密着の成立条件に関して残された課題は、日本の場合も同じ状況であると考えられる。

以上のように、「有機農業推進法」を基にした支援策の活用のための認証制度の運用と、一方で、地域密着化の成立条件に関する研究はこれからさらに深めていく必要がある。

補論 タイにおける有機農業の発展過程

本論文では、日本と韓国の有機農業の発展に焦点を合わせ、両者を比較することによってふたつのタイプの有機農業がどう展開してきたかを示した。本補論では、日韓とは異なるタイプとしてタイを取り上げる。タイでは有機認証制度がまだ確立していないが、提携型の有機農業が国王の支援と仏教やロイヤル・プロジェクトのネットワークを通して広がりつつあることを示す。

はじめに

タイは米の主要輸出国であり、今でも労働力人口の約4割が農業に従事している。一方、GDPに占める農業のシェアは1割程度しかなく、農業の生産性の低さ、農民が置かれている状況の悪さを示している。市場経済化されたタイの農業は、一方で目覚ましい輸出成長を遂げる一方、農産物価格は低下傾向にあり、農民の生活の実態は苦しくなっている。市場経済化がもたらした困難に対し、プミポン国王は、かつての「豊かな農村」を取り戻すためには、むしろ「足るを知る経済」によって自立した生活を目指すべきだと考えている。そのアイデアを実現するために国王自身がロイヤル・プロジェクトとして全国各地で複合農業のモデル農場を作っている。その考えを沿って、農業協同組合省も有機肥料の配布、有機栽培の様々な技術の普及のための講習会、モデル農場の指定など有機農業を支援する活動を行っている。複合農業に適した様々な工夫を取り入れ、各地で農民が試みている新しい工夫も紹介している。農民に対して有機農業を奨励する農業協同組合省の論点は、有機農業に転換すれば農薬や化学肥料を購入せずに済み、コストが削減できるというものである。つまり、「食の安全」や環境に対する意識は、タイの農民の間では一般にそれほど強くはないのがタイの地方の現状である。

一方、僧侶も、国王の考えが仏教の教えに沿ったものであることから、伝統農法への回帰を説いている。国王を尊敬し、敬虔な仏教徒である農民たちの中には、それに応じて自発的に伝統農法に回帰しようとしている。東北タイで見られる有機農業生産者グループはその事例として見るができる。グループによっては、これまでの慣行農法からは収量が増えないという理由で有機農法に転換したところや、農薬・肥料の使用過多が生態系を破壊し、魚などの生物が消えていったために有機農法に転換することを決めたところもある。総じて生産者の環境に対する意識が強いのに対して、消費者の方はそれほど有機農産物に対して関心を示さない。そのため、有機農産物といって価格が高いわけでもなく、また地方で販売先を見つけることもそれほど容易ではない。

一方、バンコクでは、中流階級化した人々が、「食の安全」を意識し始め、有機農産物の

1 ここで取り上げるロイヤル・プロジェクトの事例では、有機農産物であるが、その値段は一般の農産物と同様で売られている状況を紹介する。

高い価格を受け入れている。有機農産物と表示された野菜がスーパーなどでも売られるようになっており、有機農産物の専門店も増えている。このようにタイにおいても都市の消費者たちの中では「食の安全」と関わる有機農産物に対する関心が高くなっている。

このような「食の安全」を意識するバンコクの消費者と有機農法に転換した生産者をつなぐルートとなっているのが、ロイヤル・プロジェクトや仏教である。バンコクなどの都市の仏教寺院には有機米など有機農産物が販売するコーナーを設けているところもあり、仏教を通して有機農産物がバンコクの消費者に普及しつつある。提携の「顔の見える関係」に代わるものとして、仏教が生産者と消費者の間の信頼関係の醸成に寄与していると考えられる。タイにおけるこのような事例は、都市の消費者と地方の生産者を信頼関係で結ばれているという点で、1970年代の日本有機農業の「提携」の始まり頃と似た要素を持っていると考え、本論文では補論として取り扱うことにする²。

1. 補論の目的と構成

タイでは最近、農業協同組合省が中心となって有機農業を積極的に推進している³。その背景にはプミポン国王の「自給自足経済」の考え方がある。これは「足るを知る経済」とも訳される。もともと敬虔な仏教徒の国であるタイの国王は、1990年代半ばにタイ経済がバブル化し、タイ国民が金儲けに浮かれていることに批判的であった。1997年にタイが金融危機に陥ったとき、国王はバブルに浮かれる態度、特にそれを煽った経済学者に対して痛烈な批判を行ない、自給自足的な安定した生活に戻るべきであると主張した。自給自足的農業のモデルとして、池を掘り、池で魚を飼い、その周囲にバナナなどを植え、豚を飼う、といった「複合農業」が提唱された。

国王自身も、ロイヤル・プロジェクトとして有機農業を推進しようとしている。農業協同組合省は有機農業を推進するために、化学肥料や農薬に代わる肥料や虫除けなどを開発し、土地開発局の地方事務所を通して無料で配布し、講習会を開催するなど、その普及に努めている。一方、国王の考えを支持する仏教僧らも独自の方法で有機農業を推進している。高名な僧のところに寄付されてくる牛を利用して、農民にそれを貸し出す牛銀行を設立したり、農民組合を作るための支援を行っている。

生産された有機農産物は、バンコクの消費者に送られる。バンコクの消費者は、日本の提携を行ってきた消費者グループとは異なり、グループ化していない。消費者は個々の個人として行動しているが、ロイヤル・プロジェクトや仏教に対する信頼感に基づいて流通

² 仏教が有機農産物であることを保証するという点だけを見れば、認証制度と似ていると言えなくもない。しかし、バンコクの消費者は、地方の寺を巡り、東北タイの生産者とも会う機会があるという意味で社会関係資本を形成しているとも言える。そのため領域性の事例とした。

³ 高橋（2008）は、内発的発展の観点から東北タイで行われている有機農業の発展過程を論じている。

が成立しているという意味で、提携の一種として取り上げる。

本稿では、次の東北タイの2県の事例を取り上げる。

- ① カラシン県：「農業協同組合」と生産者グループ
- ② ウボンラチャタニ県：仏教的生活に基づく生産者グループ

カラシン県では2005年6月、2006年3月・6月、2007年12月の4回、ウボンラチャタニ県では2007年12月に主に聞き取り調査を行った。

2. 東北タイの農業の現況

本節では、2003年の農業センサスによって東北タイの農業の概況について見る。表1は東北タイの面積規模別農家の数を表している。総農家数は約265万で、1993年以降、増えつつあり、1998年に比べ2.5%増加している。規模別に最も多いのは、10-39ライ（2～6.5ha）の農家であり、その割合は59.8%である。

東北タイの総農地面積は、約511万ライ⁴で全国土の16%を占める。東北タイの農家当たり平均面積は19.3ライ（約3ha）であり、1993年の21.3ライや1998年の19.8ライに比べると徐々に減っている。東北タイでは、農家の大多数（79.0%）が自作農である。

調査対象のひとつであるカラシン県は農家当たり平均面積が14.6ライで東北タイの中で一番小さい。カラシン県の農家人口は14万人であり、東北タイの5.2%を占めるのに対し、農地面積は東北タイの約3%しかない。

表1 東北タイの面積規模別農家

面積（ライ）	農家数			%		
	1993	1998	2003	1993	1998	2003
6以下	330,115	315,846	415,012	13.2	12.2	15.6
6-9	312,091	372,310	393,074	12.4	14.4	14.8
10-39	1,545,488	1,685,690	1,586,188	61.7	65.1	59.8
40-139	311,441	211,174	252,561	12.4	8.1	9.5
140以上	6,801	4,334	6,556	0.3	0.2	0.3
合計	2,505,936	2,589,354	2,653,391	100.0	100.0	100.0

出所：2003 農業センサス

⁴ 約16アール。1ライはタイの広さの面積で約1600平方メートル。

表2は東北タイにおける作物栽培農家を対象にした肥料と農薬の使用状況を示している。作物栽培農家は260万戸あり、東北タイでは農家のほとんどが作物栽培を行っている。

2003年について見ると、肥料に関しては96.0%の農家を使用しており、化学肥料のみを使っている農家は59.6%、有機肥料のみを使っている農家は1.7%、両方を使っている農家は38.7%であった。化学肥料の1ライ当たり平均使用量は、31.7kgである。

農薬に関しては44.5%の農家を使用しているのに対して、使用しない農家の割合は55.5%に達する。農薬を使用しているもののうち、化学農薬を用いているのが58.5%で最も多く、有機農薬は5.0%に留まっている。

表2 作物栽培農家の肥料と農薬の利用状況

	農家数			%		
	1993	1998	2003	1993	1998	2003
作物栽培農家数	2,461,131	2,581,759	2,596,350	100.0	100.0	100.0
肥料						
利用しない	208,840	81,178	104,423	8.5	3.1	4.0
利用する	2,252,291	2,500,581	2,491,927	91.5	96.9	96.0
化学肥料	921,275	1,423,633	1,485,054	37.4	55.1	59.6
有機肥料	56,900	40,437	43,306	2.3	1.6	1.7
両方	1,274,116	1,036,511	963,567	51.8	40.2	38.7
農薬						
利用しない	1,652,997	1,510,803	1,439,688	67.2	58.5	55.5
利用する	808,134	1,070,956	1,156,662	32.8	41.5	44.5
化学農薬			787,650			58.5
有機農薬			67,676			5.0
天敵			28,245			2.1
その他			461,938			34.3
化学肥料の1ライ当たり平均使用量	24.5	31.4	31.7			

出所：2003 農業センサス

注：1) 農薬を利用する農家は、ひとつ以上の方法を使っている。

2) 1993年と1998年までは農薬の具体的な利用に関する質問項目はなかった。

3. カラシン県の伝統農法グループ

3. 1. カラシン県の有機農業の背景：ターウォンパッタナー財団

3. 1. 1. 牛銀行

バンコクの有名なお寺、パトムワナラム寺の高僧であるターウォン師は東北タイのカラ

シン県の出身である。ターウォン師のところには全国から様々なものが寄進されてくる。牛もそのひとつである。2000年頃、たくさんの牛が集まったとき、それを利用して「牛銀行」が設立された。牛銀行とは、牛を貸し出して、子牛で返済するシステムのことである⁵。例えば、子牛一頭を貸し出すと、農民はその子牛を育て、大きくして売る。牛銀行への返済は、子牛で返せばよく、子牛が多くの子牛を生めば、その残りが農民の資産となる。牛は単に育てるだけではなく、有機農業とも結びついている。つまり、化学肥料の代わりに牛糞を堆肥として利用しようとしたのである。

牛を借りることができる人の条件は、①農協のメンバーであること、②伝統的な農法を守っていること、③牛を良く育てられること、④経済的に困っていることの4つである。このような条件を満たす人のうち、誰に貸すかは、スタッフ2人と農民3人の5名で構成された委員会で決められることになる。

2006年現在、牛銀行の牛の数は1,930頭になっている。牛の寿命は約10年であるが、その間に子牛を数頭生む。子牛は1年半で大きくなり、市場で売れば1万バーツ程度の収入になる。返済する1頭は、子牛を生めるように雌の子牛で返すことが原則である。

3. 1. 2. ターウォンパッタナー農業協同組合

ターウォン師のところには、牛銀行に見られるように多くの資産が集まり、ターウォン師はそれをターウォンパッタナー財団として運用している。その目的のひとつが、カラシン県の農業開発（かいほつ）である⁶。ターウォンパッタナー農業協同組合（以下、「ターウォン農協」と記す）はその中心となる。ターウォン農協は、ターウォン師の生まれ故郷に1997年に設立された。当初104人であった組合員の数は、2006年現在、2,315人に増えている。会員になる条件は特になく、東北タイの農民であれば、だれでも入ることができる。カラシン県の農民だけでなく、ターウォン師の話を聞いて遠方から参加しているケースもある。ターウォン農協の大きな役割は会員の米を買い取り、有機肥料を会員に販売することなどである。その米は、近くに建てられたロイヤル・プロジェクトの精米所に運ばれる。

3. 1. 3. 精米所

⁵ このような牛銀行のシステムは、カンボジアやラオス、ネパール、ベトナムなどアジア諸国において農村問題や貧困問題の対策として広がっている。

http://www.unescap.org/unis/UN_ESCAP_News_Bulletin/2005/05-April/April_05.asp と <http://www.worldenable.net/cdpf2004/papervietnam.htm> 参照。

⁶ 開発は、仏教では「かいほつ」と発音され、仏教的な発展を意味し、近代的な意味での「かいほつ」ではない。両者を区別するために、ここでは「かいほつ」を用いる。（西川潤、野田真里編、2001）

このターウォン農協の近くに、国王の支援によって作られた精米所がある。ターウォン師が国王に対して、悪質な精米業者によって米を買い叩かれていた農民を救済するために、独自の精米所が必要であることを訴え、建設された。ここで精米され、袋詰めされた米は、主にバンコクに送られ、パトムワナラム寺やデパートなどで売られている。その製品にはロイヤル・プロジェクトであることが明記されている。その他、玄米の場合にはエネルギー節約的であることの示すシールが貼られる⁷。

図1は、精米所の流通システムを表している。この精米所は、当初、有機栽培のジャスミンライス⁸（香り米）を優遇し、1kg当たり2パーツのプレミアムを付けていた⁹。ジャスミンライスであれば、一般の農民からも買い取るが、ターウォン農協の会員であれば、1トン当たり53パーツがターウォン農協に入ることになっている。そのお金は年度末にターウォン農協の会員に分配される。約2,300人のターウォン農協の会員の中で約1,500人がこの精米所に米を売っている。優遇されているにもかかわらず、この精米所に売らない農民がいるのは、民間の精米業者は即金で代金を払ってくれるのに対し、この精米所では代金の受け取りまで時間がかかるからである。支援を必要としている人たちが、優遇措置を受けられないことになっている¹⁰。

⁷ エネルギー節約的であるというのは、玄米であり、白米にしないだけエネルギーが節約されているという意味であり、電力会社はその認証を与えている。国王は、「玄米を食べる人を貧乏人と呼ぶ人もいるが、それなら私も貧乏人だ」と語ったことがある（サンティアソーク資料より）。

⁸ 東北タイの北半分はモチ米圏であるが、販売を目的とするならモチ品種より高いウルチ品種を栽培している（福井1986、p.339）。ここではウルチ米の中でもさらに高い値段で売られているジャスミンライスを扱っている。

⁹ しかし、2007年12月の調査で、ターウォン農協のマネジャーの交代によって有機栽培に対する優遇策はなくなるという話が聞かれた。

¹⁰ 2003年農業センサスによると、農業に関する負債を持っている農家は全体の61.1%で1998年に比べて17.6%増加しており、非組織的市場（Unorganized market）での負債は1998年に比べて59.2%増え、中でも仲介業者（middlemen）による負債は1998年対比93.9%増えている。

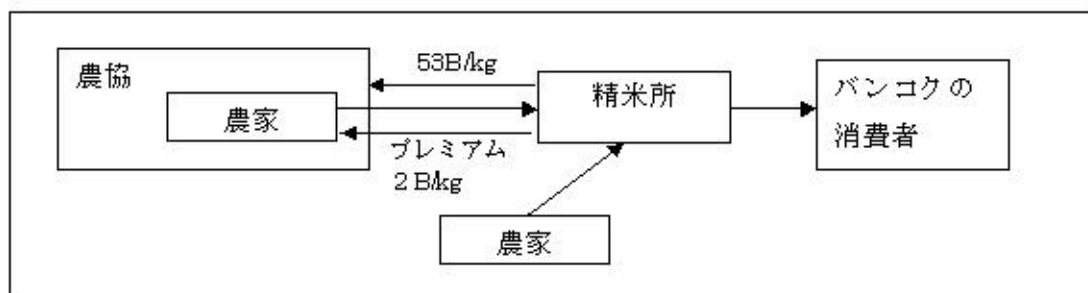


図 1 カラシン県生産者グループの有機ジャスミンライスの流通経路

出所：筆者作成

この精米所では、一日当たり約 11 トンの精米能力を持ち、年間約 4,000 トンを精米している。この規模はタイの中では中規模工場であり、小規模工場が密集している東北タイでは大きい方である（山尾 1994, p.174）。中規模の精米工場の場合は、農家から小規模集荷業者を通して米を買うケースが多い（山尾 1994, p.177）が、この精米所では農家と直接、取引するため、仲介費用を節約することができ、農家にとって有利になるよう配慮されている。

3. 2. 有機農業生産者グループ

カラシン県の「伝統農法グループ」（52 名）は、ターウォン師の説教の中で伝統農法に戻ることの意義を聞き、賛同する人たちが集まって 2000 年にできた。その趣旨は、仏教に則った自立した生活を目指すことにある。収益を目指した化学肥料や農薬を大量に投入する農業ではなく、そういうものに依存しない伝統的な農業に回帰することによって暮らしの自律性を回復し、それが環境を守ることにもなると考える。彼らが伝統農法と呼ぶものは、有機農業と同じものである。

彼らの話ではほぼ共通しているのは、有機農業に転換すると収量が増えるということである。このグループのリーダーである A 氏の場合には、化学肥料を使っていた頃には 1 ライ当たり 350～400kg しか収穫できなかったが、有機栽培に転換してからは年ごとに収量が増えている。有機栽培に転換した 2000 年は 350kg だったが、2001 年には 500kg、2002 年には 500kg、2007 年には 600kg に増えている。

しかし、彼らも全面的に有機農業に転換したのではなく、部分的に有機農業を行ない、一部では化学肥料を用いている。有機肥料としては牛糞を使っているが、すべての田に使用するだけの量を確保できず、残りを化学肥料に頼っているということである。

化学肥料を用いない分、余計なコストを削減でき、収穫も増えた。農業協同組合省が有機農業を普及させようとして農民の説得に用いているのがこのコスト削減効果である。

このグループは上述の精米所に出していたため、有機栽培のジャスミンライスには kg 当たり 2 パーツのプレミアムがついていたが、今年からはそれがなくなろうとしている。一般に、タイの場合には、有機農産物に対する付加価値は高くないので、有機農業の経済的メリットは、収穫増とコスト削減が強調される傾向にある。

「伝統農法グループ」は近隣の村にも広がりを見せている。そのひとりで、61 歳（2007 年時点）になる B 氏は 20 年間ほど村長をやっていたが、最近、その職を辞し、有機農業に専念しようとしている。22 ライという大きな土地を持っているが、手が回らず、人を雇っている。有機栽培は 4 年前から始め、1 ライの土地を池に変え、複合農業も行っている。しかし、まだすべて有機栽培に切り替えたわけではなく、一部で化学肥料も用いている。

現在の村長である C 氏も、3 年前に有機栽培に転換している。全部で 10 ライの土地を持ち、そのうち 5 ライで有機栽培を行なっている。彼の場合、有機栽培のジャスミンライスを農協に出さずに、近くに住む精米業者に売っている。農協に米を売っている B 氏の場合には、トン当たり 9,400 パーツに、さらに有機栽培であることのプレミアムとして 2,000 パーツが加算される。C 氏の場合には、現金を必要とするため前金で受け取れる精米業者に売らざるをえず、このプレミアムをもらうことができない。

3. 3. ターウォンパッタナー財団のサポートと消費者

タイの東北では既に多くの地域で農民により有機農業が実践されている。これが可能であったのは、何よりもターウォンパッタナー財団のサポートがあったからである。有機ジャスミンライスを精米所からバンコクにいる消費者たちに送る上でも財団は重要な役割を果たしている。農家にとって有機農産物の価値を理解し、それに対してプレミアムを支払ってくれる消費者を探すことはとても難しい。一方、都市の消費者にとって安全で安心できる農産物を提供してくる農家を探すことも簡単なことではなく、両者を仲介する役割を果たす存在が必要となる。ターウォンパッタナー財団のスタッフは、東北タイを回り、有機農産物を探し、それをバンコクやその他の都市の寺などで売るといった活動をしている。消費者は生産者と直接対面することはないという意味では「顔の見える関係」ではないが、財団が仲介することによって両者の間に信頼関係が生まれるという意味では「顔の見える関係」の一種であると言えよう。

4. ウボンラチャタニ県の宗教グループ

4. 1. ドンムーン村の生産者グループ

ウボンラチャタニはタイの中でも有機農業が盛んな地域である。ドンムーン村は 153 世帯、782 人の村である。この村のサンカレル・グループが結成されたのは 15 年前のこと

であり、有機栽培は4年の前から行っている。メンバーは全部で45世帯であり、総面積は129ライ、世帯平均で2.9ライである。この45世帯のうち、村内の世帯が80%を占め、基本的には有機栽培を行っている。収量は慣行栽培で1ライ当たり400~500kgであるが、有機米の場合には1ライ当たり700kgである。有機栽培に転換した当初は、収量は20%減ったが、次第に収量が上がってきたということである。有機栽培と慣行栽培の差として指摘されているのは、有機米の場合、1kgに3万粒含まれるのに対して、化学肥料を使ったものは1kgに4万粒含まれているということである。すなわち、有機米の方が一粒の大きさが大きいということである。

図2はサンカレル・グループの有機ジャスミンライスの流通経路である。このグループは精米所を所有し、グループの会員である45世帯の他、グループ外の35世帯の合計80世帯の米を精米している。農家から有機ジャスミンライスはkg当たり10バーツで買っているが、ここで精米された有機ジャスミンライスはマーケットにはkg当たり20バーツで販売されている。

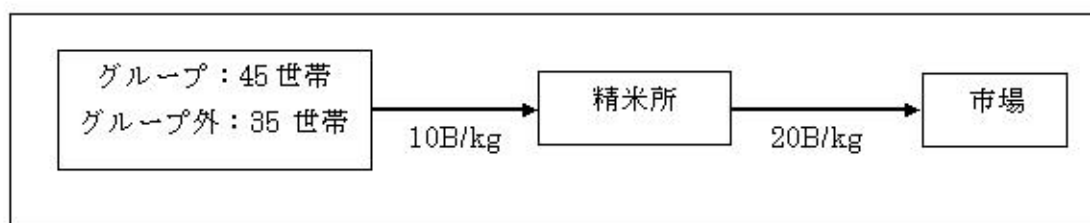


図2 サンカレル・グループの有機ジャスミンライスの流通経路

出所：筆者作成

4. 2. コンフォン村の生産者グループ

このグループは近代農業の限界を感じた農民たちが15年前から集まって結成され、今は家族のような感覚で農業をやっている。有機農業を始めたきっかけは、仏教の教えという宗教的な面が強く、もともと商業化された慣行農業に疑問を感じていたリーダーが伝統農法に戻した。最初の3年間は一人でやっていたが、その後、そのやり方に賛同する農民に教えることになった。その後、国王の教えに従って、単作からバナナなど果樹や養殖、畜産を加えた複合農業システムに展開している。

このグループは自ら精米所を運営しており、一世帯当たり5ライの面積を上限として有機ジャスミンライスのみを買ってくれる。それを上回る分は各農家が他の精米所に売ることになる。ここでは有機ジャスミンライスが主な商品であるが、1ライ当たり400kgを収穫でき、年間で300トンがこの精米所から出ている。この精米所の製品はOTOP（一村一品）のひとつとして認められ、バンコクの輸出会社を通して輸出される。

精米所はジャスミンライスを kg 当たり 5 パーツで買う。この価格は通常に比べると半分しかない。しかし、その代わりに、有機栽培に必要な機械を貸りられたり、有機肥料を提供してもらったり、池や土壌改善のための支援が受けられる。また、小学校に対する支援事業も行っており、kg 当たり 0.5 パーツは学校の子供たちの分として積み立てられる。

図 3 から分かるように現在、メンバーは 108 世帯あり、会員は A,B,C という 3 段階のグレードに分かれている。2 年以上有機栽培を行っている生産者たちを A グレードとし、1 年間有機栽培を行っている生産者たちを B グレードとする。最後に始まって 1 年未満の生産者たちは C グレードになる。有機ジャスミンライスは原則として 100% 田植えをすることになっている。

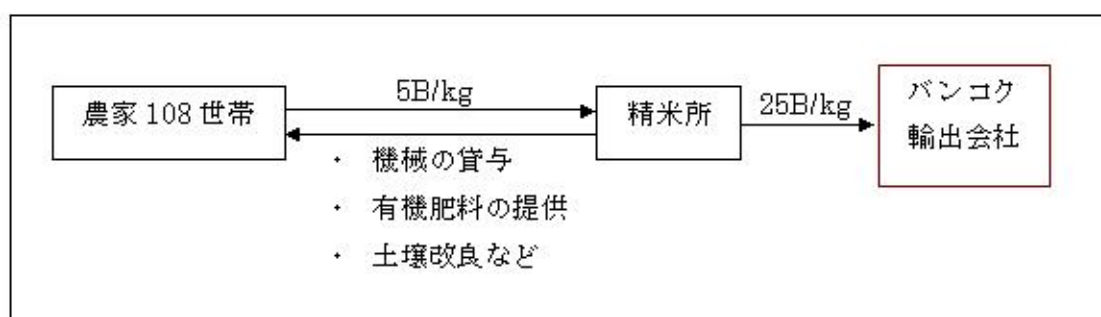


図 3 コンファン村の有機ジャスミンライスの流通経路

出所：筆者作成

4. 3. マヌン村の生産者グループ

マヌン村の 1,350 世帯のうち、有機農業グループに参加しているのは 53 世帯である。有機栽培の上限を世帯当たり 5 ライとし、その 70% に販売用のジャスミンライスを栽培し、残りの 30% で自家用のもち米を栽培している。ジャスミンライスの収量は、RD 6 で 1 ライ当たり 800kg、KDML で 1 ライ当たり 500kg 収穫できる。

栽培方法としては、田植えの前に有機肥料を入れる。有機肥料のみでは 1 ライ当たり 100kg を投入し、家畜の糞は粉にして撒いている。牛の糞、木の実、籾殻を混ぜたものを堆肥にし、そこに自家用の EM 菌¹¹を入れる。農業技術は、宗教団体の指導を受けていたが、現在ではこの宗教団体との間には関係はない。自ら作った有機肥料は一袋 5 kg を 30 パーツで販売している。50kg 詰め有機肥料をメンバーには 250 パーツで、外では 270 パーツで販売している。このプロジェクトのために、県知事の予算から支援を受けている。2003

¹¹ インタビューでは EM 菌と答えたが、買ったものではないので、EM 菌ではない可能性が高いと考えられる。

年からはオーストラリアの NGO の支援を受けている。

有機栽培を始めるきっかけとなった出来事としてふたつあげられる。第1に、土壌の問題であり、土地生産性が低下し、それが化学肥料を使ってきたことによると考えた。有機栽培に転換したことによって土壌の状態がよくなり、生産性は上昇した。第2に、慣行農業によって池の魚がいなくなり、鳥や昆虫なども減っていったことに対し、自然環境が悪化していると感じるようになった。魚や昆虫は貴重な蛋白源であり、それを失うことは食生活上、問題となる。有機栽培に切り替えたことによって、魚や他の生物が戻り、生態系の回復につながったと述べている。

有機栽培されたジャスミンライスはこれまで一般のマーケットで販売していたが、慣行栽培で生産されているものと価格の差は全くなかった。そのために、現在、このグループでは新しく自ら精米所を作り、市場を通さない新たな流通ルートを開拓しようとしている。

5. 小括

東北タイの有機農業は仏教的な生活と密接に結びついている。カラシン県で見られたように、農民は国王や仏教僧の教えに従い、伝統農法を再興しようとしている。それに対して、ロイヤル・プロジェクトや宗教団体や NGO がこれら生産者を支援し、都市部の消費者に結びつけるような努力をしている。有機農産物に対する意識は強いものの、消費者が積極的にそれを捜し求めることの少ないタイでは、生産者と消費者を結びつけ、提携関係を生み出すためには、仲介となる組織の役割が重要となる。

厳格な仏教的な生活を実践しているサンティアソークは、自ら畑を耕し、自給している。その余剰は、ウボン市内に所有するレストランで食材として用いられ、野菜の直売も行なっている。この場合には、直接、生産者と消費者が顔を合わせる関係が成立しているが、そのようなケースは多くはない。

ウボンラチャタニ県のマヌン村で見たように、農業のせいで池の魚が全滅したのを契機に無農薬、さらには無化学肥料へと進み、県知事の予算から有機肥料製造のための機械に援助が行なわれている。様々な形で支援が行われていながら、有機であることによって高く売れるわけではないのが現状である。このような現状を変えるため、生産者は新たな流通ルートを開拓しようとしている。タイでは、有機認証が普及していないため、市場を通してではなく、産消提携のように価値を認める消費者を探すという形にならざるを得ないだろう。

参考文献

〔日本語文献〕

1. アクセルロッド、ロバート『つきあい方の科学—バクテリアから国際関係まで』（松田裕之訳）CBS出版、1987年
2. 足立恭一郎「親環境農業路線に向かう韓国農政—農林部長官・大統領府主席インタビューから—」『農林水産政策研究』第2号、農林水産政策研究所、2002a、pp.27-46
3. _____「資料でたどる韓国の親環境農業政策—UR 農業合意後の展開—」農林水産政策研究所ディスカッションペーパー第1号、農林水産政策研究所、2002b、pp.27-60
4. _____「第5章 韓国における環境保全型農業への取組み動向調査」『食、農、環境に関する政策ニーズ等調査研究資料』農林水産政策研究所、2005年、pp.95-124
5. _____『食農同源』コモンズ、2005年
6. 荒井一博『信頼と自由』勁草書房、2006年
7. 天野慶之・高松修・多辺田政弘編『有機農業の事典 新装版』三省堂、2004年
8. 安柄烈・保田茂「有機農業の生産とその経済的成立条件」『神戸大学農業経済』第31号、1998年、pp.41-62
9. 池本幸生「なぜ農の会に注目するのか」「あしがら農の会」研究発表会『あしがら農の会から考える農と食と暮らし』2006年2月18日、神奈川県開成町
10. _____「アジアの『貧困』」松井範惇・池本幸生編『アジアの開発と貧困：可能性・女性のエンパワーメントとQOL』明石書店、2006年
11. 池本幸生・新江利彦「貧困政策とケイパビリティ：ベトナムの事例」『財政と公共政策』第27巻・第2号、2005年
12. 池本幸生・金氣興「有機農業とケイパビリティ・アプローチ」『国学院経済学』国学院大学、第56巻第3・4号、2008年、pp.63-107
13. 伊藤元重『ミクロ経済学』日本評論社、1992年
14. 今井登志樹「日本の有機農業・有機市場の現状と展望」『公庫月報』農林漁業金融公庫、第645号、2004年8月
15. 植田和弘『環境経済学』岩波書店、1996年
16. 宇田川武俊「有機農業の技術的基礎」玉野井芳郎・坂本慶一・中村尚司 編『いのちと“農”の理論』学陽書房、1984年
17. 永松美希『日本有機農業の旅—「産消提携」の現場を歩く—』ダイヤモンド社、1992年
18. 大賀圭治『食料と環境』岩波書店、2004年
19. 奥村直己「米国における CSA 運動の多様化」日本有機農業学会『有機農業研究年報 Vol.4 有機農業 農業近代化と遺伝子組み換え技術を問う』コモンズ、2004年

20. 小川華奈「有機農産物表示と認証システムに関する研究」日本農業経済学会論文集、1998年度 pp.132-134
21. 小川孔輔・酒井理『有機農産物の流通とマーケティング』農山漁村文化協会、2007年
22. 大野和興『日本の農業を考える』岩波ジュニア新書、2004年
23. 大山利男「第3章 環境保全型農業の展開の諸条件 第1節「環境保全型農業」の推進」戦後日本の食料・農業・農村編集委員会『戦後日本の食料・農業・農村 第9巻 農業と環境』農林統計協会、2005年
24. 神奈川県足柄地域農業改良普及センター「足柄の普及活動」平成16年3月
25. 岸田芳朗『生産者と消費者が育む有機農業』筑波書房、2003年
26. 亀島亮「韓国における環境保全型農業政策の展開と課題—WTO 体制に対応した政策および京畿道ヤンピョン郡の事例によりながら—」『韓国経済研究』九州大学、Vol.5、2005年8月
27. 金氣興「韓国の親環境農業の現状」「あしがら農の会」研究発表会『あしがら農の会から考える農と食と暮らし』2006年2月18日、神奈川県開成町
28. _____「有機農業のふたつの発展戦略—地域循環型と市場志向型—」2005年3月、東京大学大学院修士論文
29. _____「有機農業の産消提携における消費者類型：地域環境派と食の安全派」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 vol.7』コモンズ、2007年12月8日、pp.185-197
30. _____「韓国における親環境農業の普及と民間認証機関の役割」『地域学研究』日本地域学会、第38巻 No.2、2008年10月、pp.413-426
31. 金種淑「韓国における親環境稲作の現況と課題」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 Vol.4』コモンズ、2004年12月、pp.220-232
32. 近藤 巧・福嶋 和歌子・長南 史男「有機農業の全要素生産性—北海道北竜町の有機米生産農家を事例として」『農業経営研究』40巻1号、日本農業経営学会、2002年
33. 久保田裕子「『有機食品』のJA 認証制度と有機農業運動の視点」『国学院経済学』第39巻1号、2001年
34. _____『有機食品 Q&A』岩波ブックレット、2003a
35. _____「食品安全基本法の問題点と有機農業運動」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 Vol.3 有機農業 岐路に立つ食の安全政策』コモンズ、2003b
36. _____「遺伝子組み換え作物の農業への影響と反対運動の論理」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 Vol.4 有機農業 農業近代化と遺伝子組み換え技術を問う』コモンズ、2004年
37. _____「第4節 有機農業運動の展開と産消提携の拡大」『前後日本の食料・農業・農村 第9巻 農業と環境』財団法人農林統計協会、2005年、pp.251-276
38. _____「アメリカ・有機食品マーケットの成長と小規模農家政策—CSA・提携の

- 有機農業運動の視点から一』『国学院経済学』国学院大学、第 45 巻号、2007 年、pp.63-94
39. _____ 『『天地有機』と東西の有機農業運動の源流』『国学院経済学』国学院大学、第 56 巻号、第 3・4 合併号、2008 年、pp.179-215
 40. 熊澤喜久雄「有機農業と環境保全型農業に環境支払を」『公庫月報』農林漁業金融公庫、第 645 号、2004 年 8 月
 41. 小泉英政『みみず物語 循環農場への道のり』コモンズ、2004 年
 42. 胡柏「減農薬・減化学肥料型農業の展開条件に関する一考察」日本農業経済学会論文集、1998 年、pp.138-142
 43. _____ 『環境保全型農業の成立条件』農林統計協会、2007 年
 44. 国際有機農業運動連盟アジア会議『アジア型有機農業のすすめ』農文協、1994 年
 45. 国民生活センター編『日本の有機農業運動』日本経済評論社、1981 年
 46. 厚生労働省「食品衛生法」（改正 2007 年 6 月 7 日法律第五三号）
 47. 高木知英「南の島で有機農業に挑むー沖縄でおこなわれているさまざまな形の有機農業の可能性」1999 年
 48. 高橋太一「有機農業組織における生産流通販売活動の特徴」『農業経営研究』39 巻 2 号、日本農業経営学会、2002 年
 49. _____ 「有機農業経営の実践とその評価」『農業経営研究』40 巻 4 号、日本農業経営学会、2002 年
 50. _____ 「有機農業経営論における提携活動分析の位置」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 Vol. 5』コモンズ、2005 年、pp.235-248
 51. _____ 『有機農業経営における注通販売の役割と実際ー有機農業における経営・販売流通管理活動の実証的分析ー』三恵社、2005 年
 52. 高橋良子「内発的発展論の視点から東北タイの持続可能な農業・農村を考察する」『国学院大学経済学研究』国学院大学大学院紀要、第 39 輯、2008 年
 53. 高松修『有機農業の思想と技術』コモンズ、2001 年
 54. 玉野井芳郎『エコノミーとエコロジーー広義の経済学への道ー』みすず書房、1978 年
 55. 坂田正三「第 1 章 社会関係資本と開発 議論の系譜」佐藤寛編『援助と社会関係資本 ソーシャルキャピタル論の可能性』アジア経済研究所、2001 年
 56. 佐々木輝雄「自然循環型地域社会づくりと有機農業」日本農業経済学会論文集、2001 年度、pp.77-82
 57. 笹村出『発酵利用の自然養鶏』農文協、2000 年
 58. 佐藤寛「はじめに なぜ『社会関係資本』に注目するのか」佐藤寛編『援助と社会関係資本 ソーシャルキャピタル論の可能性』アジア経済研究所、2001 年
 59. _____ 「序章 社会関係資本概念の有用性と限界」佐藤寛編『援助と社会関係資本 ソーシャルキャピタル論の可能性』アジア経済研究所、2001 年

60. 佐藤仁『希少資源のポリティクス：タイ農村にみる開発と環境のはざま』東京大学出版会、2002年
61. 左海達也「有機農産物流通多様化の背景と今後の課題—ポラン広場関西を事例として」日本農業経済学会論文集、1998年度、pp.135-137
62. 柴谷篤弘「循環と多様性—生命系の視座」エントロピー学会編『「循環型社会」を問う 生命・技術・経済』藤原書店、2001年
63. 食料・農業政策研究センター『2004年版 食料白書 食品安全性の確保—予防原則と食品安全への途—』食料・農業政策研究センター、2003年
64. 財団法人日本農林規格協会「有機農産物 検査認証制度ハンドブック(改正版)」、2003年
65. セン、アマルティア『合理的な愚か者：経済学＝倫理的探究』勁草書房、1989年
66. _____『自由と経済開発』日本経済新聞社、2000年
67. _____『不平等の再検討：潜在能力と自由』岩波書店、1999年
68. _____『福祉の経済学：財と潜在能力』岩波書店、1988年
69. 総合研究開発機構・植田和弘共編『循環型社会の先進空間』農文協、2000年
70. 生源寺真一『現代農業政策の経済分析』東京大学出版会、1998年
71. 多辺田政弘「“国家大”の発想から“等身大”の発想へ」玉野井芳郎・坂本慶一・中村尚司編『いのちと“農”の理論』学陽書房、1984年
72. 張徳氣「第7章 韓国の農民経営と農協」村田武編『再編下の家族農業経営と農協—先進輸出国とアジア—』筑波書房、2004年
73. 鄭銀美「韓国における親環境農業政策の展開と意義」『農林業問題研究』地域農林経済学会、第41巻第2号、2005年9月、pp.14-25
74. 鄭萬哲「自治体農政による有機農業の地域的展開—兵庫県大屋町を事例として」日本農業経済学会論文集、1998年、pp.236-238
75. 蔦谷栄一「韓国・中国の持続型農業政策の現状—東アジア型持続型農業確立の挑戦—」『農林金融』農林中央金庫、1999年9月、pp.27-40
76. _____『エコ農業 食と農の再生戦略』家の光協会、2000年
77. _____『日本農業のグランドデザイン』農山漁村文化協会、2004年
78. 時子山ひろみ『フードシステムの経済分析』日本評論社、1999年
79. 時子山ひろみ、荏開津典生『世界の食糧問題とフードシステム』財団法人放送大学教育振興会、2003年
80. _____、『フードシステムの経済学 第3版』医歯薬出版株式会社、2005年
81. 富田敬二「JAS法施行による農協主体の有機農業の課題—岡山市高松地区を事例として」日本農業経済学会論文集、2001年度、pp.113-115
82. 田中学「アニマル・ファクトリーから有機農業へ」玉野井芳郎・坂本慶一・中村尚司

- 編『いのちと“農”の理論』学陽書房、1984年
83. 中島紀一「食と安全政策の戦略的岐路」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 Vol. 3 有機農業 岐路に立つ食の安全政策』コモンズ、2003年
 84. _____『食べものと農業はおカネでは測れない』コモンズ、2005年
 85. 中嶋康博『食品安全問題の経済分析』日本経済評論社、2004a
 86. _____『食の安全と安心の経済学』コープ出版、2004b
 87. 中田智之「『結果としての集落営農体制』と有機農業」日本農業経済学会論文集、1998年度、pp.230-235
 88. 西尾道徳『有機栽培の基礎知識』農山漁村文化協会、2003年
 89. _____『農業と環境汚染』農山漁村文化協会、2005年
 90. 西川潤、野田真里編『仏教・開発（かいほつ）・NGO タイ開発（かいほつ）僧に学ぶ共生の智慧』新評論、2001年
 91. 西村和雄『ミクロ経済学』岩波書店、1996年
 92. 日本有機農業研究会「日本有機農業研究会結成趣意書」1971年
 93. _____『有機農業ハンドブック』農文協、1999年
 94. ヌスバウム、マーサ『女性と人間開発』岩波書店、2005年
 95. 農林水産省「「農」と「食」の再生プラン」2004年
 96. 橋本力男「報告 有機農業者から見た資源循環のカギ——有機性資源の循環を現場から見る」『農業経営研究』39巻4号、日本農業経営学会、2002年
 97. 波多野豪『有機農業の経済学—産消提携のネットワーク—』日本経済評論社、1998年
 98. _____「あらためて産消提携を考える」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 Vol. 4』コモンズ、2004年、pp.53-70
 99. 林 清忠「環境保全型農業に対する制度的支援—オーストリアにおける有機農業を中心とした考察」『農業経営研究』41巻1号、日本農業経営学会、2003年
 100. 原洋之介『開発経済論』岩波書店、2002年
 101. ハワード、アルバート『ハワードの有機農業（上・下）』（横井利直・江川友治・蛭木翠・松崎敏英 訳）農文協、2002年
 102. 福井捷朗「農村の変容—東北タイの一農村の事例—」石井米雄編『東南アジア世界の構造と変容』創文社、1986年
 103. 福岡昌雄「循環型農業の条件整備と政策」『農業経営研究』日本農業経営学会、2003年3月第40巻第4号
 104. 福士正博『ヨーロッパの有機農業』家の光協会、1992年
 105. 本城昇「遺伝子組み換え作物と知的財産権」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 Vol.4 有機農業 農業近代化と遺伝子組み換え技術を問う』コモンズ、2004年
 106. _____『日本の有機農業—政策と法制度の課題—』農山漁村文化協会、2004年

107. 本野一郎『有機農業の可能性』新泉社、1993年
108. 松木洋一、ルード・ヒュルネ編『食品安全経済学—世界の食品リスク分析』日本経済評論社、2007年
109. 榎瀧俊子「第11章 有機農業運動の拓く新しい社会の<システム>」榎形俊子・松村和則編『食・農・からだの社会学』新曜社、2002年
110. _____『有機農業運動と<提携>のネットワーク』新曜社、2008年
111. 榎瀧俊子・久保田裕子著国民生活センター編『多様化する有機農産物の流通—生産者と消費者を結ぶシステムの変革を求めて—』学陽書房、1992年
112. 三島徳三「第2章 米の流通構造と価格形成」臼井晋・三島徳三編『米流通・管理制度の比較研究—韓国・タイ・日本—』北海道大学図書刊行会、1994年
113. 宮本憲一『環境経済学』岩波書店、2007年
114. 室田武・多辺田政弘・樋田敦編著『循環の経済学』学陽書房、1995年
115. 守田志郎『農家と語る農業論』農文協、2001年
116. 保田茂「有機農業論の背景と論理（1）」『神戸大学農業経済』第13号、1977年12月、pp.1-30
117. _____「有機農業論の背景と論理（2）」『神戸大学農業経済』第14号、1978年12月、pp.1-26
118. _____「食生活の変化と地域農業の課題」『神戸大学農業経済』第17号、1983年12月、pp.32-53
119. _____「非循環型農業の技術論的考察」『神戸大学農業経済』第18号、1984年12月、pp.21-46
120. _____「有機農業の系譜とわが国の特徴」『神戸大学農業経済』第19号、1985年12月、pp.1-17
121. _____『日本の有機農業—運動の展開と経済的考察』ダイヤモンド社、1986年
122. _____「有機農産物の生産・流通の歴史と展望」『公庫月報』農林漁業金融公庫、第645号、2004年8月
123. 山尾政博「第5章 精米業の存在形態と米流通」臼井晋・三島徳三編『米流通・管理制度の比較研究—韓国・タイ・日本—』北海道大学図書刊行会、1994年
124. 横川洋「第1章 戦後の農業と環境を巡る問題の展開 第1節 日本農業の発展過程における環境の問題—農業と環境問題—」戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編『戦後日本の食料・農業・農村 第9巻 農業と環境』農林統計協会、2005年
125. 吉田太郎『200万都市が有機野菜で自給できるわけ—都市農業大国キューバ・レポート—』築地書館、2004年
126. 渡辺善次郎「もうひとつの日本農業」玉野井芳郎・坂本慶一・中村尚司編『いのちと“農”の理論』学陽書房、1984年
127. _____『都市の農村の間：都市近郊農業史論』論創社、1983年

128.和田正江「消費者が求める有機農産物とは」『公庫月報』農林漁業金融公庫、第 645号、2004年8月

〔韓国語文献〕

1. アン・スンテク「兩水里（ヤンスリ）における地域の時空間的構成—技術の導入と文化的専有に関する歴史人類学的接近—」ソウル大学校大学院人類学科、1999年、修士論文（안승택, 양수리 지역의 시공간적 구성-기술의 도입과 문화적 전유에 관한 역사인류학적 접근, 서울대학교대학원 인류학과, 1999, 석사논문）
2. 이·ギュウチョン「環境保全農業のための直接支払制」『農村經濟』第22号第1巻, 韓国農村經濟研究院、1999年（이규천, 환경보전농업을 위한 직접지불제, 농촌경제, 제22권제1호, 1999）
3. 이·ギュスン「有機農産物と親環境農業」『食品貯蔵と加工産業』第3巻第1号、2004、pp.1-9（이규승, 유기농산물과 친환경농업, 식품저장과 가공산업, 제3권제1호, 2004, 1-9）
4. 이·진아「八堂上水源水質保全問題をめぐる葛藤過程分析」ソウル大学校大学院人類学科、2000年、修士論文（이진아, 팔당상수원 수질보전문제를 둘러싼 갈등과정 분석, 서울대학교대학원 인류학과, 2002, 석사논문）
5. 이·송궁、조·중구、이·성구「親環境農業の決定要因と地域間差異」『農村經濟』第27巻第1号、2004年、pp.41-61（이성구, 조중구, 임형백, 친환경농업의 결정요인과 지역간 차이, 농촌경제, 제27권제1호, 2004, 41-61）
6. 이·테건「韓国の親環境農業の現況とこれからの道」フックサリム研究所、第24号、2004年4月（이태근, 한국의 친환경농업의 현황과 앞으로 나아가야할 길, 흙살림연구소, 제24호, 2004년 4월）
7. 이·남준、고·병구、노·기안、한·민수、김·민경、곽·한강、박·문희「親環境農業モデル村に関する環境影響評価」『韓国環境農学会誌』第22巻第4号、2003年、pp.246-250（이남준, 고병구, 노기안, 한민수, 김민경, 곽한강, 박문희, 친환경농업 시범마을에 대한 환경영향평가, 한국환경농학회지, 제22권제4호, 2003, 246-250）
8. 이·미ョンホン「稲農業直接支払制度の所得分配効果分析」『農村經濟』第28巻第1号、2005年、pp.1-16（이명헌, 논농업 직불제의 소득분배효과 분석, 농촌경제, 제28권제1호, 2005, 1-16）
9. 이·윤민、호·남뮈크「農村地域の環境葛藤と農村住民の環境運動の役割と意味—ヤンピョン郡八堂地域の有機農業運動を事例に—」韓国地域地理学会誌、第7巻第4号、2001年、pp.18-32（이영민, 허남혁, 농촌지역 환경갈등과 농촌주민 환경운동의 역할과 의미: 양평군 팔당지역 유기농업운동을 사례로, 한국지역지리학회지, 제7권제4호, 2001, 18-32）

10. イム・チュンギュウ「産地農協の親環境農産物供給拡大方案」『韓国協同組合研究』第 20 巻第 1 号、2002 年、pp.137-160 (임충규, 산지농협의 친환경농산물 공급확대 방안, 한국협동조합연구, 제 20 권제 1 호, 2002, 137-160)
11. 칸·찬욘, 죠ン·운미「親環境農産物の生産と消費者行態分析」『農村經濟』第 22 号第 4 巻、韓国農村經濟研究院、1999 年 (강창용, 정은미, 친환경농산물의 생산과 소비자행동분석, 농촌경제, 제 22 권제 4 호)
12. 키ム·키욘미, 키ム·욘, 이·بون퐁, 키ム·산남, চে·윤지「親環境農業實踐農家の女性農業人の参加水準と情報網」『農村社会』第 14 巻第 1 号、2004 年、pp.121-148 (김경미, 김영, 이봉훈, 김상남, 최윤지, 친환경농업 실천농가의 여성농업인 참여수준과 정보망, 농촌사회, 제 14 권제 1 호, 2004, 121-148)
13. 키ム·죤ム「国際観点から見た持続農法の經濟性」『韓国際農誌』第 11 巻 2 号、韓国国際農業開發学会、2002 年 (김종무, 국제관점에서 본 지속농법의 경제성, 한국국제농지, 제 11 권제 2 호, 한국국제농업개발학회, 2002)
14. 키ム·찬길, 키ム·테욘「国内外親環境農畜産物の生産及び認证实態」『KREI 農政研究速報』韓国農村經濟研究院、2006 年 5 月、pp.1-22 (김창길, 김태용, 국내외 친환경농축산물의 생산 및 인증실태, KREI 농정연구속보, 한국농촌경제연구원, 2006 년 5 월, 1-22)
15. 키ム·츄ンシル, 키ム·테기ён「有機農業選好模型と生産者選好分析」『農業經濟研究』、第 34 巻、1993 年、pp.137-150 (김충실, 김태균, 유기농업 선호모형과 생산자 선호분석, 농업경제연구, 제 34 권, 1993, 137-150)
16. 키ム·비ён싱「生態戰略的接近法を通して見た韓国の生態共同体の活性化の可能性—親環境政策の事例を中心に」『韓国土地行政学会報』、第 11 巻第 1 号、2004 年、pp.29-56 (김병식, 생태전략적 접근법을 통해서 본 한국의 생태공동체 활성화 가능성 - 친환경 정책 사례를 중심으로-, 한국토지행정학회보, 제 11 권제 1 호, 2004 년, 29-56)
17. 키ム·혼산「環境親和的土地供給体系構築の主要論点と政策課題」『農村經濟』第 22 号第 4 巻、韓国農村經濟研究院、1999 年 (김홍상, 환경친화적 토지 공급체계 구축의 주요 논점과 정책과제, 농촌경제, 제 22 권제 4 호)
18. 키ム·완배「ウルジン郡農業・農村開發計画 (2005-2014)」ソウル大学校農業生命科学研究院、2004 年 11 月 (김완배, 울진군 농업농촌개발계획(2005-2014), 서울대학교 농업생명과학연구소, 2004 년 11 월)
19. _____「ナム해郡親環境農業中長期育成計画」ソウル大学校農業生命科学研究院、2006 年 8 月 (김완배, 남해군 친환경농업 중장기 육성계획, 서울대학교 농업생명과학연구소, 2006 년 8 월)
20. _____「親環境農業の現況と課題」ソウル大学校農業生命科学研究院、

- 2005 年 8 月 (김완배, 친환경 농업의 현황과 과제, 서울대학교 농업생명과학연구원, 2005년 8월)
21. _____ 「『ヤンピョン環境農業 21』推進計画樹立のための研究」ソウル大学校 農業開発研究所、1999 年 12 月 (김완배, 양평 환경농업 21 추진계획수립을 위한 연구, 서울대학교 농업개발연구소, 1999년 12월)
 22. _____ 「ヤンピョン郡における親環境農業の発展方案」、ソウル大学校、2004 年 7 月 (김완배, 양평군의 친환경 농업의 발전방안, 서울대학교, 2004년 7월)
 23. ゴン・グァンシク 「協同ネットワークを通じた親環境農業の発展方案」『韓国協同組合研究』第 17 巻第 2 号、2000 年、pp.21-37 (권광식, 협동네트웍을 통한 친환경 농업의 발전방안, 한국협동조합연구, 제 17 권제 2 호, 2000, 21-37)
 24. ジョン・ウンミ 『親環境農業の取引特性』韓国農村經濟研究院、2006 年 11 月
 25. ソ・ジョンヒョク 「親環境農業の育成政策の方向」『98 年夏季シンポジウム発表集』韓国農業經濟学会、1998 年、pp.85-109 (서중혁, 친환경 농업 육성정책의 방향, 한국농업경제학회, 1998, 85-109)
 26. ソン・ミョンギュー 「生態中心主義的代替社会運動の視角からみた有機農業の意義」『環境政策』第 6 巻第 2 号、1998 年、pp.21-51 (송명규, 생태중심주의적 대안사회 운동의 시각에서 본 유기농업의 의의, 환경정책, 제 6 권 제 2 호, 1998, 21-51)
 27. ソン・ミリョン、バク・シヒョン 「農村ムラの環境親和的計画要素導出と適用」『農村經濟』第 23 号第 1 巻、韓国農村經濟研究院、2000 年 (송미령, 박시현, 농촌마을의 환경친화적 계획요소 도출과 적용, 농촌경제, 제 23 권제 1 호, 2000)
 28. チェ・ヒョンビョン (ホンソン郡知事) 「付録 1 ホンソン郡における親環境農業の推進成果及び今後推進方向」『親環境農業の発展のための大討論会資料集』韓国農村經濟研究院、2005 年、pp.79-86 (최현병-홍성군수, 부록 1 홍성군의 친환경 농업의 추진 성과 및 향후 추진 방향, 친환경 농업의 발전을 위한 대토론회 자료집, 한국농촌경제연구원, 2005, 79-86)
 29. 노·첸요ン、안·비ョン리올 「ライフスタイルによる親環境農産物の満足度の比較」『農村經濟』第 28 巻第 3 号、2005 年、pp.57-68 (노채영, 안병렬, 라이프 스타일에 따른 친환경농산물의 만족도 비교, 농촌경제, 제 28 권제 3 호, 2005, 57-68)
 30. フックサリム研究所 「フックサリム認証制度と認証農家現況」フックサリム研究所、第 23 号、2004 年 4 月 (흠살림연구소, 흠살림 인증제도와 인증농가 현황, 흠살림 연구소, 제 23 호, 2004년 4월)
 31. 호·길헨 「21 世紀農業環境の変化と政策課題」『農村經濟』第 23 巻第 1 号、韓国農村經濟研究院、2000 年 (허길행, 21 세기 농업 환경의 변화와 정책과제, 농촌경제, 제 23 권제 1 호, 2000)
 32. 호·신헨 『新農業—韓国農業の 21 世紀戰略—』キムヨンサ、1993 年 (허신행, 신 농업—한국 농업의 21 세기 전략—, 김영사, 1993)

33. ホ・ジャン「親環境農業育成事業の評価と発展方向」『農村経済』第 23 巻第 1 号, 2000 年 (허장, 친환경농업 육성계획의 평가와 발전방향, 농촌경제 제 23 권제 1 호, 2000)
34. _____「有機農業の『慣行農業化』と危機に関する論議」『農村経済』第 30 巻第 1 号, 2007 年 (허장, 유기농업의 관행농업화와 위기에 관한 논의, 농촌경제 제 30 권제 1 호, 2007)
35. ホ・ドク、イム・ソン진「親環境畜産直接支払制度のモデル事業実態分析」『農村经济』第 28 巻第 2 号, 2005, pp.85-101 (허덕, 임성진, 친환경축산 직불제 시범사업 실태 분석, 농촌경제, 제 28 권제 2 호, 2005, 85-101)
36. ユ・ジョンギョ「パルダン生命サリム 10 年の跡と中長期展望」『パルダン生命サリム 10 周年記念シンポジウム資料集』2005 年 11 月 (유정규, 팔당생명살림 10 년의 발자취와 중장기전망, 팔당생명살림 10 주년 기념 심포지엄 자료집, 2005 년 11 월)
37. リュウ・ウルリョル「忠北の親環境農法導入方法研究」『忠北の親環境農業発展方案 韓・日学術シンポジウム』1999 年, pp.89-127 (류을렬, 충북의 친환경농법 도입 방법 연구, 충북의 친환경농업 발전 방안 한·일 학술 심포지엄, 1999, 89-127)
38. ワン・イングン「開発途上国に対する国際開発協力概況」『韓国国際農業開発学会誌』第 11 巻 1 号, 1999 年 (왕인근, 개발도상국의 국제개발협력 개황, 한국국제농업 개발학회지, 제 11 권제 1 호, 1999)
39. 営農組合法人パルダン生命サリム『2006 定期總會資料集』2006 年
40. 韓国農林水産食品部環境政策課「親環境農業 5 ヶ年計画」(2001 年～2005 年)、2001 年
41. 韓国農林水産食品部環境政策課「親環境農業 5 ヶ年計画」(2006 年～2010 年)、2006 年
42. 韓国農林水産食品部農村社会課「2006 特区概要」
43. 韓国農林水産食品部「親環境農業育成施行規則」
44. 韓国農林水産食品部「親環境農業育成法」
45. 韓国農林水産食品部「農水産物加工産業育成及び品質管理に関する法律」
46. 韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院「機関別認証現況 1999-2006」
47. 韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院「年度別認証現況 1999-2006」
48. 韓国農林水産食品部消費安全課「報道資料」2005 年 12 月 6 日
49. 韓国農林水産食品部親環境農業政策課「報道資料」2006 年 1 月 3 日
50. 韓国農林水産食品部国立農産物品質管理院「親環境農産物の年度別認証現況 2006 年度」
51. 産学協力団朝鮮大学校「産学協力団報道資料」2005 年
52. 社団法人フックサリム『フックサリム親環境農業教育資料集』2007 年
53. パルダン生命サリム『2006 定期總會資料集』2006 年

54. パルダン生命サリム『パルダン生命サリム 10周年記念シンポジウム資料集』2005年
55. ヤンピョン郡『ヤンピョン環境農業—21』
56. ヤンピョン郡親環境農業政策課資料「親環境農産物認証現況 2006年度」

〔英語文献〕

1. FAO/WHO, Application of Risk Analysis to Food Standards Issues-Report of the Joint FAO/WHO Consultation, WHO/FNU/FOS/95.3, 1995
2. Kim Chang-gil, Kim Tae-young, "Economics of Conversion to Environmentally Friendly Practices of Rice Production," Journal of Rural Development, No.27, 2004, pp.91-112
3. Kihueng Kim, "Two Concepts of Sustainability: Evaluation of Organic Farming," The Human Development and Capability Association (HDCA), August 29 – September 1, 2006, Groningen University, the Netherlands.
4. National statistical office. 2003 Agricultural Census Northeastern Region, Ministry of Information and Communication Technology
5. R.K.Pandey.1991.A primer on organic-based rice farming, IRRI
6. Rawls, J. 1988. "Priority of Right and Ideas of the Good," Philosophy and Public Affairs, 7.
7. Robert Axelrod, *The Evolution of Cooperation*, Basic Books, Inc., Publishers, New York, 1984
8. The Ethical Consumerism Report 2007, The Co-operative Bank
9. Uhn-soon Gim, Young-sook Nam, "Environmental Impact Assessment of Agricultural Projects in Korea," Journal of Rural Development, No.21, 1998, pp.1-28
10. World Bank, 1997. *World Development Report 1997*, New York; Oxford University Press

謝辞

博士論文の執筆にあたり、多くの方々からご指導とご協力をいただきました。

「有機農業」というテーマは、韓国の慶北大学から日本の姉妹校である東京農業大学に奨学プログラムで留学した学部2年生の時に興味を持ち始めたもので、東大の修士課程に引き続き、博士課程の4年間でやっと自分なりの答えを出すことができたと思っています。その間、たくさんの方に出会い、たくさんの方の事を学ぶことができました。そのすべてを本論文に入れることはできませんでしたが、その貴重な経験があったからこそ博士論文という形にまとめることができたと思います。この場を借りてこれまでお世話になったすべての方々に御礼申し上げます。

東大の修士課程に入った時、指導教官をお引き受けいただいた原洋之介先生（当時、東洋文化研究所教授、現在、政策研究大学院大学教授）には東大を退官された後も引き続き、色々とお面倒をみていただきました。奥様とともに学問的な面でも生活の面でも大変ご心配してくださり、また力強い応援者としてたくさんの励ましをいただきました。どうもありがとうございました。博士課程で指導教官をお引き受けいただいた東洋文化研究所の池本幸生先生にも深く御礼申し上げます。池本先生には研究にあたり理論の面での慎重さはもちろんのこと、現場での研究者としての姿勢を教わることができました。偏りのない価値観を大事にし、現場ではまず自らの目で確かめ、生産者一人一人の立場をよく理解しようとする姿勢は、これからも私の研究人生において大事にしていきたいと思っています。

学位審査にあたり、貴重なお時間をいただき、たくさんの方の有意義なコメントをくださった東京大学大学院農業・資源経済学専攻の木南章先生、松本武祝先生、中嶋康博先生にも感謝いたします。また農業・資源経済学専攻の生源寺真一先生、泉田洋一先生、谷口信和先生、本間正義先生、万木孝雄先生、齋藤勝宏先生にも6年間に渡りたくさんのご指導をいただくことができました。特に、教室研究会の際には、お忙しい中にも拘わらず、たくさんの方のコメントをくださり感謝いたします。東大の中で「有機農業」というテーマで2時間に渡って議論していただいたこと自体、感無量でした。

本論文では日本、韓国、タイの3ヶ国で現地調査を行い、その際、たくさんの方々にご協力をいただくことができました。

日本の調査に関しては、修士課程の頃から長い間、お世話になり、私の「有機農業」のモデルになった「あしがら農の会」の皆様には感謝いたします。笹村出さんを始め、笹村かよ子さん、相原佑子さん、相原海さん、千田富美子さん、千田正弘さん、加藤明さん、作美尚子さん、松本邦裕さん、中村隆一さん、山下黎丈さん、山下良子さん、中原茂樹さん、海老澤広知さん、井上昌代さん、諏訪間直子さん、小宮慎一郎さん、額田伸一さん、中田

早保さん、田中大樹さん、青英権さん、安藤和夫さん、山田純さんご夫婦には農場を見学させていただいたり、お話を聞かせていただき、感謝いたします。そして調査にご一緒だった吉野馨子さんとアンケート調査にご協力いただいた消費者の方たち、田んぼの会とお茶の会の皆さんなど「農の会」に関わる皆様に感謝いたします。

日本有機農業研究会の上杉幸康さん、相原成行さん、金子美登さん、林重孝さん、「自給研究会」に参加させてくださった久保田裕子先生、大崎正治先生、白根節子さん、今井優子さん、日本有機農業学会の古沢広祐先生、波多野豪先生、岸田芳朗先生、榎瀧俊子先生、野見山敏雄先生、澤登早苗先生、高橋太一さん、中島紀一先生、本城昇先生、宇根豊先生、大山利男先生、長谷川浩さん、また今は退官された足立恭一郎先生、「大地を守る会」の藤田和芳会長と長谷川満社長、山梨の久津間範彦さん、フルーツバスケットの加藤保明代表にも感謝申し上げます。

2007年からは始まった「国際有機農業映画祭」に実行委員会のメンバーとして参加することができ、委員の皆様にはたくさんの励ましをいただきました。大野和興会長、田坂興亜先生、堀純司さん、笠原真弓さん、中村易世さん、安田節子さん、入沢牧子さん、山田勝巳さん、相馬直美さん、土井孝文さん、堀口博子さん、今井登志樹さん、小池菜採さん、小野田明子さん、鎌田陽司さん、前田有一さん、三浦秀雄さんに感謝いたします。

韓国においては、ソウル大学校教授のキム・ワンベ先生、アン・ドンファン先生、キム・ジョンスク先生、(社)フックサリムのイ・テグン会長、(社)フックサリムのイ・ソンジヤさんとイ・ソンウォンさん、元正農会及び元パルダン生命サリム会長であるジョン・サンムクさんとそのご家族、パルダン生命サリム事務局のヤン・スイルさんと事務の方々、パルダン生命サリムの顧問クォン・オギョン先生、正農会の顧問オ・ゼギル先生、正農会の事務局のジン・キョンファンさんと事務の方々、韓国農産物品質管理院のイ・グァングさん、ジョン・ヨンチョルさんに感謝いたします。

タイの調査に関しては、5回に渡る東北タイの調査でいつも同行してくださったマハサラカム大学の Kriangsuk Boontiang 先生とカラシンの有機農業生産者及びターウォン財団の方々、ウボン米研究センターの Boonrat Jongdee 先生、東京大学アジア生物資源環境研究センター准教授 鴨下顕彦先生に感謝いたします。

その他に、2005年8月オーストラリアのアデレードで開かれた第15回 IFOAM (国際有機農業運動連盟)大会に参加した時にお世話になった有機農家マリアさんご夫婦と2006年8月オランダのグローニンゲンで開催された HDCA (Human Development and Capability Association) 大会の際にアムステルダムでお世話になった公務員のおじさん、そしてパリでお世話になったバク・ソンヒさんご家族に御礼を申し上げます。

そして博士論文で疲れていた私を精神的な面で支えてくれたバク・ジョンハさん、グォン・スビョンさん、片岡洋子さんや、岡野真理さん、米山純子さん、キム・ミソンさん、呂曉菁さん、金岡陽子さん他、研究室の先輩後輩には大変お世話になりました。

修士課程の2年間、東亜育友会の奨学金を受けることができ、星野伊希子理事長と事務局の山岡鉄治さんには暖かい励ましをいただきました。また、博士課程の4年間は本庄国際奨学財団から奨学金を受けることができ、論文完成に至ることができました。本庄照子理事長と事務局の高田義臣さん、河島伊都子さん、三浦里恵さんには大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

最後に、ともに留学生活を送りながらいつも側で力になってくれた弟と、韓国でたくさんのお祈りと愛情で私を支えてくださったご両親と兄さんに感謝いたします。

2009年3月4日 東京本郷にて